（三）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
855,000	860,000	124,800	955,000	960,000	144,800	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額
860,000	865,000	125,800	960,000	965,000	145,800			
865,000	870,000	126,800	965,000	970,000	146,800			
870,000	875,000	127,800	970,000	975,000	147,800			
875,000	880,000	128,800	975,000	980,000	148,800			
880,000	885,000	129,800	980,000	985,000	149,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額
885,000	890,000	130,800	985,000	990,000	150,800			
890,000	895,000	131,800	990,000	995,000	151,800			
895,000	900,000	132,800	995,000	1,000,000	152,800			
900,000	905,000	133,800						
905,000	910,000	134,800	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	4,000,000	4,642,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額
910,000	915,000	135,800						
915,000	920,000	136,800						
920,000	925,000	137,800						
925,000	930,000	138,800						
930,000	935,000	139,800	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	4,642,000円		1,457,700円
935,000	940,000	140,800						
940,000	945,000	141,800						
945,000	950,000	142,800						
950,000	955,000	143,800						

（注）　この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

⑴　その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

⑵　給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

⑶　給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（新法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

㈵　その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合　当該合計額

㈺　その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合　当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額

㈧　その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合　37,500円

⑷　給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（新法第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

㈵　その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）

㈺　その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）

㈧　その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、㈠により求めた金額から控除した金額を求める。

㈢　次に、㈠及び㈡により求めた金額から、

⑴　給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

㈵　当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

㈺　当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

⑵　給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、

㈵　当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

⒜　⒝に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

⒝　当該申告書に新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

㈺　当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

㈣　㈢により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

㈤　㈠から㈣までにより税額を求める場合において、㈢により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

（一）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
256,875円未満		149,500円未満	300,000	301,000	184,000	345,000	346,000	220,000
256,875	257,000	149,500	301,000	302,000	184,800	346,000	347,000	220,800
257,000	258,000	149,600	302,000	303,000	185,600	347,000	348,000	221,600
258,000	259,000	150,400	303,000	304,000	186,400	348,000	349,000	222,400
259,000	260,000	151,200	304,000	305,000	187,200	349,000	350,000	223,200
260,000	261,000	152,000	305,000	306,000	188,000	350,000	351,000	224,000
261,000	262,000	152,800	306,000	307,000	188,800	351,000	352,000	224,800
262,000	263,000	153,600	307,000	308,000	189,600	352,000	353,000	225,600
263,000	264,000	154,400	308,000	309,000	190,400	353,000	354,000	226,400
264,000	265,000	155,200	309,000	310,000	191,200	354,000	355,000	227,200
265,000	266,000	156,000	310,000	311,000	192,000	355,000	356,000	228,000
266,000	267,000	156,800	311,000	312,000	192,800	356,000	357,000	228,800
267,000	268,000	157,600	312,000	313,000	193,600	357,000	358,000	229,600
268,000	269,000	158,400	313,000	314,000	194,400	358,000	359,000	230,400
269,000	270,000	159,200	314,000	315,000	195,200	359,000	360,000	231,200
270,000	271,000	160,000	315,000	316,000	196,000	360,000	361,000	232,000
271,000	272,000	160,800	316,000	317,000	196,800	361,000	362,000	232,800
272,000	273,000	161,600	317,000	318,000	197,600	362,000	363,000	233,600
273,000	274,000	162,400	318,000	319,000	198,400	363,000	364,000	234,400
274,000	275,000	163,200	319,000	320.000	199,200	364,000	365,000	235,200
275,000	276,000	164,000	320,000	321,000	200,000	365,000	366,000	236,000
276,000	277,000	164,800	321,000	322,000	200,800	366,000	367,000	236,800
277,000	278,000	165,600	322,000	323,000	201,600	367,000	368,000	237,600
278,000	279,000	166,400	323,000	324,000	202,400	368,000	369,000	238,400
279,000	280,000	167,200	324,000	325,000	203,200	369,000	370,000	239,200
280,000	281,000	168,000	325,000	326,000	204,000	370,000	371,000	240,000
281,000	282,000	168,800	326,000	327,000	204,800	371,000	372,000	240,800
282,000	283,000	169,600	327,000	328,000	205,600	372,000	373,000	241,600
283,000	284,000	170,400	328,000	329,000	206,400	373,000	374,000	242,400
284,000	285,000	171,200	329,000	330,000	207,200	374,000	375,000	243,200
285,000	286,000	172,000	330,000	331,000	208,000	375,000	376,000	244,000
286,000	287,000	172,800	331,000	332,000	208,800	376,000	377,000	244,800
287,000	288,000	173,600	332,000	333,000	209,600	377,000	378,000	245,600
288,000	289,000	174,400	333,000	334,000	210,400	378,000	379,000	246,400
289,000	290,000	175,200	334,000	335,000	211,200	379,000	380,000	247,200
290,000	291,000	176,000	335,000	336,000	212,000	380,000	381,000	248,000
291,000	292,000	176,800	336,000	337,000	212,800	381,000	382,000	248,800
292,000	293,000	177,600	337,000	338,000	213,600	382,000	383,000	249,600
293,000	294,000	178,400	338,000	339,000	214,400	383,000	384,000	250,400
294,000	295,000	179,200	339,000	340,000	215,200	384,000	385,000	251,200
295,000	296,000	180,000	340,000	341,000	216,000	385,000	386,000	252,000
296,000	297,000	180,800	341,000	342,000	216,800	386,000	387,000	252,800
297,000	298,000	181,600	342,000	343,000	217,600	387,000	388,000	253,600
298,000	299,000	182,400	343,000	344,000	218,400	388,000	389,000	254,400
299,000	300,000	183,200	344,000	345,000	219,200	389,000	390,000	255,200

（二）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
390,000	391,000	256,000	435,000	436,000	292,000	520,000	522,000	360,000
391,000	392,000	256,800	436,000	437,000	292,800	522,000	524,000	361,600
392,000	393,000	257,600	437,000	438,000	293,600	524,000	526,000	363,200
393,000	394,000	258,400	438,000	439,000	294,400	526,000	528,000	364,800
394,000	395,000	259,200	439,000	440,000	295,200	528,000	530,000	366,400
395,000	396,000	260,000	440,000	442,000	296,000	530,000	532,000	368,000
396,000	397,000	260,800	442,000	444,000	297,600	532,000	534,000	369,600
397,000	398,000	261,600	444,000	446,000	299,200	534,000	536,000	371,200
398,000	399,000	262,400	446,000	448,000	300,800	536,000	538,000	372,800
399,000	400,000	263,200	448,000	450,000	302,400	538,000	540,000	374,400
400,000	401,000	264,000	450,000	452,000	304,000	540,000	542,000	376,000
401,000	402,000	264,800	452,000	454,000	305,600	542,000	544,000	377,600
402,000	403,000	265,600	454,000	456,000	307,200	544,000	546,000	379,200
403,000	404,000	266,400	456,000	458,000	308,800	546,000	548,000	380,800
404,000	405,000	267,200	458,000	460,000	310,400	548,000	550,000	382,400
405,000	406,000	268,000	460,000	462,000	312,000	550,000	552,000	384,000
406,000	407,000	268,800	462,000	464,000	313,600	552,000	554,000	385,600
407,000	408,000	269,600	464,000	466,000	315,200	554,000	556,000	387,200
408,000	409,000	270,400	466,000	468,000	316,800	556,000	558,000	388,800
409,000	410,000	271,200	468,000	470,000	318,400	558,000	560,000	390,400
410,000	411,000	272,000	470,000	472,000	320,000	560,000	562,000	392,000
411,000	412,000	272,800	472,000	474,000	321,600	562,000	564,000	393,600
412,000	413,000	273,600	474,000	476,000	323,200	564,000	566,000	395,200
413,000	414,000	274,400	476,000	478,000	324,800	566,000	568,000	396,800
414,000	415,000	275,200	478,000	480,000	326,400	568,000	570,000	398,400
415,000	416,000	276,000	480,000	482,000	328,000	570,000	572,000	400,000
416,000	417,000	276,800	482,000	484,000	329,600	572,000	574,000	401,600
417,000	418,000	277,600	484,000	486,000	331,200	574,000	576,000	403,200
418,000	419,000	278,400	486,000	488,000	332,800	576,000	578,000	404,800
419,000	420,000	279,200	488,000	490,000	334,400	578,000	580,000	406,400
420,000	421,000	280,000	490,000	492,000	336,000	580,000	582,000	408,000
421,000	422,000	280,800	492,000	494,000	337,600	582,000	584,000	409,600
422.000	423,000	281,600	494,000	496,000	339,200	584,000	586,000	411,200
423,000	424,000	282,400	496,000	498,000	340,800	586,000	588,000	412,800
424,000	425,000	283,200	498,000	500,000	342,400	588,000	590,000	414,400
425,000	426,000	284,000	500,000	502,000	344,000	590,000	592,000	416,000
426,000	427,000	284,800	502,000	504,000	345,600	592,000	594,000	417,600
427,000	428,000	285,600	504,000	506,000	347,200	594,000	596,000	419,200
428,000	429,000	286,400	506,000	508,000	348,800	596,000	598,000	420,800
429,000	430,000	287,200	508,000	510,000	350,400	598,000	600,000	422,400
430,000	431,000	288,000	510,000	512,000	352,000	600,000	602,000	424,000
431,000	432,000	288,800	512,000	514,000	353,600	602,000	604,000	425,600
432,000	433,000	289,600	514,000	516,000	355,200	604,000	606,000	427,200
433,000	434,000	290,400	516,000	518,000	356,800	606,000	608,000	428,800
434,000	435,000	291,200	518,000	520,000	358,400	608,000	610,000	430,400

（三）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
610,000	612,000	432,000	700,000	702,000	507,000	790,000	792,000	588,000
612,000	614,000	433,600	702,000	704,000	508,800	792,000	794,000	589,800
614,000	616,000	435,200	704,000	706,000	510,600	794,000	796,000	591,600
616,000	618,000	436,800	706,000	708,000	512,400	796,000	798,000	593,400
618,000	620,000	438,400	708,000	710,000	514,200	798,000	800,000	595,200
620,000	622,000	440,000	710,000	712,000	516,000	800,000	802,000	597,000
622,000	624,000	441,600	712,000	714,000	517,800	802,000	804,000	598,800
624,000	626,000	443,200	714,000	716,000	519,600	804,000	806,000	600,600
626,000	628,000	444,800	716,000	718,000	521,400	806,000	808,000	602,400
628,000	630,000	446,400	718,000	720,000	523,200	808,000	810,000	604,200
630,000	632,000	448,000	720,000	722,000	525,000	810,000	812,000	606,000
632,000	634,000	449,600	722,000	724,000	526,800	812,000	814,000	607,800
634,000	636,000	451,200	724,000	726,000	528,600	814,000	816,000	609,600
636,000	638,000	452,800	726,000	728,000	530,400	816,000	818,000	611,400
638,000	640,000	454,400	728,000	730,000	532,200	818,000	820,000	613,200
640,000	642,000	456,000	730,000	732,000	534,000	820,000	822,000	615,000
642,000	644,000	457,600	732,000	734,000	535,800	822,000	824,000	616,800
644,000	646,000	459,200	734,000	736,000	537,600	824,000	826,000	618,600
646,000	648,000	460,800	736,000	738,000	539,400	826,000	828,000	620,400
648,000	650,000	462,400	738,000	740,000	541,200	828,000	830,000	622,200
650,000	652,000	464,000	740,000	742,000	543,000	830,000	832,000	624,000
652,000	654,000	465,600	742,000	744,000	544,800	832,000	834,000	625,800
654,000	656,000	467,200	744,000	746,000	546,600	834,000	836,000	627,600
656,000	658,000	468,800	746,000	748,000	548,400	836,000	838,000	629,400
658,000	660,000	470,400	748,000	750,000	550,200	838,000	840,000	631,200
660,000	662,000	472,000	750,000	752,000	552,000	840,000	842,000	633,000
662,000	664,000	473,600	752,000	754,000	553,800	842,000	844,000	634,800
664,000	666,000	475,200	754,000	756,000	555,600	844,000	846,000	636,600
666,000	668,000	476,800	756,000	758,000	557,400	846,000	848,000	638,400
668,000	670,000	478,400	758,000	760,000	559,200	848,000	850,000	640,200
670,000	672,000	480,000	760,000	762,000	561,000	850,000	852,000	642,000
672,000	674,000	481,800	762,000	764,000	562,800	852,000	854,000	643,800
674,000	676,000	483,600	764,000	766,000	564,600	854,000	856,000	645,600
676,000	678,000	485,400	766,000	768,000	566,400	856,000	858,000	647,400
678,000	680,000	487,200	768,000	770,000	568,200	858,000	860,000	649,200
680,000	682,000	489,000	770,000	772,000	570,000	860,000	862,000	651,000
682,000	684,000	490,800	772,000	774,000	571,800	862,000	864,000	652,800
684,000	686,000	492,600	774,000	776,000	573,600	864,000	866,000	654,600
686,000	688,000	494,400	776,000	778,000	575,400	866,000	868,000	656,400
688,000	690,000	496,200	778,000	780,000	577,200	868,000	870,000	658,200
690,000	692,000	498,000	780,000	782,000	579,000	870,000円以上		給与等の金額から210,000円を控除した金額
692,000	694,000	499,800	782,000	784,000	580,800			
694,000	696,000	501,600	784,000	786,000	582,600			
696,000	698,000	503,400	786,000	788,000	584,400			
698,000	700,000	505,200	788,000	790,000	586,200			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六　昭和42年分の退職所得の源泉徴収税額表

（一）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000円未満		0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300

（二）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額
以　　上	未　　満		以　　上	未　　満		以　　上	未　　満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800

（三）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額
以　　上	未　　満		以　　上	未　　満		以　　上	未　　満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 124,800	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
1,760,000	1,770,000	129,800	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
1,810,000	1,820,000	134,800	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
1,860,000	1,870,000	139,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
1,910,000	1,920,000	144,800	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
1,960,000	1,970,000	149,800	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十一号（昭四二・五・三一）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第二十二条第四項中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

第二十六条第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改め、「その内国法人」の下に「（その内国法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人とする。）」を加える。

第二十八条中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第三十一条第一項及び第三十二条第一項中「（損金経理により償却に係る引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」を削る。

第三十七条第三項第一号中「以下この号において同じ。」を削り、「で国又は地方公共団体がその行政目的のために直接供する施設に充てるためのもの」を「（その寄付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。）」に改め、同条第七項中「、第二項」を「第二項」に、「記載があり、かつ、同項各号に規定する寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合」を「記載及び同項各号に規定する寄付金の明細書の添附があり、かつ、大蔵省令で定める書類を保存している場合」に改め、同条第八項中「又は書類の添附がない」を「若しくは明細書の添附がない」に、「場合」を「場合又は同項の書類の保存がない場合」に、「又は書類の添附がなかつた」を「若しくは明細書の添附又は書類の保存がなかつた」に改める。

第四十一条中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第六十条の見出し及び同条第一項中「相互会社である」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該分配する金額が政令で定める金額をこえる場合は、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

第六十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2　前項の保険会社は、確定申告書に同項の規定により損金の額に算入される金額の計算に関する明細を記載した書類を添附しなければならない。

第六十二条第一項本文中「の確定した決算」を削り、同項ただし書中「その確定した決算において」を削り、「ことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた」を「場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十三条第一項中「次項まで」を「この項」に改め、「をした資産」の下に「（前条の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第六十八条第一項中「又は報酬若しくは料金」を「、報酬若しくは料金又は賞金」に改め、「所得税の額は」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第六十九条を削る。

第七十条第二項中「各事業年度（」の下に「その内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該各併の日以前に終了した各事業年度を含む。」を加え、同条を第六十九条とする。

第七十条の二第一項中「開始する各事業年度」の下に「（その内国法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第七十条とする。

3　前二項の規定は、第一項の内国法人が合併により消滅した後に、その内国法人の同項に規定する事業年度の所得に対する法人税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

第七十条の三中「第六十八条から第七十条まで」を第六十八条及び第六十九条」に改め、同条を第七十条の二とする。

第七十一条第一項中「二万五千円」を「三万円」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第九十三条中「資本等の金額」の下に「と利益積立金額等との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　解散の時における利益積立金額

二　清算中に内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第二項の規定に該当するものを除く。）の合計額から、清算中に支払つた負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額のうち、その元本である株式、出資又は受益証券に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

三　第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号（定義）に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの及び第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたもの

第九十五条第二項中「その他大蔵省令で定める書類」を削り、同条第三項中「書類」を「明細書」に改める。

第九十六条中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条　削除

第九十九条を次のように改める。

（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第九十九条　内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2　協同組合等が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

第百条第一項中「又は報酬若しくは料金」を「、報酬若しくは料金又は賞金」に改め、「所得税の額は」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第百一条を次のように改める。

第百一条　削除

第百二条第一項第二号中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同項第三号中「次条第一項第二号ロ」を「次条第一項第一号」に改め、同項第五号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第百三条第一項各号列記以外の部分中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額（その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額」を加え、同項第一号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる金額を第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

第百四条第一項三号中「又は第百一条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）」を削る。

第百九条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第百十二条第一項第二号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三　第一項の被合併法人のその合併の時における利益積立金額が合併法人に引き継がれた場合　その引き継がれた利益積立金額

第百十五条を次のように改める。

（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第百十五条　内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2　協同組合等が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

第百二十七条第一項第二号中「前条第二項」を「その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項」に、「その事実の生じた日の属する事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第百二十九条第三項中「第七十条の二」を「第七十条」に改める。

第百三十四条の二第一項中「第七十条の二」を「第七十条」に、「同条第一項」を「その内国法人の同条第一項」に改める。

第百三十五条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第百四十五条第二項の表中「第七十条第八項」を「第六十九条第八項」に、「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に、「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法（退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除く。）の規定は、法人（同法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国税額の還付金の益金不算入等に関する経過規定）

第三条　改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二十六条第二項（外国税額の還付金の益金不算入）、第六十条（保険会社の契約者配当の損金算入）、第六十八条（所得税額の控除）（賞金に係る部分に限る。）、第六十九条（外国税額の控除）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（みなし配当金額の一部の控除等に関する経過規定）

第四条　内国法人が、施行日以後に開始する事業年度（施行日以後に解散した法人の清算中の期間を含む。）において、施行日前に解散し又は合併した内国法人から受ける新法第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該みなされる金額の百分の二十五に相当する金額の法人税額からの控除又は当該百分の二十五に相当する金額の残余財産の価額への算入については、なお従前の例による。

2　内国法人が、施行日前に開始した事業年度（施行日以後に解散した法人の清算中の期間を含む。）において、施行日以後に解散し又は合併した内国法人から受ける改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、当該金額については、附則第二条（経過規定の原則）の規定にかかわらず、旧法第六十九条、第九十七条及び第百一条（みなし配当金額の一部の控除等）の例によらないものとする。

（中間申告に関する経過規定）

第五条　新法第七十一条（中間申告）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出期限の到来する同条の規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した旧法第七十一条（中間申告）（旧法第百四十五条第一項（外国法人

に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

（青色申告の承認の取消しに関する経過規定）

第六条　新法第百二十七条第一項第二号（青色申告の承認の取消し）（新法第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号（昭四二・五・三一）

◎相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四　相続人の取得した第三条第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち百万円までの金額（その者の取得した当該保険金の合計額が百万円をこえ、かつ、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がある場合においては、百万円に当該残額のうちその者の取得した当該保険金の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）に相当する部分

イ　百万円に第三条第一項第一号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ　第三条第一項第一号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額で百万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

五　相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与でその合計額のうち五十万円までの金額（その者の取得した当該給与の合計額が五十万円をこえ、かつ、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がある場合においては、五十万円に当該残額のうちその者の取得した当該給与の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）に相当する部分

イ　五十万円に第三条第一項第二号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ　第三条第一項第二号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる給与の合計額で五十万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

第十五条第一項中「第十八条の二」を「第十八条」に改める

第十七条を削る

第十八条中「総額を、」を「総額に、それぞれ」に、「からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して」を「が当該財産を取得したすべての者に

係る課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて」に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を第十八条とする。

第十九条の二を次のように改める。

（配偶者に対する相続税額の軽減）

第十九条の二　被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもつてその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一　当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額

二　当該相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円）を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がそれぞれ民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合において、当該配偶者につき第十五条から第十七条までの規定を適用して算出した金額

第二十七条第一項中「がその取得財産に係る基礎控除額をこえ、かつ、当該課税価格」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2　改正後の相続税法の規定は、昭和四十二年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭四二・五・三一）

◎印紙税法

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　課税標準及び税率（第七条）
第三章　納付、申告及び還付等（第八条―第十四条）
第四章　雑則（第十五条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、印紙税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

（課税物件）

第二条　別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

（納税義務者）

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書（以下「課税文書」という。）の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

（課税文書の作成とみなす場合等）

第四条 別紙第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第十七号に掲げる委任状のうち、株式会社その他の政令で定める法人（以下「会社等」という。）の株主総会その他これに準ずる機関（以下「総会等」という。）における議決権の行使を委任するために作成されるもので、当該会社等が、政令で定めるところにより、当該委任状に係る印紙税を納付することにつき、その本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて大蔵省令で定める表示をしたものについては、当該承認を受けた者が、その委任をした者から当該委任状を受け取つた時に、これを作成したものとみなす。

3 別表第一第二十三号から第二十五号までの課税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 一の文書（別表第一第三号から第七号まで、第十号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる文書を除く。）に、同表第一号から第二十二号までの課税文書（同表第三号から第七号まで及び第十号の課税文書を除く。）により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第二十三号若しくは第二十四号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

5 別表第一第二十四号又は第二十五号の課税文書（以下この項において「通帳等」という。）に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額（同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。）が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円をこえる金額

二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円以上の金額

6 次条第二号に規定する者（以下この条において「国等」という。）と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者（公証人を除く。）が保存するものは国等が作成したものとみなす。

7 前項の規定は、次条第三号に規定する者とその他の者（国等を除く。）とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別紙第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

（納税地）

第六条 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書 これらの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙税納付計器の設置場所

四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされているもの 当該作成場所

五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

（課税標準及び税率）

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

第三章 納付、申告及び還付等

（印紙による納付等）

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十三条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙（以下「相当印紙」という。）を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。

（税印による納付の特例）

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、大蔵省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、税印（大蔵省令で定める印影の形式を有する印をいう。次項において同じ。）を押すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

（印紙税納付計器の使用による納付の特例）

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器（印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器（第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。）で、大蔵省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、その設置しよ

うとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2　前項の承認を受けた者は、同項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、同項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示をすることができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

3　前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

4　第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。

5　税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

6　第一項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（書式表示による申告及び納付の特例）

第十一条　課税文書の作成者は、別表第一第四号に掲げる物品切手その他の課税文書で政令で定めるもののうち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされているもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

一　毎月継続して作成されることとされているもの

二　特定の日に多量に作成されることとされているもの

2　前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3　第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る課税文書の作成の時までに、当該課税文書に大蔵省令で定める書式による表示をしなければならない。

4　第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分（当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。）をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一　その月中（第一項第二号に掲げる課税文書にあつては、同号に規定する日）に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分（政令で定める課税文書については、その一の課税文書ごとの税額区分）の異なるごとに合計した数量（次号において「課税標準数量」という。）

二　課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三　その他参考となるべき事項

5　前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

6　第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

（預貯金通帳に係る申告及び納付等の特例）

第十二条　別表第一第十三号の課税文書のうち政令で定める預貯金通帳の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて、当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に作成する当該預貯金通帳に係る印紙税を納付することができる。

2　前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3　第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳に、同項の期間内において最初の付込みをする時までに、大蔵省令で定める書式による表示をしなければならない。

4　第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が同項の期間内に作成する当該預貯金通帳は、当該期間の開始の時に作成するものとみなし、当該期間内に作成する当該預貯金通帳の数量は、当該期間の開始の時における当該預貯金通帳に係る預貯金と同一の種類の預貯金の口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

5　第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一　当該承認に係る預貯金通帳の種類ごとの前項に規定する預貯金の口座の数に相当する預貯金通帳の数量及び当該数量の合計数量（次号において「課税標準数量」という。）

二　課税標準数量に対する印紙税額（次項において「納付すべき税額」という。）

三　その他参考となるべき事項

6　前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

7　第一項の承認を受けた者が、当該承認を受けた日の属する年の前年においても同項の承認を受けており、かつ、当該承認に係る預貯金通帳に既に第三項の表示をしている場合には、当該預貯金通帳については、再び当該表示をすることを要しないものとする。

（委任状に係る申告及び納付の特例）

第十三条　第四条第二項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項の会社等の総会等の開始の日の属する月の翌月末日までに、同項の税務署長に提出しなければならない。

一　当該承認を受けた者が受け取つた当該承認に係る委任状の数量（次号において「課税標準数量」という。）

二　課税標準数量に対する印紙税額（次項において「納付すべき税額」という。）

三　その他参考となるべき事項

2　前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

（過誤納の確認等）

第十四条　印紙税に係る過誤納金（第十条第三項の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。）の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納税地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。ただし、前三条の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項若しくは第十九条第三項（期限後申告・修正申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正若しくは決定を含む。）に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

2　第九条第二項又は第十条第三項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十条第一項の税務署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金（前項の確認を受けたもの及び同項ただし書に規定する過誤納金を除く。）の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をすることができる。

3　第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定を適用する。

第四章　雑則

（保全担保）

第十五条　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。

2　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

（納付印等の製造等の禁止）

第十六条　何人も、印紙税納付計器、納付印（指定計器以外の計器その他の器具に取り付けられたものを含む。以下同じ。）又は納付印の印影に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印（以下「納付印等」と総称する。）を製造し、販売し、又は所持してはならない。ただし、納付印等の製造、販売又は所持をしようとする者が、政令で定めるところにより、当該製造、販売若しくは所持をしようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合又は第十条第一項の承認を受けて印紙税納付計器を所持する場合は、この限りでない。

（印紙税納付計器販売業等の申告等）

第十七条　印紙税納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業又は製造業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2　第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第五項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

（記帳義務）

第十八条　第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

2　印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第十九条　法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続（包括遺贈を含む。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務をそれぞれ承継する。

一　第十一条第四項、第十二条第五項又は第十三条第一項の規定による申告の義務

二　前条の規定による記帳の義務

（印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収）

第二十条　第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

2　第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙を消さなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

3　前二項の場合において、過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

4　税務署長は、国税通則法第三十二条第三項（賦課決定通知）の規定により第一項又は第二項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

5　第一項又は第二項の過怠税の税目は、印紙税とする。

（当該職員の権限）

第二十一条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」という。）は、印紙税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件を留め置くこと。

二　課税文書の交付を受けた者若しくは課税文書の交付を受けたと認められる者に対して質問し、当該課税文書を検査し、又はこれらの者が任意に提出した課税文書若しくはその写しを留め置くこと。

三　印紙税納付計器の販売業者若しくは納付印の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、又はこ

れらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査すること。

2　当該職員は、前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章　罰則

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二　偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が二十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、二十万円をこえ当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十三条　第十六条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十四条　第十一条第四項、第十二条第五項又は第十三条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第八条第一項の規定による相当印紙のはり付けをしなかつた者

二　第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

三　第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四　第二十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第八条第二項の規定に違反した者

二　第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を課する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十二年七月一日（以下「適用日」という。）以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

（総会等の委任状に関する経過規定）

第三条　新法第四条第二項の規定は、適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る委任状については、同日に受け取つたものとみなす。

（納付方法の特例に関する一般的経過規定）

第四条　旧法第六条ただし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられている旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額（次項において「旧法の税額」という。）に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

2　前項の規定に該当する証書又は帳簿（新法の課税文書に該当するものに限る。）で新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項において「新法の税額」という。）が旧法の税額をこえるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

（印紙税納付計器等に関する経過規定）

第五条　旧法第六条第三号の規定により指定を受けた計器又は旧法第六条ノ四第一項の承認を受けて設置した印紙税現金現納付計器は、適用日から昭和四十二年八月三十一日までの間は、それぞれ新法第十条第一項の指定を受けた計器又は同項の承項の承認を受けて設置した印紙税納付計器とみなす。

2　適用日において、旧法第六条第三号の印紙税現金納付計器につき同号の規定により納付した印紙税額に相当する金額と当該印紙税現金納付計器により表示した印紙税額に相当する金額との差額に相当する金額がある場合には、当該差額に相当する金額を限度として、新法第十条第二項の必要な措置を受けたものとみなす。

3　この法律の施行の際旧法第六条ノ五の承認を受けている者は、この法律の施行の日から昭和四十二年八月三十一日までの間は、当該承認に係る納付印その他の印の製造、販売又は所持について新法第十六条の承認を受けている者とみなす。

（預貯金通帳に関する経過規定）

第六条　新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税については、なお従前の例による。

2　適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けている者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後継続して使用する場合において、当該預貯金通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受け同条三項の表示をしているものとみなす。

（経過期間に係る旧法の適用関係）

第七条　附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

（印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定）

第八条　旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（罰則に関する経過規定）

第九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第三号中「定めるものを除く。）」の下に「及び印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定による過怠税」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第二号中「重加算税」の下に「並びに印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定による過怠税」を加える。

（相続税法の一部改正）

第十二条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及びトランプ類税」を「、トランプ類税及び印紙税」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）」を「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十四条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「附帯税」を「第一号から第十号までにおいて、附帯税」に改め、同項に次の三号を加える。

十　印紙税　課税文書の作成の時

十一　過少申告加算税、無申告加算税又は第六十八条第一項若しくは第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定による重加算税　法定申告期限の経過の時

十二　不納付加算税又は第六十八条第三項の規定による重加算税　法定納期限の経過の時

第十五条第三項第三号を次のように改める。

三　有価証券取引税法第十二条第一項（印紙納付）の規定により納付すべき有価証券取引税

第十五条第三項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四　印紙税（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十一条から第十三条まで（申告納税方式による印紙税）の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。）

五　登録税

第三十二条第一項第三号中「課税標準及び」を「課税標準（第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税及び過怠税については、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。）及び」に改める。

第三十六条第一項第三号を次のように改める。

三　有価証券取引税法第十二条第一項（印紙納付）の規定により納付すべき有価証券取引税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

第三十六条第一項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　登録税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日以前に納税義務の成立した国税（政令で定めるものを除く。）で、納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

イ　源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による消費税（保税地域からの引取りに係るものを除く。）、有価証券取引税及び印紙税　その災害のやんだ日の属する月の末日

ロ　イに掲げる国税以外の国税　その災害のやんだ日

第四十六条第三項第二号中「加算税を除く」を「加算税及び過怠税を除く」に改める。

第六十条第一項第三号中「及び第六号」を削り、「並びに不納付加算税及び重加算税」を「、不納付加算税、重加算税及び過怠税」に改め、同項第六号を削る。

第七十二条第一項中「行使することができる日」の下に「とし、過怠税については、その納税義務の成立の日」を加える。

第七十三条第四項中「附帯税」の下に「、過怠税」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第十五条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「確定した国税」の下に「（過怠税を含む。）」を加え、同項第五号の二中「から第四号まで」を「、第三号、第五号及び第六号」に、「及び第三号」を「、第三号及び第五号」に改める。

第三十五条第一項中「決定があつた日」の下に「とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）」を「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十七条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（昭和三十二年法律第五十四号）」を「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」に改める。

（印紙等模造取締法の一部改正）

第十八条　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす」を「第九条第一項の」に改める。

（保管金規則の一部改正）

第十九条　保管金規則（明治二十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

（国税犯則取締法の一部改正）

第二十条　国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項後段を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十一条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「及印紙税法」を削る。

（船員保険法の一部改正）

第二十二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正）

第二十三条　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第二十四条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（関税法の一部改正）

第二十五条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項後段を削る。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二十六条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条　削除

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第二十七条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正）

第二十八条　証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

別表第一　課税物件表

課税物件表の適用に関する通則

1　この表における文書の所属の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

2　一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

3　一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ　第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第八号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とする。

ロ　第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロにおいて同じ。）が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。

ハ　第三号から第二十二号までに掲げる文書のうち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。

ニ　ホに規定する場合を除くほか、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書と第一号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書とする。

ホ　第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が十万円をこえるもの又は第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号に掲げる文書とする。

4　この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他当該文書により証されるべき事項に係る金額として当該文書に記載された金額（以下「記載金額」という。）を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ　当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ　当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

㈠　当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属することとなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

㈡　当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額（当該金額のうちに、当該文書が3の規定によりこの表のいずれかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該文書の記載金額とする。

ハ　当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその記載金額の計算をすることができる場合には、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

ニ　当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日にお

ける外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項又は第二項（外国為替相場）の規定により大蔵大臣が定めた基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を当該文書についての記載金額とする。

5　この表の第一号、第二号、第八号及び第十三号から第二十号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

6　1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件
	物件名	定義		
一	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 3 消費貸借に関する契約書 4 運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	1 不動産には、法律の規定により不動産とみなされるもののほか、鉄道財団、軌道財団及び自動車交通事業財団を含むものとする。 2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、商号及び著作権をいう。 3 運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び運送状を含まないものとする。 4 用船契約書には、航空機の用船契約書を含むものとし、裸用船契約書を含まないものとする。	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの　五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの　二百円 五十万円をこえ百万円以下のもの　五百円 百万円をこえ五百万円以下のもの　千円 五百万円をこえ千万円以下のもの　二千円 千万円をこえ五千万円以下のもの　五千円 五千万円をこえ一億円以下のもの　一万円 一億円をこえるもの　二万円 2 契約金額の記載のない契約書 一通につき　五十円	1 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
二	請負に関する契約書	1 請負には、職業野球の選手、映画の俳優その他これらに類する者で政令で定めるものの役務の提供を約することを内容とする契約を含むものとする。	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 百万円未満のもの　二十円 百万円以上二百万円以下のもの　二百円 二百万円をこえ三百万円以下のもの　五百円 三百万円をこえ五百万円以下のもの　千円 五百万円をこえ千万円以下のもの　二千円 千万円をこえ五千万円以下のもの　五千円 五千万円をこえ一億円以下のもの　一万円 一億円をこえるもの　二万円 2 契約金額の記載のない契約書 一通につき　二十円	1 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
三	約束手形又は為替手形		1 2に掲げる手形以外の手形 次に掲げる手形金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 二十万円以下のもの　二十円 二十万円をこえ三十万円以下のもの　三十円 三十万円をこえ五十万円以下のもの　五十円 五十万円をこえ百万円以下のもの　百円 百万円をこえ二百万円以下のもの　二百円 二百万円をこえ三百万円以下のもの　三百円 三百万円をこえ五百万円以下のもの　五百円 五百万円をこえ千万円以下のもの　千円 千万円をこえ五千万円以下のもの　二千円 五千万円をこえるもの　三千円 2 次に掲げる手形 一通につき　二十円 イ 一覧払の手形（手形法（昭和七年法律第二十号）第三十四条第二項（一覧払の為替手形の呈示開始期日の定め）（同法第七十七条第一項第二号（約束手形への準用）において準用する場合を含む。）の定めをするものを除く。） ロ 日本銀行又は銀行その他政令で定める金融機関を振出人及び受取人とする手形（振出人である銀行その他当該政令で定める金融機関を受取人とするものを除く。） ハ 外国通貨により手形金額が表示される手形 ニ 外国為替及び外国貿易管理法第二十七条から第三十条まで（支払及び債権に関する制限及び禁止）の規定に基づく政令で定められた非居住者自由円勘定を通ずる方法により決済される手形で政令で定めるもの	1 手形金額が十万円未満の手形 2 手形金額の記載のない手形 3 手形の複本又は謄本
四	物品切手	1 物品切手とは、商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう。	1 券面金額の記載のある物品切手 次に掲げる券面金額（数通の物品切手をあわせて一冊又は一つづりとしているもの（以下この号において「つづり合せ物品切手」という。）にあつては、各通の券面金額の合計額。以下この号において同じ。）の区分に応じ、一通（つづり合せ物品切手にあつては、一冊	1 券面金額の記載のある物品切手のうち、当該券面金額が六百円未満のもの

			又は一つづり）につき、次に掲げる税率とする。 千円以下のもの　三十円 千円をこえるもの　千円又はその端数ごとに　三十円 2　券面金額の記載のない物品切手　一通につき　二十円	
五	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	1　出資証券とは、相互会社（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第三条（事業主体）の相互会社をいう。以下同じ。）の作成する基金証券及び法人の社員又は出資者たる地位を証する文書をいう。 2　社債券には、特別の法律により法人の発行する債券を含むものとする。	次に掲げる券面金額（券面金額の記載のない証券で株数又は口数の記載のあるものにあつては、一株又は一口につき政令で定める金額に当該株数又は口数を乗じて計算した金額）の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 百万円未満のもの　二十円 百万円以上五百万円未満のもの　百円 五百万円以上のもの　五百円	1　日本銀行その他特別の法律により設立された法人で政令で定めるものの作成する出資証券
六	合併契約書	1　合併契約書とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条第一項（合併契約書の作成）（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条（有限会社への準用）及び保険業法第七十三条（相互会社への準用）において準用する場合を含む。）又は第四百十一条（合名会社又は合資会社の合併契約書）に規定する合併契約書をいう。	一通につき　千円	
七	定款	1　定款は、会社（相互会社を含む。）の設立のときに作成される定款の原本に限るものとする。	一通につき　千円	1　株式会社、有限会社又は相互会社の定款のうち、公証人法第六十二条ノ三第三項（定款の認証手続）の規定により公証人の保存するもの以外のもの
八	継続的取引の基本となる契約書（契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が三月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）	1　継続的取引の基本となる契約書とは、特約店契約書、代理店契約書、銀行取引約定書その他の契約書で、特定の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもののうち、政令で定めるものをいう。	一通につき　二百円	
九	預貯金証書		一通につき　二十円	1　信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が一万円未満のもの
十	貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券	1　貨物引換証又は船荷証券には、商法第五百七十一条第二項（貨物引換証）の記載事項又は同法第七百六十九条（船荷証券）若しくは国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第七条（船荷証券）の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。 2　倉庫証券には、預証券、質入証券及び倉荷証券のほか、商法第五百九十九条（預証券等）の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとし、農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券を含まないものとする。	一通につき　二十円	1　船荷証券の謄本
十一	保険証券		一通につき　二十円	
十二	信用状		一通につき　二十円	
十三	信託行為に関する契約書	1　信託行為に関する契約書には、信託証書を含むものとする。	一通につき　二十円	
十四	1　永小作権、地役権、質権、抵当権、租鉱権、採石権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書 2　無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書	1　無体財産権とは、第一号に掲げる無体財産権をいう。 2　無体財産権の使用権には、出版権を含むものとする。	一通につき　二十円	1　質屋又は公益質屋の作成する質札
十五	債務の保証に関する契約書（主たる債務の契約書に併記するものを除く。）		一通につき　二十円	1　身元保証ニ関スル法律（昭和八年法律第四十二号）に定める身元保証に関する契約書
十六	賃貸借又は使用貸借に		一通につき　二十円	

	関する契約書			
十七	委任状又は委位に関する契約書		一通につき 二十円	1 もつぱら金銭の受領を委任する委任状で、営業に関しないもの
十八	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		一通につき 二十円	
十九	物品又は有価証券の譲渡に関する契約書	1 物品の譲渡に関する契約書には、動植物その他通常物品とはいわない動産の譲渡に関する契約書及び電気の供給に関する契約書を含むものとする。	一通につき 二十円	1 契約金額の記載のある契約書のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
二十	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書		一通につき 二十円	1 契約金額の記載のある契約書のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
二十一	配当金領収証又は配当金振込通知書	1 配当金領収証とは、配当金領収証その他名称のいかんを問わず、配当金の支払を受ける権利を表彰する証書又は配当金の受領の事実を証するための証書をいう。 2 配当金振込通知書とは、配当金振込票その他名称のいかんを問わず、配当金が銀行その他の金融機関にある株主の預貯金口座その他の勘定に振込済みである旨を株主に通知する文書をいう。	一通につき 二十円	1 記載された配当金額が三千円未満の証書又は文書
二十二	金銭又は有価証券の受取書		一通につき 二十円	1 記載された受取金額が一万円未満の受取書 2 営業（会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなつているものが、その出資者以外の者に対して行なう事業を含み、当該出資者がその出資をした法人に対して行なう営業を除く。）に関しない受取書 3 有価証券又は第九号、第十三号、第十八号若しくは前号に掲げる文書に追記した受取書
二十三	預貯金通帳、信託行為に関する通帳、相互銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳又は生命保険会社の作成する保険料通帳		一冊につき 二十円	1 信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税法第九条第一項第二号（非課税所得）に規定する預貯金に係る預貯金通帳その他政令で定める普通預金通帳
二十四	第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳（前号に掲げる通帳を除く。）		一冊につき 四十円	
二十五	判取帳	1 判取帳とは、第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項につき二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもつて作成する帳簿をいう。	一冊につき 四百円	

別表第二　非課税法人の表

名称	根拠法
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）

海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第百二十号）
海外経済協力基金	海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）
開拓融資保証協会	開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
漁業共済基金	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
原子燃料公社	原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
鉱害復旧事業団	臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
国民金融公庫	国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立教育会館	国立教育会館法（昭和三十九年法律第八十九号）
国立競技場	国立競技場法（昭和三十三年法律第二十号）
国立劇場	国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）
こどもの国協会	こどもの国協会法（昭和四十一年法律第百三十一号）

雇用促進事業団	雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
小規模企業共済事業団	小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）
私立学校振興会	私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）
新技術開発事業団	新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）
森林開発公団	森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）
船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
南方同胞援護会	南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）
日本開発銀行	日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）
日本学校給食会	日本学校給食会法（昭和三十年法律第百四十八号）
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）
日本国有鉄道	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
日本住宅公団	日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
日本消防検定協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本専売公社	日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本中小企業指導センター	中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法（昭和三十四年法律第百八号）

日本電信電話公社	日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）
日本労働協会	日本労働協会法（昭和三十三年法律第百三十二号）
農業共済基金	農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）
農業協同組合中央会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農業信用保険協会	
農地開発機械公団	農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）
水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）
木船相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）
林業信用基金	林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）

別表第三　非課税文書の表

文書名	作成者
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第二号（業務の範囲）の業務に関する文書	年金福祉事業団
畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三十八条第一項第五号（業務の範囲）の業務に関する文書	畜産振興事業団
公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第三号まで及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書	公害防止事業団
日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）第十六条第一項第一号（学資の貸与）の業務に関する文書	日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号（定義）に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者
公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に定める資金の貸付けに関する文書	当該資金の貸付けを受ける者
私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第二号（福祉事業）の貸付け並びに同条第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書	私立学校教職員共済組合又はその組合員
公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十三条第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書	専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合又はこれらの組合の組合員
農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第五十三条第二号（福祉事業）の貸付け及び同条第三号（福祉事業）の事業に関する文書	農林漁業団体職員共済組合又はその組合員
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十八条第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十二条第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書	地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員
社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条（目的）に規定する保険者
厚生年金保険法第百三十条（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）又は第百五十九条（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）に掲げる給付に関する文書	厚生年金基金、厚生年金基金連合会、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）又は生命保険会社
自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	保険会社、農業協同組合又は農業協同組合連合会
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）の退職金共済手帳又は同法第七十六条第一項第二号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する金銭の受取書	同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は特定業種退職金共済組合から退職金共済証紙の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関
港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号（定義）に規定する事業主

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名）

法律第二十四号（昭四二・五・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「特定設備廃棄の場合の税額控除の特例（第十条）」を「特定設備廃棄の場合等の税額控除の特例（第十条・第十条の二）」に、「第二十条の二」を「第二十条の三」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十四条―第二十五条の二」に、「第三十条・第三十条の二」を「第三十条―第三十条の三」に、「第五節　削除」を「第五節　住宅貯蓄控除（第四十一条の二―第四十一条の六）」に、「第四十一条の十二」を「第四十一条の十三」に、「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に、「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「第六十一条」を「第六十二条」に改め、「第六十二条・」を削り、「第七節　合併の場合の清算所得等の課税の特例（第六十六条の二―第六十六条の六）」を「第七節　合併の場合の清算所得等の課税の特例（第六十六条の二―第六十六条の四）　第七節の二　景気調整のための課税の特例（第六十六条の五・第六十六条の六）」に、「第八十八条・第八十八条の二」を「第八十八条―第八十八条の三」に、「第九十一条」を「第九十条の三」に改める。

第一条中「税に係る」の下に「納税義務若しくは」を加える。

第三条第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「第八十三条及び第八十五条」を「第八十九条及び第九十一条」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の

十五」に改め、同条第四項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

第七条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「第八十三条及び第八十五条」を「第八十九条及び第九十一条」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

第八条の三第一項中「昭和四十年五月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「第八十三条及び第八十五条」を「第八十九条及び第九十一条」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第八条の四第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改め、同条第三項中「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改める。

第九条第一項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、第二章第一節の二中同条の次に次の一条を加える。

（特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用）

第九条の二　青色申告書を提出する法人（清算中の法人を除く。）で次に掲げるものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、同法第百七十四条、第百七十五条、第百八十一条並びに第二百十二条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

一　農業協同組合で農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第四条第二項又は附則第三項の認定を受けたもの

二　森林組合で森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第四条第二項の認定を受けたもの

三　漁業協同組合で漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）第十四条第一項の規定による勧告を受けたもの

四　漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）第四条第二項の認定を受けたもの

第二章第二節第一款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第十条第一項中「その有する」を「政令で定めるところによりその有する」に、「を政令で定めるところにより廃棄した」を「の廃棄（特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。）をした」に、「その廃棄した」を「その廃棄をした」に改め、第二章第二節第一款中同条の次に次の一条を加える。

（試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の二　青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から昭和四十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が、昭和四十一年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）のうち最も多い額をこえる場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、そのこえる部分の金額の百分の二十五に相当する金額（当該金額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十に相当する金額）を控除する。ただし、昭和四十三年以後に事業を開始した個人（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した者を除く。）のその開始した日の属する年分については、この限りでない。

2　前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を昭和四十一年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二第一項（試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十一条第一項の表の第一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該機械その他の設備	三分の一

第十二条を削り、第十二条の二第二項中「第十一条」を「前条」に、「第十二条の二」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第十一条」を「前条」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条第一項中「第十一条から前条まで」を「前二条」に改める。

第十三条の二第一項中「第十一条から前条まで」を「前三条」に、「第九条」を「第二条」に改め、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　当該個人がその年十二月三十一日において中小

漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第六条第一項に規定する中小漁業者に該当し、かつ、その年において同法第二条第二項に規定する指定業種（昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合　漁船

第十三条の三第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「第二号」を「第三号」に、「第一号」を「第一号又は第二号」に、「同号」を「これら」に改め、同条第四項第三号中「著作権（映画フイルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供）」を「映画フイルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供（映画フイルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、」に改め、「当該取引」の下に「とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を「若しくは検査」に、「又は製造に関するもののうち」を「若しくは製造に関するもの又は測量に係る役務の提供のうち、」に、「当該取引を」を「これらの取引を」に改め、同条第七項第五号を次のように改める。

五　第四項第三号に規定する映画フイルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額

第十三条の三第七項第六号中「第四項第七号」を「第四項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号」に、「当該建設請負」を「当該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　第四項第五号又は第六号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第十三条の三第八項に次のただし書を加える。

ただし、第三項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実に該当することが認められる当該取引による収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した個人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額）によることができる。

第十四条第二項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「政令で定める年数をその耐用年数として定額法により計算した額」を「当該通気坑道又は排水坑道について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十に相当する金額との合計額」に改める。

第十九条の見出しを「（価格変動準備金）」に改め、同条第一項中「。以下この条において「繰入限度額」という。」を削り、「勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額」を「として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「当該繰入」を「当該積立て」に改め、同項第二号中「又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少ない金額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「勘定の額」を「の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「その年分の繰入限度額」を「同項の積み立てた金額」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十条の見出しを「（海外市場開拓準備金）」に改め、同条第一項中「（以下この条において「海外取引」という。）」及び「（以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。）」を削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「その繰入れ」を「当該積立て」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四項」を「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前三項及び第十項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十条の二の見出しを「（商品取引責任準備金）」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「その繰入れ」を「当該積立て」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第五項」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（日本万国博覧会出展準備金）

第二十条の二　国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月十四日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を日本万国博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一　当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和四十二年六月一日前である場合には、同日。次号において同じ。）から昭和四十五年三月十四日までの期間の月数

二　その年において事業を営んでいた期間（当該出展参加契約を締結した日前の期間及び昭和四十五年三月十五日以後の期間を除く。）の月数

2　前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は

損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その年の前年から繰り越された日本万国博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　第一項の出展をしないこととなつた場合　その出展をしないこととなつた日における日本万国博覧会出展準備金の金額

二　昭和四十六年三月十三日が到来した場合　その日における日本万国博覧会出展準備金の金額

三　事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における日本万国博覧会出展準備金の金額

四　前項、前三号及び次項の場合以外の場合において日本万国博覧会出展準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における日本万国博覧会出展準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4　第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における日本万国博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該日本万国博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第二十条第八項から第十項までの規定は、第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第八項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに日本万国博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第九項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに日本万国博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十一条第三項及び第四項中「第八項」を「第八項本文」に、「同項に」を「同項本文に」に改め、同条第五項中「第八項」を「第八項本文」に、「第一号及び第五号から第七号まで」を「第五号の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第六項第一号及び第六号から第八号まで」に改める。

第二十二条の見出しを「（探鉱準備金）」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を

「として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「その繰入れ」を「当該積立て」に改め、同条第三項中「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第十項から第十二項まで」を「第八項から第十項まで」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第二十三条第一項第一号中「並びにこれらの法律に基づく命令」を「第四十九条第一項」に改め、同項第二号中「勘定の金額」を「の金額」に改める。

第二十四条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「五年間は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「ない場合には、適用しない」を「ある場合に限り、適用する」に改める。

第二十五条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「三年間は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、第二章第二節第四款中同条の次に次の一条を加える。

（肉用牛の売却による農業所得の免税）

第二十五条の二　農業（所得税法第二条第一項第三十四号に規定する事業をいう。）を営む個人が、その飼育した肉用牛（農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十一条第一項に規定する肉用牛をいう。以下この条において同じ。）を昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において売却した場合には、政令で定めるところにより、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があり、かつ、肉用牛の売却が同項の市場において行なわれたこと及びその売却価額を証する書類の添附がある場合に限り、適用する。

第二十七条中「第二百五条第一号」を「第二百五条第二号」に改める。

第二十八条を削り、第二十八条の二の見出し中「準備金勘定」を「準備金」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十八条の三の見出し中「準備金勘定」を「準備金」に改め、同条を第二十八条の二とし、第二章第二節第五款中同条の次に次の一条を加える。

（特定織布業構造改善準備金に係る納付金の必要経費算入）

第二十八条の三　第五十六条の三第一項に規定する特定織布業商工組合の組合員である事業を営む個人が当該特定織布業商工組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十九条の見出し中「貸付け」を「貸付け等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「経済的利益」の下に「又は支払を受けた金額」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金を金融機関その他政令で定めるものから借り受けた場合において、その利子で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年十二月三十一日

までの間に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を当該期間内にその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額については、所得税を課さない。

第三十条の二第一項中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改め、第二章第四節第一款中同条の次に次の一条を加える。

（山林所得に係る森林計画特別控除）

第三十条の三　個人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、その有する山林の全部につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画に基づいてその山林の全部又は一部の伐採（間伐のための伐採を除く。）をし、又は譲渡（交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。）をした場合（所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用がある場合及び当該山林の伐採又は譲渡につき前条の規定の適用を受ける場合を除く。）には、当該伐採又は譲渡の日の属する年分の当該伐採又は譲渡に係る山林所得の金額に対する同法第三十二条第三項の規定の適用については、同項に規定する必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から当該山林に係る森林計画特別控除額を控除した残額に相当する金額とする。

2　前項に規定する森林計画特別控除額は、同項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る収入金額の百分の二十に相当する金額（当該金額が当該収入金額の百分の五十に相当する金額から所得税法第三十二条第三項に規定する必要経費の額を控除した残額をこえる場合には、当該残額）とする。

3　第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による山林所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第三十一条第一項第一号中「次条及び第三十四条」を「第三十四条まで」に改め、「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削り、同条第二項中「一年」を「二年」に改める。

第三十二条第一項中「所得税法第二十七条、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については」を「その者については、その選択により」に、「みなす」を「して、所得税法第二十七条、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の規定を適用することができる」に改める。

第三十三条第一項中「含む。）の規定の適用を受けないとき（その適用」を「含む。以下この項において同じ。）又は次条の規定の適用を受けないとき（第三十一条の規定の適用」に、「これらの規定の適用」を「第三十一条の規定の適用」に、「この条及び第三十三条の三」を「第三十四条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　所得税法第百三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合には、当該延納に係る同法第百三十六条の規定による利子税のうち当該譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に対する所得税の額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

第三十三条の二を次のように改める。

（収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除）

第三十三条の二　個人の有する資産で第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第三十一条第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第三十二条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。）において、その者がその年中にその該当することとなつた資産の全部につき第三十一条及び第三十二条の規定の適用を受けないとき（第三十二条の規定の適用を受けず、かつ、第三十一条の規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことにより第三十一条の規定の適用を受けないこととなるときを含む。）は、これらの全部の資産の収用換地等による譲渡に対する所得税法第三十二条又は第三十三条の規定の適用については、山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額又は譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、これらの資産の収用換地等による譲渡に係るこれらの残額に相当する金額から、政令で定めるところにより、千二百万円（当該残額に相当する金額が千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額の二分の一に相当する金額とする。

2　前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一　前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合　当該資産

二　一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。　当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三　前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者からされた場合（当該申出を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く。）　当該資産

3　第一項の規定は、同項に規定する残額に相当する金額が千二百万円をこえる場合には、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。ただし、これらの申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつた

ことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該資産の収用換地等による譲渡に係る譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受けるまでの間に、当該記載をした書類及び当該大蔵省令で定める書類を提出したときは、この限りでない。

4　公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第二項の買取り等の申出に係る資産の全部につき前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　前条第四項の規定は、所得税法第百三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」を「収用換地等による譲渡」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十八条の二第一項中「第三十三条又は」を「第三十三条、第三十三条の二又は」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項並びに第三十八条の九中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十三年十二月三十一日」に改める。

第三十八条の十二第一項中「場合には、第三十三条」の下に「又は第三十三条の二」を加える。

第三十八条の十三を次のように改める。

（特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除）

第三十八条の十三　個人が、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地又は土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）を特定住宅地造成事業の用に供するために譲渡した場合において、その者がその年中に当該譲渡をした土地等の全部につき第三十五条、第三十八条、第三十八条の二、第三十八条の三、第三十八条の六、第三十八条の九及び前条の規定の適用を受けないときは、これらの全部の土地等の当該譲渡に対する所得税法第三十三条の規定の適用については、譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた土地等の取得費及びその土地等の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該土地等の譲渡に係る当該残額に相当する金額から三百万円（当該残額に相当する金額が三百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3　第一項に規定する特定住宅地造成事業とは、住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業で、次の要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を得て指定した事業をいう。

一　住宅地造成事業に関する法律第二条第五項に規定する施行地区の面積が政令で定める面積以上であること。

二　前号の施行地区内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計が当該施行地区の面積の百分の二十五以上であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること。

三　当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

四　その他政令で定める要件

第四十条第五項中「第九十一条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第二章第五節を次のように改める。

第五節　住宅貯蓄控除

（用語の意義）

第四十一条の二　この節において「住宅貯蓄契約」とは、地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約、住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約、日本住宅公団と締結した日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第四十九条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約又は金融機関と締結した預貯金の預入、合同運用信託（貸付信託を除く。）の信託、貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入に関する契約で住宅の用に供する家屋若しくはその敷地の取得を目的とするもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

一　三年以上の期間（以下この条において「積立期間」という。）にわたつて定期に金銭の積立て、預入若しくは信託又は債券の購入（以下この節において「積立て等」という。）をするものであること。

二　積立期間の満了後貯蓄取扱機関その他政令で定める者からすみやかに住宅の用に供する家屋又はその敷地を取得するものであること。

三　積立期間中に積立て等をした金額（当該金額に係る利子その他政令で定めるものを含む。）は、住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得のための対価の一部（以下この条において「頭金」という。）に充てられるものであること。

四　住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額は、貯蓄取扱機関から、若しくはそのあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払うか、又は第二号に規定する者に対し賦払の方法により支払うものであること。

五　前号の貸付金の返済又は賦払の期間が二十年（耐火構造及び簡易耐火構造以外の家屋又はその敷地に係る貸付金については、十八年）以上であり、かつ、その利率（賦払の方法によるものについては、政令で定めるところにより計算した割合）が年七分五厘以下であること。

六　取得する家屋の床面積及びその敷地の面積が政令で定める面積以下であること。

七　当該契約が金銭の積立て、預入若しくは信託に関するものである場合には、その積立て、預入若しくは信託の日から頭金の支払をする日までの間その払出しをしないこと又は当該契約が債券の購入に関するものである場合には、その購入の日から頭金の支払をする日までの間金融機関に保管の委託をし、若しくは登録をするものであること。

八　その他政令で定める要件

2　この節において「貯蓄取扱機関」とは、居住者と住宅貯蓄契約を締結した者をいう。

3　この節において「住宅貯蓄控除」とは、次条第一項の規定による控除をいう。

（住宅貯蓄控除）

第四十一条の三　居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住

宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額（その金額が一万円をこえる場合には、一万円）を控除する。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨その他住宅貯蓄控除に関する事項の記載があり、かつ、第四十一条の五第一項の規定により交付された積立て等をした金額の証明に関する書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3　所得税法第九十二条第二項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項の規定による控除及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二第三項（住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

4　その年分の所得税について住宅貯蓄控除を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の三第一項（住宅貯蓄控除）」とする。

（住宅貯蓄控除相当額の徴収）

第四十一条の四　貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、その居住者が住宅貯蓄控除を受けた後、住宅貯蓄契約又はその履行につき第四十一条の二第一項各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、その居住者から当該契約に係る住宅貯蓄控除の額に相当する金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

2　前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、貯蓄取扱機関については、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなし、居住者については、同項の事実が生じた日の属する年分の当該源泉徴収に係る所得税とみなして、それぞれ同法（第二編第五章、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

（住宅貯蓄控除に係る実施規定等）

第四十一条の五　貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、住宅貯蓄契約をした居住者に対し、その者が積立て等をした金額その他必要な事項を証する書類を交付しなければならない。

2　税務署長は、住宅貯蓄控除を受ける居住者が提出した確定申告書を受理した場合には、遅滞なく、当該申告書に記載された住宅貯蓄控除の額を書面により当該住宅貯蓄控除に係る貯蓄取扱機関に通知しなければならない。

3　前項の通知を受けた貯蓄取扱機関は、帳簿を備え、当該通知に係る居住者の各人別にその者の住宅貯蓄控除の額を明らかにし、かつ、当該帳簿を大蔵省令で定めるところにより保存しなければならない。

4　前二条及び前三項に定めるもののほか、第四十一条の三第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の六　削除

第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二の見出し中「償還差益」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「償還差益」を「発行差金」に改め、第二章第六節中同条を第四十一条の十三とし、同条の前に次の一条を加える。

（償還差益に対する分離課税等）

第四十一条の十二　個人が昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債（電信電話債券にあつては、昭和四十二年十月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行されたものとする。以下この条において同じ。）について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

2　内国法人又は外国法人は、国内において昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の五の税率を適用して所得税を課する。

3　昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に百分の五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4　前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行なわれる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5　昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限前に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還（買入消却を含む。）を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する金額の一部を還付する。

6　昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払（公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみな

されたものの額（前項の規定により還付を受ける額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債（大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く。）をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額（買入消却が行なわれる場合には、その買入金額）がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。

第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」に、「を当該期間内に政令で定めるところにより廃棄した」を「の廃棄（特定繊維工業構造改善臨時措置法第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。）をした」に、「その廃棄した」を「その廃棄をした」に改め、同条第三項中「（同法第七十四条」を「（同法第七十二条及び第七十四条」に、「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第四十二条の五第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改め、第三章第一節の二中同条の次に次の一条を加える。

（試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の六 青色申告書を提出する法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が、当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）のうち最も多い額をこえる場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額から、そのこえる部分の金額の百分の二十五に相当する金額（当該金額が当該法人税の額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十に相当する金額）を控除する。ただし、昭和四十二年六月一日以後に設立（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した場合とする。以下この項において同じ。）をした法人（合併により設立した法人を除く。）の設立後最初の事業年度については、この限りでない。

2 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第三項に定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の六（試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の六（試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六（試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の六（試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第四十三条第一項中「（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）」を削り、「この条」を「この項」に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算された当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額」を「当該合理化機械等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該合理化機械等の普通償却限度額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該合理化機械等の取得価額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額」に改め、同項の表の第一号中「、第五号又は第七号」を「から第六号まで又は第九号」に改め、同表の第七号を同表の第九号とし、同表の第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第五号の次に次の二号を加える。

六 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	当該機械その他の設備	三分の一
七 地方鉄道法第十二条第一項に規定する地方鉄道業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道を敷設して行なう運輸事業を営む法人	大都市及びその周辺地域における鉄道又は軌道の緊急かつ計画的な整備を促進するために必要な路線の新設その他の工事で政令で定めるものの施行に伴つて取得	四分の一

	し、又は建設される政令で定める線路設備その他の設備	

第四十三条第二項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改める。

第四十四条を削る。

第四十四条の二第一項中「法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該証明を受けた機械設備等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額」を「当該証明を受けた機械設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械設備等の取得価額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額」に改め、同条第二項中「第四十三条」を「前条」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十五条第一項中「第四十三条から前条まで」を「前二条又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」に、「この条」を「この項」に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその」を「当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の」に改め、「相当する金額」の下に「をいう。）」を加える。

第四十六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度終了の日において当該法人の有する当該各号に掲げる減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十六条第一項第一号中「第九条」を「第二条」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　当該法人が当該事業年度終了の日において中小漁業振興特別措置法第六条第一項に規定する中小漁業者に該当し、かつ、当該事業年度において同法第二条第二項に規定する指定業種（昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合　漁船

第四十六条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の

直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）の総収入金額（政令で定める収入金額を除く。以下この条において同じ。）のうちに海外取引及び技術等海外取引（以下この条において「海外取引等」という。）による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条まで、前条第一項第三号若しくは次条から第五十一条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（当該資産について前条第一項第一号若しくは第二号又は第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償即限度額（当該普通償却限度額に基準海外取引割合を乗じて計算した金額（前条第一項第一号又は第二号の規定の適用を受ける場合には、当該金額に同項に規定する三分の一に相当する金額を加算した金額）をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十六条の二第三項第三号中「著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供（」を「映画フィルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供（映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、」に改め、「当該取引」の下に「とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を「若しくは検査」に、「又は製造に関するもののうち」を「若しくは製造に関するもの又は測量に係る役務の提供のうち、」に、「当該取引を」を「これらの取引を」に改め、同条第六項第五号を次のように改める。

五　第三項第三号に規定する映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額

第四十六条の二第六項第六号中「第三項第七号」を「第三項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号」に、「当該建設請負」を「当該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　第三項第五号又は第六号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第四十六条の二第七項に次のただし書を加える。

ただし、第二項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実に該当することが認められる当該取引による収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した法人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額）によることができる。

第四十六条の二第九項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改める。

第四十七条第一項及び第二項を次のように改める。

法人が、昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第一項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新

築して、これを貸家の用（当該法人の従業員の居住の用を含む。以下この条において同じ。）に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百（当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の二百）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　法人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二百（当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が四十五年（当該法人の昭和四十一年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年）以上であるときは、百分の三百）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十八条第一項を次のように改める。

　青色申告書を提出する法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの（以下この項において「耐火建築物等」という。）で建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該耐火建築物等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該耐火建築物等の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十九条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該通気坑道又は排水坑道について第四十三条第一項又は同項の規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の当該通気坑道又は排水坑道の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該通気坑道又は排水坑道の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五十条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「勘定の金額」を「の金額」に、「又は第四十七条から前条まで」を「若しくは第四十七条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその」を「当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の」に改め、「相当する金額」の下に「をいう。）」を加える。

第五十二条第一項中「及び同法に基づく命令」を「第三十二条第一項」に改める。

第五十二条の二の見出し中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同条第一項中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これら」を「償却限度額は、法人税法第三十一条第一項」に、「の規定の適用を受けるときは、同条」を「又は次条の規定の適用を受けるときは、これら」に、「償却範囲額として」を「償却限度額として」に改め、同項第一号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定」を「法人税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十一号）による改正前の法人税法及び同法に基づく命令の規定（以下この条において「旧規定」という。）」に、「償却範囲額」を「旧規定による償却範囲額」に改め、同項第二号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれらの規定」を「償却限度額に旧規定により含まれることとなる旧規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、第三章第一節の三中同条の次に次の二条を加える。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第五十二条の三　法人の有する減価償却資産で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けたものにつき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2　前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）において生じた第四十三条

から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額（当該法人の各事業年度における当該資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該資産のこれらの規定により計算される償却限度額（第四十六条から第四十九条までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額以外の金額をいう。

3　第一項の規定は、第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書及び同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

（準備金方式による特別償却）

第五十二条の四　法人で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、それぞれこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　法人が、前項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後三年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において、その満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　法人が第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てた金額があるときは、当該積み立てた金額のうち第一項の特別償却限度額に達するまでの金額は、まず同項の規定による積立てがあつたものとみなす。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上第一項又は第二項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の

所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、特別償却準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　合併により消滅した場合　当該合併の日における特別償却準備金の金額のうちその合併法人に引き継がれなかつたもの

二　前項及び前号の場合以外の場合において特別償却準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における特別償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

8　第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二項に規定する満たない金額の明細書の添附があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

9　第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別償却準備金の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

10　前項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第四項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第五十三条の見出しを「（価格変動準備金）」に改め、同条第一項中「以下この条において「繰入限度額」という」を「次項において「積立限度額」という」に、「損金経理により価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により価格変動準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「当該繰入」を「当該積立て」に改め、同項第二号イ中「又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少い金額」を削り、同号ロ中「少い」を「少ない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項に規定する法人が当該事業年度の確定した決算において、配当、賞与その他利益又は剰余金の処分により支出する金額と価格変動準備金として積み立た金額との合計額が当該事

業年度の所得の金額をこえるときは、同項に規定する積立限度額は、同項の規定にかかわらず、当該積立限度額（当該積み立てた金額が当該積立限度額に満たないときは、当該積み立てた金額）からそのこえる金額のうち当該支出する金額に相当する金額を控除した金額とする。

第五十三条第四項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加え、同条第八項を削る。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に価格変動準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第五十四条の見出しを「（海外市場開拓準備金）」に改め、同条第一項中「以下この条及び」及び「（以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。）」を削り、「損金経理により海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四項」を「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海外市場開拓準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、勘定の金額」を「の金額」に、「前三項及び第十項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第十項」を「第八項」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十五条の見出しを「（中小企業海外市場開拓準備金等）」に改め、同条第一項中「損金経理により中小企業海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により中小企業海外市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第三項中「第七項」を「第五項」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「第六項」を「第五項」に、「第十項から第十二項まで」を「第八項から第十項まで」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「第四項」を「第三項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改める。

第五十六条の見出しを「（海外投資損失準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又

は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定法人別に海外投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第四項中「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に、「勘定への繰入金額」を「として積み立てた金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に、「勘定に係る」を「に係る」に改め、同条第六項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項」を「第八項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十六条の二の見出しを「（中小企業構造改善準備金等）」に改め、同条第一項中「損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により中小企業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額に」改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第十項」を「第八項」に、「第十一項」を「第九項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十六条の三の見出しを「（株式売買損失準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により株式売買損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により株式売買損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第三項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰り入れた」を「積み立てた」に改め、同条第四項及び第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改め、同条を第五十六条の七とし、同条の前に次の四条を加える。

（特定織布業構造改善準備金等）

第五十六条の三　特定繊維工業構造改善臨時措置法第二条第三項に規定する特定織布業商工組合（以下この条において「特定織布業商工組合」という。）で青色申告書を提出するものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に受けた同法第十六条第一項の承認に係る特定織布業構造改善事業計画（以下この条において「事業計画」という。）に従つて実施する特定織布業構造改善事業（以下この条において「構造改善事業」という。）に係る特定損失に備えるため、当該事業計画に定める賦課の基準によりその組合員に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額（以下この条において「納付金」という。）の合計額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定織布業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する特定損失とは、構造改善事業に係る貸付金及び未収入金でその組合員に対するもの

（以下この条において「特定貸金」という。）の貸倒れによる損失をいう。

3　第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合について構造改善事業に係る同項に規定する特定損失が生じた場合には、その生じた日における当該特定織布業構造改善準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該特定損失の額に相当する金額は、当該特定損失の生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合の同項の承認の日以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日における当該特定織布業構造改善準備金の金額が同日における特定貸金の額の合計額の百分の四に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　事業計画の承認を取り消された場合　その取消しの日における特定織布業構造改善準備金の金額

二　解散した場合　当該解散の日における特定織布業構造改善準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において特定織布業構造改善準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における特定織布業構造改善準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6　第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定織布業構造改善準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定織布業構造改善準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の三第一項に規定する事業計画につき同項の承認を受けた者でないとき」と読み替えるものとする。

9　特定織布業商工組合の特定貸金に該当する法人税法第五十二条第一項に規定する貸金については、同項の規定は、適用しない。

10　特定織布業商工組合の組合員である法人が当該特定織布業商工組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（特定鉄道工事償却準備金）

第五十六条の四　青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第七号に規定するものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同号に規定する設備の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該設備の取得のために支出する金額の四分の一に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定鉄道工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該特定鉄道工事償却準備金の金額（その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち、当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人の同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額がある場合には、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る各金額（以下この項において「設備別残額」という。）ごとに、その区分した設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該設備別残額をこえる場合には、当該設備別残額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額のうち既にその事業の用に供した同項の設備に係るものがあるときは、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る特定鉄道工事償却準備金の金額のうち、その用に供した日を含む事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　解散した場合　当該解散の日における特定鉄道工事償却準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

二　前二項、前号及び次項の場合以外の場合において特定鉄道工事償却準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定鉄道工事償却準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

（日本万国博覧会出展準備金）

第五十六条の五　国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月十四日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により日本万国博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和四十二年六月一日前である場合には、同日。次号において同じ。）から昭和四十五年三月十四日までの期間の月数

二　当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日前の期間及び昭和四十五年三月十五日以後の期間を除く。）の月数

2　前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、前事業年度から繰り越された日本万国博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度

の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項の出展をしないこととなつた場合　その出展をしないこととなつた日における日本万国博覧会出展準備金の金額

二　当該法人の昭和四十六年三月十三日を含む事業年度終了の日が到来した場合　その終了の日における日本万国博覧会出展準備金の金額

三　解散した場合　当該解散の日における日本万国博覧会出展準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四　前項、前三号及び次項の場合以外の場合において日本万国博覧会出展準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における日本万国博覧会出展準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4　第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における日本万国博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該日本万国博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに日本万国博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

（計画造林準備金）

第五十六条の六　青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者であるものが、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、拡大造林（天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林をいう。）に転換するための造林又は原野に行なう造林をいう。以下この条において同じ。）に要する費用の支出に充てるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により計画造林準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　その有する山林の全部につき森林法第五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画（以下この条において「施業計

画」という。）に基づき、当該事業年度において、その山林の全部又は一部の伐採（間伐のための伐採を除く。）をし、又は譲渡（贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。）をした面積に相当する面積に当該施業計画に基づいて拡大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額

二　当該事業年度後の各事業年度において当該法人の行なう拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額（その日までに第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項の計画造林準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における計画造林準備金の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該計画造林準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3　第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が拡大造林を行なつた場合には、当該拡大造林を行なつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうち、当該拡大造林に要した費用の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4　第一項の計画造林準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一　当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合　その事情が生じた日における計画造林準備金の金額

二　解散した場合　当該解散の日における計画造林準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前三項、前二号及び次項の場合以外の場合において計画造林準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における計画造林準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6　第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における計画造林準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該計画造林準備金の金額については、第二項から前項まで及び第八項の規定は、適用しない。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に計画造林準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

8　第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日において第五十六条の六第一項の計画造林準備金の積立てをすることができる者でないとき」と読み替えるものとする。

第五十七条の見出しを「（証券取引責任準備金又は商品取引責任準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により証券取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により証券取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項中「損金経理により商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により商品取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第八項中「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十七条の二の見出しを「（渇水準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により渇水準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により渇水準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定に繰り入れた」を「として積み立てた」に、「繰入れ」を「積立て」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第七項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十七条の三の見出しを「（違約損失補償準備金等）」に改め、同条第一項中「損金経理により違約損失補償準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により

違約損失補償準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「勘定の金額」を「の金額」に定め、同条第二項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第三項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定に係る」を「に係る」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定に繰り入れた」を「として積み立てた」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十七条の四の見出しを「（保険会社等の異常危険準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十二項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に改める。

第五十七条の五の見出しを「（原子力損害賠償責任保険又は地震保険に係る異常危険準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項及び第十一項」を「第八項及び第九項」に改める。

第五十七条の六の見出しを「（前払金保証事業会社の異常危険準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により」を「損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に改める。

第五十七条の七の見出しを「（中小企業の貸倒引当金の特例）」に改める。

第五十八条第三項及び第四項中「第七項」を「第七項本文」に、「同項に」を「同項本文に」に改め、同条第五項中「第七項」を「第七項本文」に、「第一号及び第五号から第七号まで」を「第五号の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第六項第一号及び第六号から第八号まで」に改める。

第五十八条の二の見出しを「（採鉱準備金）」に改め、同条第一項中「損金経理により採鉱準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により採鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第三項中「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十八条の三第一項第一号中「並びにこれらの法律に基づく命令」を「第三十一条第一項」に、「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項第二号中「勘定の金額」を「の金額」に改める。

第五十九条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。

第六十一条第一項中「（協同組合連合会を除く。）」の下に「並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会で定めるもの」を加える。

第六十二条第一項中「昭和三十九年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日まで」に、「そのこえる部分の金額の百分の五十に相当する金額」を「そのこえる部分の金額（以下この項において「限度超過額」という。）の百分の五十に相当する金額（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額）」に改め、同項に次の二号を加える。

一　当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合　当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額をこえる場合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額の百分の五十に相当する金額

二　当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額の百分の百五に相当する金額をこえる場合　次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ　そのこえる部分の金額（当該金額が当該限度超過額をこえる場合には、当該限度超過額に相当する金額）

ロ　当該限度超過額からイに掲げる金額を控除した金額の百分の五十に相当する金額

第六十二条第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2　前項に規定する基準交際費額とは、法人の当該事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）において支出した交際費等の額を当該基準年度の月数で除してこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額をいう。

3　前二項の場合において、第四十六条の二第一項に規定する海外取引等に関して支出する交際費等の額で政令で定めるものは、前二項に規定する交際費等の額に算入しない。

第六十二条に次の一項を加える。

6　第一項に規定する事業年度に係る基準年度がない法人又は同項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人の同項の基準交際費額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条を削り、第六十二条を第六十三条とし、第三章第四節中第六十一条の次に次の一条を加える。

（事業協同組合等から組織変更した協業組合の課税の特例）

第六十二条　昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその法人税の額の計算に関し、第四十六条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する中小企業者に該当しないものとし、第四十二条、第四十三条及び前二条並びに法人税法第六十六条の規定の適用については、事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

第六十四条第一項中「消滅（以下第六十五条の二」を「消滅（以下第六十五条の三」に、「権利（以下第六十五条」を「権利（以下第六十五条の三」に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十四条の二第一項中「一年」を「二年」に改め、同

条第四項中「この場合において、第二号から第四号までに該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「この場合には、当該各号に掲げる金額（第六十五条の三第五項の規定の適用を受ける金額を除く。）」に改める。

第六十五条第一項第三号中「以下この条」の下に「及び第六十五条の三」を加える。

第六十五条の二第一項中「以下次項及び次条第一項」を「次項」に、「又は第六十四条の二」を「若しくは第六十四条の二」に改め、「準用する場合を含む。）」の下に「又は次条」を加える。

第六十五条の三を次のように改める。

（収用換地等の場合の所得の特別控除）

第六十五条の三　法人の有する資産で第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第六十五条第五項の規定により同条第一項第三号に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。）において、当該法人が収用換地等により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該収用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた資産の全部につき第六十四条から第六十五条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。）とのいずれか低い金額（そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額）を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一　前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合　当該資産

二　一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき　当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三　前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人からされた場合（当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人の合併により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合を除く。）　当該資産

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4　公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　法人が、第六十四条の二第四項前段（第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第四項各号に掲げる金額に係る収用換地等のあつた日を含む事業年度のうち同一の年に属する期間中に、当該法人の第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定する資産でこれらの規定に該当することとなつたものの全部に係る第六十四条の二第四項第一号に規定する特別勘定残額がないこととなり、かつ、当該資産の全部につき第六十四条第一項（第六十四条の二第二項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項の規定の適用を受けていないときは、第六十四条の二第四項前段の規定に該当することとなつた当該特別勘定残額と千二百万円（その年において他の資産の収用換地等により取得した補償金等に係る特別勘定残額につき、この項の規定により損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。）とのうちいずれか低い金額（当該特別勘定残額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額）を当該該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

7　第六十四条の二第七項の規定は、第一項又は第五項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

8　第二項から第四項まで及び第六項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の四第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十五条の五第一項及び第六十五条の六第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十六条第三項中「第五十一条まで」の下に「並び

にこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十六条の二の見出しを「（清算所得に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「第六十六条の六」を「第六十六条の四」に、「当該合併に係る被合併法人の法人税法第百十二条第一項に規定する控除した金額のうちに当該被合併法人の同法第百十五条第三項に規定する利益積立金額から成る金額以外の金額（以下この条において「評価益から成る金額」という。）」を「当該合併による清算所得の金額」に、「当該合併法人が」を「その合併法人が」に、「当該被合併法人から」を「その被合併法人から」に、「当該評価益から成る金額」を「当該清算所得の金額」に、「当該被合併法人の」を「当該合併による」に、「同法第百十二条」を「法人税法第百十二条」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けたもの

第六十六条の二第一項第五号中「（昭和三十五年法律第六十一号）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「（昭和三十八年法律第五十六号）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「（昭和三十六年法律第四十八号）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三及び第六十六条の四を削り、第六十六条の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同条を第六十六条の三とする。

第六十六条の六第一項に次の二号を加える。

三　中小企業団体の組織に関する法律第五条に規定する中小企業者に該当する法人で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第五条の二十一第一項の規定による承認を受けたもの　同項の規定による承認に係る固定資産

四　中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項及び同条第二項の規定による認定を受けたもの　同項の規定による認定に係る固定資産

第六十六条の六第二項中「若しくは中小企業近代化促進法第八条第二項」を「、中小企業近代化促進法第八条第二項、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第二項」に、「承認」を「承認若しくは認定」に、「若しくは土地の上に存する権利」を「、土地の上に存する権利若しくは漁業権（許可漁業その他漁業に係る特別の地位又は利益で漁業権に類するものを含む。）」に改め、同条を第六十六条の四とする。

第三章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二　景気調整のための課税の特例

（延納に係る利子税の特例）

第六十六条の五　日本銀行の基準割引歩合が引き上げられた場合において、法人税の延納について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、法人税法第七十八条第三項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の一日二銭の割合は、これらの規定にかかわらず、当該基準割引歩合の引上げに応じ、当該利子税に係る法人税額百円につき一日三銭五厘の割合の範囲内で定める割合とする。

（重要産業用合理化機械等の特別償却の停止）

第六十六条の六　前条に規定する期間内で企業の設備投資を抑制することが必要であると認められる期間として政令で定める期間内に終了する法人の各事業年度においては、政令で定めるところにより、当該法人の有する機械その他の設備で第四十三条第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したものの償却については、同項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定は、適用しない。

2　前項に規定する設備で同項の規定により第四十三条第一項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定を適用しないこととされたものを有する法人は、前項に規定する政令で定める期間を経過した日を含む事業年度以後の各事業年度において、政令で定めるところにより、当該設備につきこれらの条の規定に準じ償却をすることができる。

第六十六条の十の次に次の一条を加える。

（石炭鉱業会社の所得計算の特例）

第六十六条の十一　石炭鉱業を営む法人が各事業年度において石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第六条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合には、その交付を受ける日を含む事業年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額（同法第五十七条から第五十九条までの規定の適用を受けるものを除く。）のうち、その交付を受ける元利補給金の額（その額がこの項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該交付を受ける日を含む事業年度の所得の金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、その交付を受ける日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十七条の二第四項中「第七十条」を「第六十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三　農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に、その飼育した肉用牛（農業災害補償法第百十一条第一項に規定する肉用牛をいう。以下この条において同じ。）を家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において売却した場合には、政令で定めるところにより、当該農業生産法人の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告

の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに肉用牛の売却が同項の市場において行なわれたこと及びその売却価格を証する書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3　第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十八条の二の見出し中「償還差益」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「償還差益」を「発行差金」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の五」を「第七十条の六」に改める。

第七十条の五の次に次の一条を加える。

（計画伐採に係る相続税の延納の特例）

第七十条の六　税務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の基礎となつたものの価額の合計額のうちに第三十条の三第一項に規定する森林の施業に関する計画が定められている区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額については、納税義務者の申請により、同法第三十八条第二項の規定にかかわらず、当該立木の当該計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納税額を定めることができる。

2　前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、前項の規定による分納税額の計算の明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添附して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第七十二条第一項及び第三項並びに第七十三条から第七十五条までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第七十七条の見出し中「農地」を「農地等」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「第七十七条の四第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第三条第一項第二号に規定する林業構造の改善のため国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて市町村が行なうあつせんにより林地の交換が行なわれた場合には、その交換により取得した土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十七条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四を次のように改める。

（時効により取得した土地の保存登記の税率の軽減）

第七十七条の四　個人が民法第百六十二条の規定により取得した国有地たる土地（当該個人の所有する耕作又は養畜の用に供する土地に隣接するもので、当該土地と一体として使用されてきたものに限る。）の所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の三に相当する金額とする。

第七十七条の四の次に次の一条を加える。

（農林漁業金融公庫資金の転貸の場合の抵当権の設定登記の免税）

第七十七条の五　農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は塩業組合が農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項各号に掲げる資金の貸付けを受け、当該資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で同項に規定する農林漁業者に対し貸し付けた場合には、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十九条の見出し中「取得の」を「の設定」に改め、同条第一項中「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年五月三十一日までの間」を「昭和四十二年四月一日において現に海上運送業を営む者で政令で定めるものが同日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内」に、「及び」を「（事業の用に供されたことのないものに限る。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの又は昭和四十二年四月一日において現に漁業を営む者が当該期間内に新造した」に改め、「（事業の用に供されたことのないものに限る。）」を削り、同条第二項中「新造する外国航路に就航することを目的とする船舶及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶で政令で定めるもの」を「同項に規定する者が新造する同項の船舶」に、「の担保として当該船舶の上に設定される」を「を担保するために受ける当該船舶を目的とする」に、「取得」を「設定」に改める。

第八十条第二項及び第八十条の二中「昭年四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、「に限る。）」の下に「若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第一項の規定による認定（同法第三条第一項に規定する振興計画で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）」を、「又承認」の下に「若しくは認定」を加える。

第八十一条の二中「規定による勧告」の下に「若しくは漁業協同組合合併助成法第四条第二項の認定」を加える。

第八十三条第二号中「（設立の日から昭和四十二年五月三十一日までの間に行われる場合に限る。）」を削る。

第八十三条の二を削る。

第八十四条中「日本航空株式会社」の下に「、日本航空機製造株式会社」を加える。

第六章第二節中第八十八条の二の次に次の一条を加える。

（日本万国博覧会の用に供する物品の免税）

第八十八条の三　第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、日本万国博覧会（第五十六条の五第一項に規定する日本万国博覧会をいう。以下この条において同じ。）の参加国（国際機関を含み、本邦を除く。）又は出品者（本邦の出品者を除く。）に対

し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で当該参加国若しくは出品者（以下この条において「出品者等」という。）が日本万国博覧会の用に供した後輸出する目的で政令で定める方法により購入するものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品で出品者等が当該目的で当該方法により購入するものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2　前項の規定は、同項の小売又は移出をした第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3　前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4　第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した出品者等は、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を日本万国博覧会の開催地の所轄税関長に提出しなければならない。

5　前項の出品者等が、同項の物品を日本万国博覧会の用以外の用に供し、若しくは譲り渡したとき又は日本万国博覧会の終了の日から六月以内に輸出しないときは、同項の税関長は、当該出品者等から当該物品に係る物品税を直ちに徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一　当該出品者等が、政令で定める手続により当該税関長に届け出て、当該物品を廃棄し、又は日本万国博覧会の用に供した後国若しくは地方公共団体に対しその用に供されるものとして寄贈した場合

二　既に第二項本文の規定の適用があつた場合（第三項において準用する前条第三項の規定の適用を受けた場合で、同項の規定による書類の提出がされなかつた場合を含む。）

第六章第四節中第九十一条の前に次の二条を加える。

（第一種甲類の砂糖の非課税）

第九十条の三　砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種甲類の砂糖（同法附則第十二項の規定により第一種甲類の砂糖とみなされる砂糖を含むものとし、次条第三項において「第一種甲類の砂糖」という。）で昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、同法第三条、第十条から第十三条まで及び第二十条第四項の規定は、適用しない。

2　前項の規定の適用を受けた砂糖については、砂糖消費税法（第二十二条を除く。）の規定の適用上、課税済みの砂糖類とみなす。

3　前項の規定により課税済みの砂糖類とみなされた砂糖を主たる原料として製造した砂糖類で砂糖消費税法第八条又は第二十条の規定の適用を受けたものについては、同法第二十二条の規定は、適用しない。

（転化糖水の税額計算の特例）

第九十条の四　砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種の糖水のうち、その含有する固形分の重量が全重量の百分の二十五をこえるもの（以下この条において「転化糖水」という。）で、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る砂糖消費税の税額は、同法第九条の三の規定にかかわらず、一キログラムにつき十二円の割合で計算した金額とする。

2　前項の期間内に転化糖水を砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者は、砂糖消費税法第十条第一項又は第十一条の規定による申告書に、その旨及び当該転化糖水の重量を記載しなければならない。

3　転化糖水を原料の一部として製造した砂糖で、第一項の期間内に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものは、砂糖消費税法第二条第一項第一号及び附則第十二項の規定の適用については、第一種甲類の砂糖に含まれないものとする。

第九十二条中「前条第一項」を「第九十条の四第一項又は前条第一項」に、「同項中」を「当該原料とした砂糖類が第九十条の四第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二条第一項中「第九条の三に規定する税率により算出した」とあるのは「一キログラムにつき十二円の割合で計算した」と、当該原料とした砂糖類が前条第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二条第一項中」に、「読み替え」を「、それぞれ読み替え」に改める。

第九十五条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第七十四号）の施行の日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十二年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過規定）

第三条　昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。

2　昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得（改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。）については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（配当所得に関する経過規定）

第四条　施行日前に支払を受けるべきであつた配当所得については、なお従前の例による。

2　昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを

除く。）で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）については、旧法第八条の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年六月三十日」とあるのは、「昭和四十二年五月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

3　昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき配当所得（証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。）については、旧法第八条の三第一項及び第二項、第八条の四第一項並びに第九条第一項中「昭和四十二年六月三十日」とあるのは、「昭和四十二年五月三十一日」として、これらの条の規定の例によるものとする。

4　新法第九条の二の規定は、施行日以後に合併した同条各号に掲げる法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に合併した当該法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

（個人の税額控除に関する経過規定）

第五条　新法第十条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、個人が同日前に旧法第十条第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第六条　新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2　個人が、昭和四十二年十二月三十一日までに、旧法第十二条第一項に規定する開発研究機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作してこれを同項に規定する開発研究の用に供した場合における当該開発研究機械等の償却費の額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年十二月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

3　新法第十三条の三（第八項を除く。）の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三条の三第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4　昭和四十二年分の所得税についての新法第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項（新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第三項の規定の適用については、新法第十三条第一項中「前二条」とあるのは「、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十四号）附則第六条第二項又は前二条」と、新法第十三条の二第一項中「前三条」とあるのは「、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、前三条」と、新法第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項及び第三十九条第三項中「から第十三条まで」とあるのは「、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、第十二条、第十三条」とする。

（個人の準備金等に関する経過規定）

第七条　個人が昭和四十二年一月一日において有する旧法第二章第二節第二款の規定による各準備金勘定の金額（既に旧法の規定により取りくずすべきこと

となつたものを除く。）は、それぞれ新法第二章第二節第二款の規定により準備金として積み立てた金額とみなす。

2　新法第二十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する特定織布業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第八条　新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（外国技術使用料課税に関する経過規定）

第九条　旧法第二十八条第一項に規定する者が施行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外国技術を提供することにより受ける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けるべきものに係る所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（譲渡所得に関する経過規定）

第十条　新法（附則第一条ただし書きに規定する改正規定の施行後のものをいう。以下次項まで及び第十八条において同じ。）第三十一条、第三十二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十八条の二及び第三十八条の十二の規定は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日（以下「収用法施行日」という。）以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。以下次項までにおいて同じ。）に係る所得税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

2　新法第三十四条の規定は、収用法施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十四条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

3　新法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に納付すべき同項に規定する利子税について適用し、同日前に納付すべき当該利子税については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十一条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過規定）

第十二条　新法第四十二条の二第四項の規定は、施行日以後に解散した同項に規定する内国法人が同項に規定する配当等の金額を受けた場合について適用し、同日前に解散した当該内国法人が当該配当等の金額を受けた場合については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過規定）

第十三条　新法第四十二条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、法人が同日前に旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設備の廃棄をした場

合については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十四条　新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から当該法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までの間に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却額の計算方法については、旧法第四十三条の規定の例によるものとする。

2　新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に掲げる場合に該当することとなる法人について適用する。この場合において、当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号に掲げる漁船の償却額の計算方法については、旧法第四十六条の規定の例によるものとする。

3　新法第四十六条の二（第七項を除く。）の規定は、法人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、法人の同日前の旧法第四十六条の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4　法人が、当該法人の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに、旧法第四十四条第一項に規定する開発研究機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作して、これを同項に規定する開発研究の用に供した場合におけるその用に供した事業年度の当該開発研究機械等に係る同項に規定する償却範囲額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日」として、同条の規定の例によるものとする。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十五条　法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日において有する旧法第三章第二節の規定による各準備金勘定の金額は、それぞれ新法第三章第二節の規定により損金経理の方法により準備金として積み立てた金額とみなす。

2　新法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定織布業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。

3　新法第五十六条の四の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する設備の取得のために支出する金額について適用する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十六条　新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額ついて適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過規定）

第十七条　新法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に関する経過規定）

第十八条　新法第六十四条から第六十五条の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定）

第十九条　新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2　新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

（石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定）

第二十条　新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

（砂糖消費税の特例に関する経過規定）

第二十一条　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

（通行税に関する特例の改正に伴う経過規定）

第二十二条　昭和四十二年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）

第二十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「施行日以後の」を「施行日以後に開始する事業年度に係る」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十五号（昭四二・五・三一）

◎地方税法等の一部を改正する法律

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の九第一項中「第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）」の下に「若しくは第二項」を加え、「当該地方税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の期間」を「延滞金が百円につき一日四銭の割合により計算される期間」に改める。

第十六条の二第一項中「第十五条若しくは第十五条の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る」を「納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる」に改め、同項に次の三号を加え、同条第四項中「提供により」の下に「同項第一号に掲げる地方団体の徴収金につき」を加える。

一　第十五条の規定による徴収の猶予又は第十五条の五の規定による換価の猶予に係る地方団体の徴収金

二　納付又は納入の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する地方団体の徴収金

三　滞納に係る地方団体の徴収金（第一号に掲げるものを除く。）で、その納付又は納入につき納税者又は特別徴収義務者が誠実な意思を有し、かつ、その納付又は納入の委託を受けることが地方団体の徴収金の徴収上有利と認められるもの

第二十条の四の二第二項中「百円未満の端数」を「千円未満の端数」に、「全額が百円未満」を「税額の全額が二千円未満」に改める。

第二十条の九の三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十条の五の二の規定により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

第二十三条第一項第四号中「第七十条、第七十条の二」を「第六十九条、第七十条」に、「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に改める。

第二十四条第一項第四号中「及び市町村民税」を削り、「第五十二条第三項」を「第五十二条第二項第四号」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十六条第一項中「以下」の下に「本節において」を加える。

第三十二条第三項中「十万円」を「十二万円」に改め、同条第四項第一号中「六万円」を「八万円」に改める。

第三十四条第三項中「（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円）」を削り、同条第五項中「又は六万円」を削る。

第三十六条第一項中「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加える。

第三十七条の二第五項中「ロ」を削る。

第四十五条の二の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「その他政令で定める者」を「並びに第三百十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の三　第二十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2　本項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第五十条の五中「、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに」を削り、「の納入申告書」を「又は第三項の規定による納入申告書」に改める。

第五十二条を次のように改める。

（法人等の均等割の税率）

第五十二条　法人等の均等割の標準税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人（次項第三号に掲げる公共法人等を除く。）及び保険業法に規定する相互会社　年額　千円

二　前号に掲げる法人以外の法人等　年額　六百円

2　法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在における税率による。

一　次条第一項の規定によつて申告納付する法人　当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二　解散した法人（次号に掲げる公共法人等を除く。）　当該法人に係る均等割額の算定期間（法人税法第百二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第百四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。次条第二項において同じ。）の末日

三　公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。）　前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの　前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二十四条第五項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間）の末日

3　第一項に定める均等割の額に、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4　第一項第一号の場合において、第二項第一号又は第二号に掲げる法人の資本の金額又は出資金額は、それぞれこれらの号に掲げる日現在における資本の金額又は出資金額による。

第五十三条第一項中「記載した申告書」の下に「（以下本項において「法人の道府県民税の申告書」という。）」を加え、「当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る」を「法人の」に改め、「提出しなかつたときは」の下に「、第十二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第六項中「法人税法第二条第五号の」を「前条第二項第三号に掲げる」に、「前条第三項に規定する均等割額の算定期間」を「同号又は同項第四号の期間」に、「当該均等割額の算定期間」を「当該期間」に改め、同条第九項中「第七十条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第十項中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、「開始する各事業年度」の下に「（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

12　法人税法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、そ

の法人税額の課税標準の算定期間中において当該法人の寮等のみが所在する道府県に対しては、第一項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

第五十六条第二項中「（前条第一項の規定による更正（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。）があつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　前項の場合において、前条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当然修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第五十七条第一項中「するとともに」を「しなければならない。この場合において」に、「自治省令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない」を「自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添附しなければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間（第五十三条第二項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において「算定期間」という。）中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行なうものとする。

第五十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4　前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を同項に規定する従業者の数とみなす。

一　算定期間の中途において新設された事務所又は事業所　当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二　算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所　当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三　算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所　当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

5　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十四条第一項中「規定による申告（同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。）」を「申告書」に、「（同条第三項の規定による申告」を「（同条第三項の申告書」に改め、「とする」の下に「。以下第一号において同じ」を加え、「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより同条第三項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告をした日までの期間を除く。）」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の四号を加える。

一　第五十三条第一項、第二項又は第六項の規定による申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二　第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三　第五十三条第三項の申告書に係る税額　同項の規定により申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

四　第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額　当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第六十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項の場合において、法人等が第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人等が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第七十二条の十四第一項中「医療法人」の下に「又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行なう農業協同組合連合会」を加え、同条第二項第一号中「同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額（以下本節において「資本金額等」という。）」を「同法第九十三条第二項に規定する利益積立金額等の合計額」に改め、同項第二号ロ中「資本金額等」を「資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額及び同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額（以下本節において「資本金額等」という。）」に改める。

第七十二条の十七第三項中「（同条第二項の規定による申告及びこれとあわせて行なうべき同条第三項の規定による申告を除く。以下次項、第六項、第七項及び次条第二項において同じ。）」を削り、同条第六項中「譲渡したため生じた損失」の下に「（第七十二条の五十五第一項において「譲渡損失」という。）」を加え、同条第七項中「所得の計算上生じた」を削る。

第七十二条の十八第一項中「二十五万円」を「二十七万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十二万円」に改め、「及び政令で定める場合」を削り、「六万円」を「八万円」に改め、同条第三項中「二十五万円、十万円又は六万円」を「二十七万円、十二万円又は八万円」に改める。

第七十二条の二十三の三第一項中「開始する各事業年度」の下に「（当該法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、第一項の事業を行なう法人が合併により消滅した後に、当該法人の同項に規定する事業年度の所得又は収入金額に対する事業税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得又は収入金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

第七十二条の二十九第一項中「残余財産のうち解散当時の資本金額等」の下に「（その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下本項及び次条第一項において同じ。）」を加える。

第七十二条の四十四第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「経過した日後」を「経過する日後」に、「経過した日から」を「経過する日の翌日から」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の四号を加える。

一　法人の行う事業に対する事業税の納期限前に提出した申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。）　法人の行う事業に対する事業税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二　法人の行う事業に対する事業税の納期限後に提出した申告書に係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三　修正申告書に係る税額　修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

四　第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額　当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第七十二条の四十五第二項中「経過した日後」を「経過する日後」に、「除くほか」を「除き」に、「経過した日から」を「経過する日の翌日から」に改め、「当該修正申告書を提出した日」の下に「（当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合においては、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に」を「算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項の場合において、次の各号に掲げる分割基準は、当該各号に掲げる数値による。

一　固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数　事業年度（解散した法人又は被合併法人にあつては、解散の日又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において同じ。）の末日現在における数値

二　事務所又は事務所の数　事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度の末日現在における数値）

三　従業者の数　事業年度の末日現在における数値。ただし、資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行なう法人の本社である事務所又は事業所については、当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値）の二分の一に相当する数値

第七十二条の四十八第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「分割基準の数値に対する前項の規定の適用については」を「分割基準について第四項の規定を適用する場合には」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5　前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。

一　事業年度の中途において新設された事務所又は事業所　当該事業年度の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該事業年度の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二　事業年度の中途において廃止された事務所又は事業所　当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事務所又事業所が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三　事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所　当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第七十二条の五十第一項中「同項の」を「同法第二十三条から第三十五条までに規定する」に改める。

第七十二条の五十三第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「課税標準の算定期間に属する各月の末日（当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合にあつては、当該期間の末日とする。）現在における従業者の数をそれぞれ合計した数」を「第七十二条の四十八第四項第三号本文、第五項及び第六項の規定の例によつて算定した数」に改める。

第七十二条の五十五第一項中「（政令で定める者を除く。）」を削り、「第七十二条の十七第三項、第四項、第六項及び第七項の控除並びに」を「当該年の前年において生じた譲渡損失の金額及び」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の申告」を「前項の申告」に、「前二項の規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に、「申告し、又は報告すべき」を「申告すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の五十五の二　個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項又は第二項の規定による申告がされたものとみなす。ただし、同日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

2　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項又は第二項に規定する事項に相当するものは、これらの規定により申告されたものとみなす。

第七十二条の五十六第一項中「前条」を「第七十二条の五十五」に改める。

第七十三条の四第一項第十六号中「土地」を「不動産」に改める。

第七十三条の十四第九項中「第二十条第七項」を「第二十条第九項」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「又は」を「若しくは」に、「、当該不動産」を「当該不動産」に改め、「譲渡したとき」の下に「、又は当該事業協同組合等が、公害防止事業団の設置し、若しくは造成した公害防止事業団法第十八条第一項第二号若しくは第三号に規定する施設の用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員に当該不動産を譲渡したとき」を、「による当該不動産の取得」の下に「又は当該事業協同組合等による当該不動産の取得」を加える。

第七十三条の三十二第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限（本款の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七十四条の二中「百分の九」を「百分の十・三」に改める。

第九十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第九十六条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第百二十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限

（第百二十二条の二の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第百二十六条第一項中「同項の」を「その」に、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限（第百二十二条の二の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第百六十三条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第百九十六条第一項及び第二百四十九条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百七十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百八十条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間）」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第七十条、第七十条の二」を「第六十九条、第七十条」に、「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に改める。

第二百九十四条第一項第四号中「市町村内に寮等」を「市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下本節において「寮等」という。）」に、「第三百十二条第四項」を「第三百十二条第一項及び第三項第四号」に、「第一項及び」を「第一項並びに」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三百十二条を次のように改める。

（法人等の均等割の税率）

第三百十二条　法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）の均等割の標準税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人（第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。）及び保険業法に規定する相互会社　年額　四千円

二　前号に掲げる法人以外の法人等　年額　二千四百円

2　市町村は、前項に定める標準税率をこえて課する場合においては、年につき、同項第一号に掲げる法人については七千円を、同項第二号に掲げる法人等については四千円をこえて課することができない。

3　法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在における税率による。

一　第三百二十一条の八第一項の規定によつて申

告納付する法人　当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二　解散した法人（次号に掲げる公共法人等を除く。）　当該法人に係る均等割額の算定期間（法人税法第百二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第百四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。第三百二十一条の八第二項において同じ。）の末日

三　公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。）　前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの　前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二百九十四条第五項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間）の末日

4　第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

5　第一項第一号の場合において、第三項第一号又は第二号に掲げる法人の資本の金額又は出資金額は、それぞれこれらの号に掲げる日現在における資本の金額又は出資金額による。

第三百十三条第三項中「十万円」を「十二万円」に改め、同条第四項第一号中「六万円」を「八万円」に改める。

第三百十四条の二第三項中「（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円）」を削り、同条第五項中「又は六万円」を削る。

第三百十四条の四中「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加える。

第三百十四条の七第五項中「ロ」を削る。

第三百十七条の二第一項中「その他政令で定める者」を「並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの」に改める。

第三百十七条の三を次のように改める。

第三百十七条の三　第二百九十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第三百十七条の四第一項中「若しくは前条」を削る。

第三百十七条の五中「若しくは第三百十七条の三」を削る。

第三百二十一条の二第一項中「第三百十七条の三の規定による申告があつた場合又は」を削り、「若しくは政府」を「又は政府」に、「若しくは賦課する」を「又は賦課する」に改め、同条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百二十一条の五の次に次の一条を加える。

（特別徴収税額の納期の特例）

第三百二十一条の五の二　第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下本条において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十月まで及び十一月から翌年三月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。

2　前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の八第一項中「記載した申告書」の下に「（以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という。）」を加え、「当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る」を「法人の」に改め、「提出しなかつたときは」の下に「、第十二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第六項中「法人税法第二条第五号の」を「第三百十二条第三項第三号に掲げる」に、「第三百十二条第四項に規定する均等割額の算定期間」を「同号又は同項第四号の期間」に、「当該均等割額の算定期間」を「当該期間」に改め、同条第九項中「第七十条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第十項中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、「開始する各事業年度」の下に「（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

12　法人税法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に対しては、第一項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

第三百二十一条の十二第二項中「（前条第一項の規定による更正（当該更生に係る同条第三項の規定による更正を含む。）があつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除されるべき期間があるときは、当該控除された期間を除

く。）」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　前項の場合において、前条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書を提出して日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三百二十一条の十三第一項中「するとともに、関係市町村長に提出すべき申告書には、自治省令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない」を「しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添附しなければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定による分割は、関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間（第三百二十一条の八第二項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において「算定期間」という。）中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行なうものとする。

第三百二十一条の十三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4　前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を同項に規定する従業者の数とみなす。

一　算定期間の中途において新設された事務所又は事業所　当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二　算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所　当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三　算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所　当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

5　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三百二十七条第一項中「規定による申告（同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。）」を「申告書」に改め、「第三百二十一条の五第一項」の下に「、第三百二十一条の五の二（第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。以下第一号において同じ。）」を加え、「（第三百二十一条の八第三項の規定による申告」を「（第三百二十一条の八第三項の申告書」に改め、「とする」の下に「。以下第一号及び第二号において同じ」を加え、「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一条の八第三項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告をした日までの期間を除く。）」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の五号を加える。

一　第三百二十条の納期限後に納付し、又は第三百二十一条の五第一項、第三百二十一条の五の二若しくは第三百二十八条の五第二項の納期限後に納入する税額　当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二　第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の規定による申告書に係る税額（第五号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

三　第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四　第三百二十一条の八第三項の申告書に係る税額　同項の規定により申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

五　第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額　当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第三百二十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項の場合において、法人等が第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人等が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三百二十八条の五第三項中「第六項まで」の下に「及び第三百二十一条の五の二」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三百二十一条の五の二第一項中「給与」とあるのは「退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「四月から十月まで」とあるのは「六月から十月まで」と、「前条第一項」とあるのは「第三百二十八条の五第二項」と読み替え

るものとする。

第三百二十八条の六第一項第一号中「、第三百二十八条の八及び第三百二十八条の十六」を「及び第三百二十八条の八」に改める。

第三百二十八条の九第一項中「第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第三百二十八条の十第二項中「第二項」の下に「又は同条第三項において準用する第三百二十一条の五の二」を加え、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の約期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百二十八条の十三第二項中「第二項」の下に「又は同条第三項において準用する第三百二十一条の五の二」を加え、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百四十八条第四項中「並びに輸出水産業組合」を「、輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「第十三項」の下に「又は第二十項」を加え、同条第十七項中「又は第十三項」を「、第十三項又は第二十項」に改め、同条に次の一項を加える。

20　地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域内において地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの（第十三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（当該固定資産のうち第二項又は第十七項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物に該当するものに係る当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税の課税標準にあつては、当該構築物の価格の三分の一の額）とする。

第三百四十九条の四第一項中「十分の二」を「十分の三」に改め、同項の表市町村の区分の欄中「五万人未満」を「二十万人未満」に、「五万人以上の市町村」を「二十万人以上の市」に改め、同表金額の欄中「十億円」を「二十五億円」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第三百四十九条の五第二項及び第三項中「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の百七十」を「百分の百八十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第三百六十八条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百六十九条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百八十一条第五項中「第三百八十三条第一項」を「第三百八十三条」に改める。

第三百八十三条第二項を削る。

第四百五十五条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する

日まで」に改める。

第四百六十五条中「百分の十五」を「百分の十八・一」に改める。

第四百八十九条第一項第二十二号の二中「スチレン」の下に「、ポリプロピレン」を加え、同項第二十二号の三中「前号」を「第二十二号の二」に改め、同号を同項第二十二号の五とし、同号の前に次の二号を加える。

二十二の三　アセチレン（天然ガス又は揮発油を原料とするものに限る。）

二十二の四　アセトアルデヒド（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百八十九条第一項第二十三号中「及びアクリルニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）」を「、アクリルニトリル「アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）及びポリプロピレン系合成繊維」に改め、同条第二項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第八号までを、それぞれ四号ずつ繰り上げる。

第四百九十条の二第一項中「五百円」を「七百円」に改める。

第四百九十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百四条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百三十四条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百三十五条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百六十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百六十六条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六百八十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六百九十条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間）」に改める。

第七百条の二第一項第二号中「準ずる」を「類する」に改め、同項第三号中「業とする者」の下に「で第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されたもの」を加える。

第七百条の三に次の一項を加える。

4　軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合においては、その所有している軽油の数量（当該所有に

係る軽油にすでに軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、当該所有している者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。

第七百条の四第一項第五号中「を輸入して当該輸入」を「の製造又は輸入をして、当該製造又は輸入」に改める。

第七百条の五第三号中「引取について」を削る。

第七百条の十ただし書中「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七百条の十一第一項中「特約業者又は元売業者」を「元売業者又は元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（軽油引取税の保全担保）

第七百条の十一の二　道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2　第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定の取消し）

第七百条の十一の三　道府県知事は、前条の規定に基づき、軽油引取税の特別徴収義務者（元売業者を除く。）に担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為（以下本条において「担保の提供等」という。）を命じた場合において、当該特別徴収義務者がその指定された期限までに担保の提供等をしないときその他政令で定める場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての指定を取り消すことができる。

第七百条の十二第一項中「前条第一項」を「第七百条の十一第一項」に改める。

第七百条の十四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第七百条の三第四項の軽油を所有している者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有している軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該所有している者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の三十一第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限（第七百条の二十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百条の三十二第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限（第七百条の二十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百一条の十第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百一条の十一第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百二条第二項中「又は第十六項」を「、第十六項又は第二十項」に改める。

第七百二十条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百二十三条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百三十四条第三項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第二章第一節第一款及び第二款	道府県	都
	道府県民税	都民税
	道府県知事	都知事
	市町村	特別区
	市町村長	特別区長
第三章第一節	市町村	都
	市町村民税	都民税
	市町村長	都知事
第三百十二条第一項	四千円	五千円（特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合（以下「法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）には、四千円）
	二千四百円	三千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二千四百円）
第三百十二条第二項	七千円	八千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、七千円）
	四千円	四千六百円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、四千円）
第三百十四条の六第一項	百分の八・九	百分の十四・七
	百分の十・七	百分の十七・七
第三百二十一条の八第九項	法人税法第六十九条第一項の控除限度額及び第五十三条第九項の控除の限度額で政令で定めるもの	法人税法第六十九条第一項の控除限度額

附則第七項及び第九項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、附則第六十五項及び第六十六項中「併用住宅にあつては、」を「区

分所有に係る住宅にあつては本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（併用住宅に限る。）にあつては」に、「算定した額）」を「算定した額とする。）」に改め、附則第八十八項を附則第八十六項とし、附則第八十九項中「附則第八十八項」を「附則第八十六項」に改め、同項を附則第八十七項とし、附則中第九十項を第八十八項とし、第九十一項を第八十九項とし、附則第九十二項中「附則第九十一項」を「附則第八十九項」に改め、同項を附則第九十項とし、附則第九十三項中「附則第八十九項」を「附則第八十七項」に改め、「第五十条の六第一項又は第三百二十八条の五第一項の規定による」を削り、「所得割」の下に「（第五十条の二の規定によつて課する所得割を含む。）」を加え、同項を附則第九十一項とし、附則中第九十四項を第九十二項とし、第九十五項を第九十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

（生命保険事業を行なう法人の事業税の課税標準の特例）

94　生命保険事業を行なう法人に対する事業税の課税標準の算定については、当分の間、当該法人が厚生年金保険法第百三十条第三項又は第百五十九条第三項の規定によつて厚生年金基金又は厚生年金基金連合会と締結する保険の契約に基づいて保険料として収入する金額のうち初年度収入保険料（第七十二条の十四第五項第一号の初年度収入保険料をいう。以下本項において同じ。）に相当するものは、当該法人に係る第七十二条の十四第五項第三号の初年度収入保険料から控除するものとする。

（自動列車停止装置に対して課する固定資産税に関する特例）

95　地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が昭和四十二年一月二日から昭和四十七年一月一日までの間に新設した自動列車停止装置（第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける車両に設置されたものを含み、第三百四十九条の三第二項、第十三項、第十七項又は第十八項の規定の適用があるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分（第三百四十九条の三第十五項の規定の適用を受ける自動列車停止装置にあつては、同項の規定の適用がないこととなつた年度から二年度分）の固定資産税に限り、当該装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（重油に係る水素化脱硫装置に対して課する固定資産税に関する特例）

96　昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設された重油に係る水素化脱硫装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該装置に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（紙の製造に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率の特例）

97　紙の製造業を営む者がその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率は、当分の間、第四百九十条の規定にかかわらず、百分の五とする。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十号中「の者」の下に「で前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの」を加える。

第三十二条第三項中「所得割の納税義務者が所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、同項」を「所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書（第八項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいずれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者を除く。）で、もつぱら当該納税義務者の営む同法第五十六条に規定する事業に従事するもの（以下本項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から給与の支給を受ける場合においては、同法第五十七条第一項」に改め、同条第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第八項中「同条第一項第三十九号に規定する」及び「（以下本項において「青色申告書」という。）」を削る。

第三十三条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第九十八条第五項」を「第九十八条第四項」に、「及び第八号、次条第一項並びに第三十七条の二第五項」を「、第八号及び第十号並びに次条第一項及び第七項」に改める。

第三十四条第一項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加え、同条第五項を削る。

五　障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者　各障害者につき五万円
六　老年者である所得割の納税義務者　五万円
七　寡婦である所得割の納税義務者　五万円
八　勤労学生である所得割の納税義務者　五万円

第三十四条第六項中「生命保険料控除額と」の下に「、同項第五号の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、同項第六号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「同項第九号」に、「第一項第六号、第三項及び前項」を「同項第十号及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項第五号の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号の扶養親族であるかどうか」を「第一項、第三項又は第四項の場合において、障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の控除対象配偶者若しくは扶養親族であるかどうか」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　所得税法第二条第一項第三十一号の規定は、第一項第八号の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同条第一項第三十一号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

第三十四条第九項中「生命保険料控除額」の下に「、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同条第十項中「又は生命保険料控除額」を「、生命保険料控除額又は勤労学生控除額」に改める。

第三十六条第一項中「自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が第三百十四条の四の市町村民税に関する申告書とあわせて、当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の」を「第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書

が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該」に、「第八十四条」を「第九十条」に改める。

　第三十七条第一項中「規定による道府県民税に関する申告書の提出があつた場合」を「規定の適用がある場合」に、「第八十四条」を「第九十条」に改める。

　第三十七条の二の見出し中「税額」を「外国税額」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「本項」を「本条」に改め、「並びに第一項及び第二項」を削り、同項を同条とする。

　第四十五条の二第一項第五号中「生命保険料控除額」の下に「、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同項第六号を次のように改める。

　六　第三十六条第一項に規定する変動所得及び臨時所得に関する事項

　第四十五条の三第一項中「前条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項」の下に「（自治省令で定める事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を「又は第三項に規定する」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、「同項」を「同条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、道府県民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

　第七十二条の五十五第一項中「事業税の納税義務者」の下に「で、第七十二条の十七第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が第七十二条の十八第一項の規定による控除額をこえるもの」を加え、「本項中」を「本項及び次項において」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「個人がすべき前項の申告」を「個人がする前二項の申告」に、「おいては、同項」を「おいて、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において第七十二条の十七第三項、第四項又は第七項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、自治省令で定めるところにより、その事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告することができる。

　第七十二条の五十五の二第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、同条に次の一項を助える。

3　第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

　第二百九十二条第一項第十号中「の者」の下に「で前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの」を加える。

　第三百十三条第三項中「所得割の納税義務者が所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、同項」を「所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書（第八項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいずれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者を除く。）で、もつぱら当該納税義務者の営む同法第五十七条に規定する事業に従事するもの（以下本項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から給与の支給を受ける場合においては、同法第五十七条第一項」に改め、同条第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第八項中「同条第一項第三十九号に規定する」及び「（以下本項において「青色申告書」という。）」を削る。

　第三百十四条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第九十八条第五項」を「第九十八条第四項」に、「及び第八号、次条第一項並びに第三百十四条の七第五項」を「、第八号及び第十号並びに次条第一項及び第七項」に改める。

　第三百十四条の二第一項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加え、同条第五項を削る。

　五　障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者　各障害者につき五万円
　六　老年者である所得割の納税義務者　五万円
　七　寡婦である所得割の納税義務者　五万円
　八　勤労学生である所得割の納税義務者　五万円

　第三百十四条の二第六項中「生命保険料控除額と」の下に「、同項第五号の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、同項第六号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「同項第九号」に、「第一項第六号、第三項及び前項」を「同項第十号及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項第五号の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号の扶養親族であるかどうか」を「第一項、第三項又は第四項の場合において、障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の控除対象配偶者若しくは扶養親族であるかどうか」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　所得税法第二条第一項第三十一号の規定は、第一項第八号の勤労学生の意義について準用する。
　この場合において、同条第一項第三十一号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

　第三百十四条の二第九項中「生命保険料控除額」の下に「、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同条第十項中「又は生命保険料控除額」を「、生命保険料控除額又は勤労学生控除額」に改める。

　第三百十四条の四中「自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の」を「第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該」に、「第八十四条」を「第九十条」に改める。

　第三百十四条の五中「規定による申告書の提出があつた場合」を「規定の適用がある場合」に、「第八十四条」を「第九十条」に改める。

　第三百十四条の七の見出し中「税額」を「外国税額」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「本項」を「本条」に改め、「第六項」及び「並びに第一項及び第二項」を削り、同項を同条とする。

　第三百十七条の二第一項第五号中「生命保険料控除額」の下に「、障害者控除額、老年者控除額、寡婦

控除額、勤労学生控除額」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　第三百十四条の四に規定する変動所得及び臨時所得に関する事項

第三百十七条の三第一項中「前条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項」の下に「（自治省令で定める事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を「又は第三項に規定する」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、「同項」を「同条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第三条　昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当等をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二　昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年六月一日前に支払われたものにつき徴収された法第五十条の二の規定によつて課する所得割の額（次項において「徴収された道府県民税の退職所得割額」という。）又は当該退職手当等につき徴収された法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額（次項において「徴収された市町村民税の退職所得割額」という。）が、それぞれ当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る法第五十条の二の規定にによつて課する所得割の額（以下この項及び次項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）又は当該退職所得の金額に係る法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額（以下この項及び次項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）をこえる場合においては、法第五十条の五又は第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合には、法第十七条の規定による当該過誤納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

2　徴収された道府県民税の退職所得割額又は徴収された市町村民税の退職所得割額が改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額をこえる場合には、昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年六月一日以後に支払われるものに係る法第五十条の六第一項第二号若しくは第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る法第五十条の八若しくは第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

法第五十条の六第一項第二号及び第五十八条の八	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十二年六月一日前に支払われた退職手当等にあつては、昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第八号。以下「臨時特例法」という。）第一条の二第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額）
法第三百二十八条の六第一項第二号及び第三百二十八条の十三第一項	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十二年六月一日前に支払われた退職手当等にあつては、臨時特例法第一条の二第一項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百九十条の二第一項の改正部分及び同法の附則に第九十七項を加える改正部分は昭和四十二年七月一日から、第二条の規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

（端数計算に関する規定の適用）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十条の四の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金、同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金又は同日以後に還付のため支出を決定し、若しくは充当をする過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。

（延滞金の免除に関する規定の適用）

第三条　新法第二十条の九の三第一項の規定は、施行日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（延滞金の算定に関する規定の適用）

第四条　前二条、次条第六項、附則第七条第二項及び附則第十一条第六項の規定の適用がある場合を除き、新法の規定中延滞金の算定に関する部分は、施行日以後に納付し又は納入すべき期限が到来する地方税に係る延滞金について適用し、同日前に納付し又は納入すべき期限が到来した地方税に係る延滞金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）

第五条　新法第五十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第六項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第五十三条第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法第五十三条第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法

人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法第五十七条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6　新法第五十六条第三項及び第六十四条第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六条　第二条の規定による改正後の地方税法（以下「四十三年法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の四十五第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の事業税に係る延滞金について適用する。

3　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第八条　四十三年法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第九条　新法附則第七項及び第九項の規定は、施行日以後の土地の取得に対する不動産取得税について適用する。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

第十条　新法第七十四条の二の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該売渡しをした製造たばこについては、なお従前の例による。

2　日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第七十四条の二に規定する税率を適用して計算した道府県たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについて第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十四条の二に規定する税率を適用して計算した道府県たばこ消費税の額との差額に相当する道府県たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならない。

3　新法第七十四条の四第二項から第五項まで及び第七十四条の五の規定は、前項の規定による道府県たばこ消費税の申告納付及び当該道府県たばこ消費税に係る延滞金の納付について準用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十一条　新法第三百十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第三百二十一条の八第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法第三百二十一条の八第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　新法第三百二十一条の十三の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6　新法第三百二十一条の十二第三項及び第三百二十七条第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8　新法第三百二十一条の五の二（新法第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に徴収した同条に規定する納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した当該納入金については、なお従前の例による。

第十二条　四十三年法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十二年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十九条の三第二十項の規定は、昭和四十一年一月一日以前において建設された同項に規定する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの（以下この項及び次項において「地下道等」とい

う。）のうち昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第二項又は第十七項の規定の適用を受けていたものの昭和四十二年度分以後の固定資産税についても適用する。

3　新法第三百四十九条の三第二十項に規定する地下道等に対して課する昭和四十二年度分の固定資産税については、市町村長は、新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えて、当該地下道等の価格及びその価格に同項に定める率を乗じて得た額を当該地下道等の所有者に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」とし、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、」とあるのは「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

4　新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下この項並びに附則第二十二条第二項及び第三項において「一の工場」という。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。以下同じ。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、その日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十二年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十二年度分以後の固定資産税についても適用する。

5　昭和四十一年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条の五の規定を適用を受けていたものについては、昭和四十二年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第十四条　新法第四百六十五条の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該売渡しをした製造たばこについては、なお従前の例による。

2　日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについて旧法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額との差額に相当する市町村たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日

までに申告納付しなければならない。

3　新法第四百六十七条第二項から第五項まで及び第四百六十九条の規定は、前項の規定による市町村たばこ消費税の申告納付及び当該市町村たばこ消費税に係る延滞金の納付について準用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十五条　新法第四百八十九条第一項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）について適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分）については、なお従前の例による。

2　新法第四百九十条の二第一項及び附則第九十七項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年七月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）について適用し、同年六月三十日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第十六条　新法第七百条の四第一項第五号の規定は、施行日以後の製造に係る軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

（都の特例に関する規定の適用）

第十七条　新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第十八条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　前各条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「百分の九」を「百分の十・三」に、「百分の十五」を「百分の十八・一」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二十一条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十分の二」を「十分の三」に改め、同項の表市町村の区分の欄中「五万人未満」を「二十万人未満」に、「五万人以上の市町村」を「二十万人以上の市」に改め、同表金額の欄中「十億円」を「二十五億円」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二条　別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）第五条の規定は、昭和四十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この項及び第三項において「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和四十二年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2　新交納付金法第五条の二の規定は、昭和四十一年

三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌翌年度から昭和四十三年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十三年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3　昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十二年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十三年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第十三条第五項後段の規定を準用する。

（昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十三条　昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第九十三項」を「附則第九十一項」に改める。

別表㈟㈠中「附則第九十三項」を「附則第九十一項」に改め、同表㈟㈡中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭四二・五・三一）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二三七人」を「一、二四一人」に、「七三一人」を「七三四人」に改める。

第二条中「二万八百六十六人」を「二万九百十三人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭四二・五・三一）

◎中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「（企業組合にあつては、出資の総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事する組合員の数が三百人をこえるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を削る。

第九条中「（資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる会社であつて常時使用する従業員の数が三百人をこえるもの及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる個人を除く。）」を削る。

附　則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭四二・六・一）

◎国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第七項に規定する水道施設又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設の用に供する土地で政令で定めるもの（第一号に掲げるものを除く。）

附則中第十六項を第十八項とし、第十五項の次に次の二項を加える。

（日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例）

16　第二条第二項に規定する固定資産のうち日本国有鉄道が新たに営業路線を開業するために昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を拡張し、又は営業路線の線路を増設するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。）に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第四項の規定にかかわらず、当該構築物について市町村納付金が納付されることとなつた年度から五年度分の市町村納付金に限り、第三条第二項の価格の三分の一の額とする。

17　前項の構築物に対する第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第四条第四項」とあるのは、「附則第十六項」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十二年度分以後の年度分の市町村交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下「市町村納付金等」という。）について適用し、昭和四十一年度分以前の年度分の市町村交付金及び市町村納付金等については、なお従前の例による。

3　昭和四十二年度分の市町村交付金のうち新法第二条第一項第五号の土地に係るものに対する新法の規定の適用については、新法第六条及び第八条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」とし、新法第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十二年十月三十一日」とし、新法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十三年一月三十一日」とし、新法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十三年二月二十九日」とする。

4　改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治大臣が決定した新法附則第十六項の構築物に係る同条第一項の価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭四二・六・一）

◎臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「国及び都道府県の補助金の額」を「都道府県の補助金」に改め、「第五十二条」の下に「及び第九十四条第一項」を加え、「負担金の額」を「負担金」に改め、同項第五号及び第六号中「補助金及び」を削り、「第五十二条」の下に、「及び第九十四条第一項」を加える。

第六十二条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、第五十六条第一項前段に規定する復旧工事の施行者が前項の規定による届出をした場合において、その届出に係る復旧工事が第五十六条第一項前段の認可があつた実施計画に従つて施行されていると認めるときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第六十三条中「基き」を「基づき」に改め、「着手し」の下に「、又はこれを完了し」を加える。

第六十八条第一項中「又は第五十三条の二第一項」を「、第五十三条の二第一項」に改め、「負担すべき金額」の下に「又は第九十四条第一項の規定により事業団が負担する負担金の額」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に改め、「金額」の下に「又は第九十四条第一項の規定により事業団が負担する負担金の額」を加える。

第七十三条第一項中「復旧工事が完了した」を「復旧工事について第六十二条第二項の規定による認定をした」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条　削除

（国の補助）

第九十三条　国は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務経費及び農地、農業用施設、公共施設又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に係る復旧費等に充てるため、補助金を交付することができる。

第九十四条の前の見出し中「国」を「事業団の負担」に改め、同条第一項中「国は、その予算の範囲内において」を「事業団は」に改め、「認可を受けた者」の下に「（主務大臣が施行する復旧工事にあつては、主務大臣）」を加え、「補助金を交付する」を「その復旧費に充てるため負担金を負担する」に改め、同条第二項中「国」を「事業団」に、「補助金を交付する農地」を「負担金を負担する農地」に改め、同条第三項中「国」を「事業団が負担する負担金」に、「復旧費等から」を「復旧費からその復旧費に充てるべき」に改め、同条第四項及び第五項中「国」を「事業団が負担する負担金」に改める。

第九十五条中「国」を「事業団」に、「補助金を交付した」を「負担金を負担した」に、「交付した補助金」を「負担した負担金」に改める。

第九十六条第一項中「第九十四条第一項又は第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「国又は」を削り、同条第二項中「主務大臣又は」を削り、「取消」を「取消し」に、「第九十四条第一項又は第二項」を「第九十四条第二項」に改める。

第九十七条の見出しを「（地方公共団体の事業団に対する事務経費補助）」に改め、同条第一項中「復旧工事」の下に「（第五十三条の規定によりその復旧費をその地方公共団体が負担して施行されたものを除く。）」を加え、「行う」を「行なう」に改め、同条第二項を削る。

第百二条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の第九十三条及び第九十四条の規定は、昭和四十二年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

2　昭和四十一年度以前の年度の実施計画に係る復旧工事については、改正後の第六十二条、第七十三条第一項、第九十四条、第九十六条及び第九十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に昭和四十二年度の実施計画に係る復旧工事について改正前の第九十四条第一項の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額は、事業団については改正後の第九十三条の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額と、当該復旧工事の施行者については改正後の第六十八条第一項の規定により事業団が支払うべき旨の通知をし、又は支払つた改正後の第九十四条第一項の負担金の額とみなす。この場合において、改正前の第九十七条第二項の規定により当該復旧工事の施行者が事業団に交付した金額があるときは、事業団が支払うべき旨の通知をし、又は支払つた負担金の額とみなされる金額は、改正前の第九十四条第一項の規定により国が交付の決定をし、又は交付をした補助金の額からその事業団に交付した金額を控除した金額とする。

4　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　第十条に規定する地区内において、関係道府県が臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第五十三条の規定により復旧費を負担して施行する復旧工事は、関係道府県が国から補助金の交付を受けて行なう事業とみなして、第十条の規定を適用する。

2　第十条に規定する地区内において、関係市町村が臨時石炭鉱害復旧法第五十三条の規定により復旧費を負担して施行する復旧工事は、関係市町村が国から補助金の交付を受けて行なう事業とみなして、第十一条、前条第三項及び附則第二項ただし書の規定を適用する。この場合において、第十一条第一項中「国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）」とあり、同条第二項及び第四項中「国の負担割合」とあるのは「鉱害復旧事業

団の負担の割合」と、前条第三項中「国の負担割合をこえて国が負担し又は補助する」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担割合をこえて鉱害復旧事業団が負担する」と、附則第二項ただし書中「国の負担又は補助の割合」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担の割合」と、「国の負担金又は補助金」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担金」とする。

（大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

◆

法律第三十号（昭四二・六・一二）

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第五号中「前三号」を「前各号」に改める。

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第三十七条中「七日分」を「十日分」に、「七夜分」を「十夜分」に改める。

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

区分		日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
		甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	四、二〇〇円		一三、一〇〇円		四、八〇〇円
	国務大臣等及び特命全権大使	三、四〇〇円		一〇、五〇〇円		四、一〇〇円
	その他の者	三、一〇〇円		九、五〇〇円		三、九〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者		二、五五〇円	二、四五〇円	八、三〇〇円	七、九〇〇円	三、六〇〇円
二等級の職務にある者		二、三〇〇円	二、一〇〇円	七、〇〇〇円	六、七〇〇円	三、〇〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者		一、九〇〇円	一、八〇〇円	六、〇〇〇円	五、七〇〇円	二、六〇〇円
六等級以下の職務にある者		一、六〇〇円	一、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、八〇〇円	二、二〇〇円

別表第二の一の備考中二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。

一　この表及び三の表において国務大臣等とは、国務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち国務大臣の受ける俸給月額に相当する俸給月額又は報酬月額を受ける者をいう。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区分		鉄道百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上一万キロメートル未満	鉄道一万キロメートル以上一万五千キロメートル未満	鉄道一万五千キロメートル以上二万キロメートル未満	鉄道二万キロメートル以上
内閣総理大臣等	特命全権大使	六三、四〇〇円	八三、二〇〇円	一一四、八〇〇円	一五〇、五〇〇円	一九〇、一〇〇円	二三三、六〇〇円	二五七、四〇〇円	二八一、二〇〇円	三〇四、九〇〇円	三二八、七〇〇円
	その他の者	五七、六〇〇円	七五、六〇〇円	一〇四、四〇〇円	一三六、八〇〇円	一七二、八〇〇円	二一二、四〇〇円	二三四、〇〇〇円	二五五、六〇〇円	二七七、二〇〇円	二九八、八〇〇円
指定職の職務にある者		四六、一〇〇円	六〇、五〇〇円	八三、五〇〇円	一〇九、四〇〇円	一三八、二〇〇円	一六九、九〇〇円	一八七、二〇〇円	二〇四、五〇〇円	二二一、八〇〇円	二三九、〇〇〇円
一等級の職務にある者		四一、八〇〇円	五四、八〇〇円	七五、七〇〇円	九九、二〇〇円	一二五、三〇〇円	一五四、〇〇〇円	一六九、七〇〇円	一八五、三〇〇円	二〇一、〇〇〇円	二一六、六〇〇円
二等級の職務にある者		三七、四〇〇円	四九、一〇〇円	六七、九〇〇円	八八、九〇〇円	一一二、三〇〇円	一三八、一〇〇円	一五二、一〇〇円	一六六、一〇〇円	一八〇、二〇〇円	一九四、二〇〇円
三等級の職務にある者		三五、三〇〇円	四六、三〇〇円	六三、九〇〇円	八三、八〇〇円	一〇五、八〇〇円	一三〇、一〇〇円	一四三、三〇〇円	一五六、六〇〇円	一六九、八〇〇円	一八三、〇〇〇円
四等級の職務にある者		三三、一〇〇円	四三、五〇〇円	六〇、〇〇〇円	七八、七〇〇円	九九、四〇〇円	一二二、一〇〇円	一三四、六〇〇円	一四七、〇〇〇円	一五九、四〇〇円	一七一、八〇〇円
五等級以下の職務にある者		二八、八〇〇円	三七、八〇〇円	五二、二〇〇円	六八、四〇〇円	八六、四〇〇円	一〇六、二〇〇円	一一七、〇〇〇円	一二七、八〇〇円	一三八、六〇〇円	一四九、四〇〇円

別表第二の三中「国務大臣」を「国務大臣等」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

◆

法律第三十一号（昭四二・六・二）

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第一項中「広島地方事務所」の下に「、高松地方事務所」を加える。

第三十五条の八中「三百七人」を「三百三十六人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、昭和四十二年七月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

* * *

法律第三十二号（昭四二・六・五）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中

「

在ナイジェリア連邦日本国大使館	ナイジェリア連邦　ラゴス
在コンゴー（レオポルドヴィル）日本国大使館	コンゴー（レオポルドヴィル）レオポルドヴィル

」を

「

在ナイジェリア日本国大使館	ナイジェリア　ラゴス
在コンゴー（キンシャサ）日本国大使館	コンゴー（キンシャサ）　キンシャサ

」に、

「

在ガンビア日本国大使館	ガンビア　バサースト

」を

「

在ガンビア日本国大使館	ガンビア　バサースト
在ホンデュラス日本国大使館	ホンデュラス　テグシガルパ
在バルバドズ日本国大使館	バルバドス　ブリッジタウン
在ガイアナ日本国大使館	ガイアナ　ジョージタウン
在モルディヴ日本国大使館	モルディヴ　マーレ
在アイスランド日本国大使館	アイスランド　レイキャヴィーク
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ　ガベロンズ
在レソト日本国大使館	レソト　マセル

」に改め、

「

在ホンデュラス日本国公使館	ホンデュラス　テグシガルパ
在アイスランド日本国公使館	アイスランド　レイキャヴィーク

」を削り、

「

在パース日本国総領事館	オーストラリア　パース

」を

「

在パース日本国総領事館	オーストラリア　パース
在ウィニペッグ日本国総領事館	カナダ　ウィニペッグ
在バンコック日本国総領事館	タイ　バンコック
在カラチ日本国総領事館	パキスタン　カラチ
在ハバロフスク日本国総領事館	ソヴィエト連邦　ハバロフスク
在デュッセルドルフ日本国総領事館	ドイツ　デュッセルドルフ
在パリ日本国総領事館	フランス　パリ

」に改め、

「

在ウィニペッグ日本国領事館	カナダ　ウィニペッグ

」を削り、

「

在エドモントン日本国領事館	カナダ　エドモントン

」を

「

在エドモントン日本国領事館	カナダ　エドモントン
在オークランド日本国領事館	ニュー・ジーランド　オークランド

」に改め、

「

在デュッセルドルフ日本国総領事館分館	ドイツ　デュッセルドルフ

」を削る。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中

「

ナイジェリア連邦
コンゴー（レオポルドヴィル）

」を

「

ナイジェリア
コンゴー（キンシャサ）

」に、

「

ガンビア	一五、六〇〇	一四、八〇八	一四、〇〇四	一三、二一二	一二、四二〇	一〇、五一二	九、三二八	八、二八〇	七、六四四	七、〇〇八	六、三七二	五、七三六	五、一〇〇

」を

「

ガンビア	一五、六〇〇	一四、八〇八	一四、〇〇四	一三、二一二	一二、四二〇	一〇、五一二	九、三二八	八、二八〇	七、六四四	七、〇〇八	六、三七二	五、七三六	五、一〇〇
ホンデュラス	一三、八〇〇	一二、六六六	一一、五三三	一〇、四〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二一二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
バルバドス	一三、八〇〇	一二、八〇四	一一、八〇八	一〇、八一二	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
ガイアナ	一三、八〇〇	一二、八〇四	一一、八〇八	一〇、八一二	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
モルディヴ	一五、〇〇〇	一三、五七二	一二、一三三	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二一二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
アイスランド	一三、八〇〇	一二、五七三	一一、三五二	一〇、一一六	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八
ボツワナ	一五、〇〇〇	一三、七五二	一二、五〇四	一一、二五六	一〇、〇〇八	八、四七二	七、四四〇	六、六七二	六、一五六	五、六四〇	五、一三六	四、六二〇	四、一〇四
レソト	一五、〇〇〇	一三、七〇四	一二、四〇八	一一、一一三	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二

」に改め、同表中公使館の項を削り、同表総領事館の項中「パース

二、七六〇	一〇、一四〇	八、五二〇	七、二二二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二

」を

「

パース			一二、七六〇	一〇、一四〇	八、五二〇	七、二二二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
ウィニペッグ			一二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
バンコック			一三、二二八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
カラチ			一三、四〇八	一一、一一二	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	五、〇三二
ハバロフスク			一七、六七六	一四、二〇八	一〇、七五二	九、〇九六	七、九九二	七、一六四	六、六一二	六、〇六〇	五、五〇八	四、九五六	四、四〇四
デュッセルドルフ			一三、七五六	一〇、七二八	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
パリ			一四、二〇八	一三、〇一二	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二

」に改め、同表領事館の項中

「

ウィニペッグ			一二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六

」を削り、「

エドモントン			二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六

」を

「

エドモントン			一二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
オークランド			一二、一六〇	九、八四〇	八、五二〇	七、二二二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二

」に改め、同表中総領事館分館の項を削る。

附　則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリア連邦及び在コンゴー（レオポルドヴィル）の各大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第三十三号（昭四二・六・五）

◎理化学研究所法の一部を改正する法律

理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣（第三十七条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）に意見を提出することができる。

第十四条第一号を次のように改める。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三十七条第二号中「第二十七条第一項」を「第十六条ただし書及び第二十七条第一項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

◆

法律第三十四号（昭四二・六・一〇）

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター」を「航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術センター」に改める。

第八条第二号中「航空宇宙技術研究所、」を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

金属材料技術研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験を行なうこと。

二　委託に応じ、前号の研究及び試験を行なうこと。

第二十条の二第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

第二十条の二第三項中「内部組織は」を「内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定するもののほか」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所（次条において「沖縄電波追跡所」という。）を設けるほか、宇宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることができる。

第二十条の三を第二十条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（沖縄電波追跡所の職員の給与）

第二十条の三　沖縄電波追跡所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄電波追跡所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

第二十四条中「千九百五人」を「二千三人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第二十四条の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

（内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭四二・六・一二）

◎登録免許税法

登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　課税標準及び税率（第九条―第二十条）
第三章　納付及び還付
　第一節　納付（第二十一条―第三十条）
　第二節　還付（第三十一条）
第四章　雑則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（課税の範囲）

第二条　登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

（納税義務者）

第三条　登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帯して登録免許税を納付する義務を負う。

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条　国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2　別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

（非課税登記等）

第五条　次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

一　国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

二　登記機関（登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。）が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

三　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節（会社の整理）又は第九節第二款（特別清算）の規定による株式会社の整理又は特別清算に関し裁判所の嘱託によりする登記又は登録

四　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

五　行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

六　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項（定義）に規定する土地改良事業又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項（定義）に規定する土地区画整理事業の施

行のため必要な土地又は建物に関する登記

七　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）第二条第一号（定義）に規定する市街地改造事業又は防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第五十五条第一項（地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業）の規定による防災建築街区造成事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記でこれらの事業の施行者の嘱託に係るもの

八　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三十二条の二第一項（代位登記）の規定による土地に関する登記

九　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十四条第二項（登記）（同法第二十三条第二項（旧慣使用林野整備の効果等）において準用する場合を含む。）の規定による土地に関する登記

十　墳墓地に関する登記

十一　滞納処分（その例による処分を含む。）に関してする登記又は登録（換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滞納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。）

十二　登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十三　相続又は法人の合併に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人の受けた別表第一の第二十四号から第四十八号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可又は指定

（外国公館等の非課税）

第六条　外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設（次項において「大使館等」という。）の敷地又は建物に関して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

2　前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

（信託財産の登記等の非課税）

第七条　信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一　委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二　委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三　受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

2　前項第二号の規定は、委託者の相続人に信託財産を移す場合には、適用しない。この場合には、当該財産権の移転の登記又は登録を相続による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

（納税地）

第八条　登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地とする。

2　第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一　この法律の施行地（以下「国内」という。）に住所を有する個人である場合　その住所地

二　国内に住所を有せず居所を有する個人である場合　その居所地

三　国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合　その本店又は主たる事務所の所在地

四　前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合　その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）

五　前各号に掲げる場合以外の場合　政令で定める場所

第二章　課税標準及び税率

（課税標準及び税率）

第九条　登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十条　別表第一の第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2　前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3　前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）

第十一条　登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時における当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、著作権、出版権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、漁業権、入漁権又はダム使用権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2　前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

（債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準）

第十二条　先取特権、質権又は抵当権により担保される工事費用の予算金額又は債権金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額又は債権金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この

法律の規定を適用する。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定により登録されている損害賠償の支払金額を増加する登録は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

（共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率）

第十三条　一の登記官署等において、同時の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。）により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記」という。）を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類の別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2　同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添附して当該設定登記の申請をするものに限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

（担保附社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）

第十四条　信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該社債につき担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第百十九条ノ二第一項（分割発行の場合の社債発行の登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二第二項（数回に分けて発行する社債の登録）の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の発行金額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2　前項の規定の適用がある物上担保附社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該社債の発行金額の総額とする。この場合において、当該発行金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

3　前二項の規定は、信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

（課税標準の金額の端数計算）

第十五条　別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が千円に満たないときは、これを千円とする。

（課税標準の数量の端数計算）

第十六条　別表第一に掲げる登録に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一　別表第一の第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二　別表第一の第十六号に掲げる鉱区又は租鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

（仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例）

第十七条　所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、同表第一の第一号の㈡又は第二号の㈡の税率欄に掲げる割合から千分の一を控除した割合とする。

2　所有権の取得に係る仮登録がされている航空機について、当該仮登録に基づき新規登録又は移転登録を受けるときは、これらの登録に係る登録免許税の税率は、一トンにつき五千円とする。

3　地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一の第一号の㈡の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

（二以上の登記等を受ける場合の税額）

第十八条　同一の登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書）により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

（定率課税の場合の最低税額）

第十九条　別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が五百円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、五百円とする。

（政令への委任）

第二十条　この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　納付及び還付

第一節　納付

（現金納付）

第二十一条　登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記官署等に提出しなければならない。

（印紙納付）

第二十二条　登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が一万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

（嘱託登記等の場合の納付）

第二十三条　官庁又は公署が別表第一の第一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁

又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2　前項の場合において、登録免許税の額が一万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

（免許等の場合の納付の特例）

第二十四条　別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2　免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

（納付の確認）

第二十五条　登記機関は、登記等をするとき（前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあつては、当該書類が提出されたとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十一条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

（課税標準及び税額の認定）

第二十六条　登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。次項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2　前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登記免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3　前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

（納期限）

第二十七条　登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

一　次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税　当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

二　免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの　当該期限

（納付不足額の通知）

第二十八条　登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つたときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び大蔵省令で定める事項を通知しなければならない。

2　前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者（当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者）の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

（税務署長による徴収）

第二十九条　税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。

2　税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

（納付手続等の政令への委任）

第三十条　この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　還付

（過誤納金の還付等）

第三十一条　登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一　登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき（第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。）。　当該納付された登録免許税の額

二　登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき（第三項の証明をする場合を除く。）。　当該納付された登録免許税の額

三　過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき（国税通則法第七十九条第一項（審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第二十六条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。　当該過大に納付した登録免許税の額

2　登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。以下この条において同じ。）に記載

した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る同項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から一月を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3　登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4　前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5　第三項（前項において準用する場合を含む。）の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けたい旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6　登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一　登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。）　当該却下した日

二　前項の申出があつた場合　当該申出があつた日

三　登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合（第三項の証明をした場合を除く。）　当該取下げがあつた日

四　過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合　当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に掲げる期限前であるときは、当該期限）

第四章　雑則

（通知）

第三十二条　登記機関（政令で定める登記機関については、政令で定める省庁の長）は、政令で定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに大蔵大臣に通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

（建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除）

第三条　所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に関する登記の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。）をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要しない。

（旧申請に係る登記等の場合の課税標準等の特例）

第四条　昭和四十二年十二月三十一日までに受ける新法別表第一の第一号から第二十二号まで並びに第二十三号の㈠、㈣から㈥まで、㈧から(十三)まで及び(十五)に掲げる登記等で当該登記等に係る申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。）が同年七月三十一日以前に当該登記等に係る登記官署等に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録税法第二条から第十六条までに規定する課税標準及び税率とする。

（旧申請に係る免許等についての課税の特例）

第五条　登記等（前条に規定するものを除く。）の申請書をこの法律の公布の日前に当該登記等に係る登記官署等に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

（不服申立て等に係る免許等についての課税の特例）

第六条　前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をしている場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

（不動産登記に係る不動産価額の特例）

第七条　新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

（証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例）

第八条　証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十号）附則第二項（証券業者の経過措置）に規定する証券業者で同法附則第六項（証券業の免許申請の手続）の規定により証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条（免許申請書）の規定による免許申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十五号の㈠に掲げる証券会社の営業の免許を受ける場合における当該免許に係る登録免

許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該免許件数一件につき一万円とする。

2　倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百十八号）附則第二項（経過規定）に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条（営業の許可）の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の㈠に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

（登録税の非課税規定の整理に伴う経過措置）

第九条　昭和四十四年十二月三十一日までに受ける改正前の登録税法第十九条第八号、第十号から第十一号ノ三まで、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

（印紙納付の特例）

第十条　昭和四十五年十二月三十一日までに、登記等（新法第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）につき課されるべき登録免許税については、新法第二十二条、第二十三条第二項又は第二十六条第三項の規定にかかわらず、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより国に納付することができる。

（経過措置の政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一　不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）　この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。		
㈠　所有権の保存の登記	不動産の価額	千分の六
㈡　所有権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の六
ロ　遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	不動産の価額	千分の二十五
ハ　共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の六
ニ　その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の五十
㈢　地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記		
イ　設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の二十五
ロ　相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の三
ハ　共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の三
ニ　その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の二十五
㈣　地役権の設定の登記	承役地の不動産の個数	一個につき五百円
㈤　先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四
㈥　先取特権、質権又は抵当権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登記	債権金額	千分の二
㈦　信託の登記		
イ　所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の六
ロ　所有権以外の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の三
㈧　相続財産の分離の登記		
イ　所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の六
ロ　所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の三
㈨　仮登記		
イ　所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
ロ　その他の仮登記	不動産の個数	一個につき五百円
㈩　所有権の登記のある不動産の表示の変更又は更正の登記で次に掲げるもの		
イ　土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による表示の変更の登記	分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数	一個につき五百円
ロ　土地又は建物の合併による表示の変更の登記	合併後の不動産の個数	一個につき五百円
(十一)　附記登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠から㈩までの登記に該当するもの及び土地又は建物の表示の登記に係るものを除く。）	不動産の個数	一個につき五百円
(十二)　登記の抹消（土地又は建物の表示の登記の抹消を除く。）	不動産の個数	一個につき五百円
二　船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）		
㈠　所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
㈡　所有権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の四
ロ　遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ハ　その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
㈢　委付の登記	船舶の価額	千分の四
㈣　賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の一・五
㈤　抵当権の設定、競売の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額	千分の四
㈥　抵当権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登記	債権金額	千分の二
㈦　信託の登記		
イ　所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ　所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五
㈧　仮登記		
イ　所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額	千分の一

ロ　その他の仮登記	船舶の隻数	一隻につき千円
㈨　附記登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠から㈧までの登記に該当するものを除く。）	船舶の隻数	一隻につき五百円
㈩　登記の抹消	船舶の隻数	一隻につき五百円
三　航空機の登録		
㈠　新規登録又は移転登録	航空機の重量	一トンにつき一万円
㈡　抵当権の設定の登録	債権金額	千分の三
㈢　抵当権の移転の登録	債権金額	千分の一・五
㈣　仮登録		
イ　所有権の取得に係る仮登録	航空機の重量	一トンにつき五千円
ロ　その他の仮登録	航空機の機数	一機につき千円
㈤　登録事項の変更の登録	航空機の機数	一機につき三千円
㈥　附記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までの登録に該当するものを除く。）	航空機の機数	一機につき五百円
㈦　登録の抹消	航空機の機数	一機につき五百円
四　ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）		
㈠　設定の登録	ダム使用権の価額	千分の一
㈡　移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	ダム使用権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	ダム使用権の価額	千分の五
㈢　抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額	千分の二
㈤　信託の登録	ダム使用権の価額	千分の一
㈥　附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈤までの登録に該当するものを除く。）	ダム使用権の件数	一件につき五百円
㈦　登録の抹消	ダム使用権の件数	一件につき五百円
五　工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団又は自動車交通事業財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）		
㈠　所有権の保存の登記	財団の数	一個につき一万円
㈡　抵当権の設定若しくは移転、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額	千分の一・五
㈢　信託の登記	債権金額	千分の一・五
㈣　附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠から㈢までの登記に該当するものを除く。）	財団の数	一個につき三千円
㈤　登記の抹消	財団の数	一個につき三千円
六　企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）		
㈠　企業担保権の設定又は移転の登記	債権金額	千分の一・五
㈡　信託の登記	債権金額	千分の一・五
㈢　附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち㈠又は㈡の登記に該当するものを除く。）	申請件数	一件につき三千円
㈣　登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
七　鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登録（これらの財団の信託の登録を含む。）		
㈠　抵当権の設定若しくは移転又は競売若しくは強制管理の申立ての登録	債権金額	千分の一・五
㈡　信託の登録	債権金額	千分の一・五
㈢　附記登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠又は㈡の登録に該当するものを除く。）	財団の数	一個につき三千円
㈣　登録の抹消	財団の数	一個につき三千円
八　動産の抵当権に関する登記又は登録		
㈠　農業用動産の抵当権に関する登記		
イ　抵当権の設定の登記	債権金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登記	債権金額	千分の一・五
ハ　附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイ又はロの登記に該当するものを除く。）	申請件数	一件につき五百円
ニ　登記の抹消	申請件数	一件につき五百円
㈡　建設機械の抵当権に関する登記		
イ　抵当権の設定の登記	債権金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登記	債権金額	千分の一・五
ハ　附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイ又はロの登記に該当するものを除く。）	建設機械の数	一個につき五百円
ニ　登記の抹消	建設機械の数	一個につき五百円
㈢　自動車の抵当権に関する登録		
イ　抵当権の設定の登録	債権金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登録	債権金額	千分の一・五
ハ　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	自動車の数	一両につき五百円
ニ　登録の抹消	自動車の数	一両につき五百円
九　著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		

㈠　著作権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき六千円
㈡　著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈢　著作権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき千円
㈣　無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数	一個につき三千円
㈤　信託の登録	著作権の件数	一件につき千円
㈥　著作年月日又は第一発行年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円
㈦　仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき五百円
㈧　登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき五百円
十　出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）		
㈠　出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき一万円
㈡　出版権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき千円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき六千円
㈢　出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　出版権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき千円
㈤　信託の登録	出版権の件数	一件につき千円
㈥　仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき五百円
㈦　登録の抹消	出版権の件数	一件につき五百円
十一　特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）		
㈠　特許権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	特許権の件数	一件につき千円
ロ　その他の原因による移転の登録	特許権の件数	一件につき五千円
㈡　専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき五千円
㈢　特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四

㈣　専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	特許権等の件数	一件につき千円
㈤　信託の登録	特許権等の件数	一件につき千円
㈥　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第八条第三項（在外者の特許管理人）の特許管理人の選任又はその代理権の登録	特許権等の件数	一件につき五百円
㈦　附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈥までの登録に該当するものを除く。）	特許権等の件数	一件につき五百円
㈧　登録の抹消	特許権等の件数	一件につき五百円
十二　実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）		
㈠　実用新案権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき千円
ロ　その他の原因による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき三千円
㈡　専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千
㈢　実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣　専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「実用新案権等」という。）の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
㈤　信託の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
㈥　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十五条第二項（特許法の準用）において準用する特許法第八条第三項（在外者の特許管理人）の実用新案管理人の選任又はその代理権の登録	実用新案権等の件数	一件につき五百円
㈦　附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈥までの登録に該当するものを除く。）	実用新案権等の件数	一件につき五百円

㈧ 登録の抹消	実用新案権等の件数	一件につき五百円
十三　意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）		
㈠ 意匠権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数	一件につき千円
ロ　その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	一件につき三千円
㈡ 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
㈢ 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣ 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「意匠権等」という。）の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	意匠権等の件数	一件につき千円
㈤ 信託の登録	意匠権等の件数	一件につき千円
㈥ 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十八条第二項（特許法の準用）において準用する特許法第八条第三項（在外者の特許管理人）の意匠管理人の選任又はその代理権の登録	意匠権等の件数	一件につき五百円
㈦ 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈥までの登録に該当するものを除く。）	意匠権等の件数	一件につき五百円
㈧ 登録の抹消	意匠権等の件数	一件につき五百円
十四　商標権の登録（商標権の信託の登録を含む。）		
㈠ 商標権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	一件につき千円
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権の件数	一件につき一万円
㈡ 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常使用権の件数	一件につき一万円
㈢ 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
㈣ 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権、専用使用権又は通常使用権（以下この号において「商標権等」という。）の件数	一件につき千円

ロ　その他の原因による移転の登録	商標権等の件数	一件につき三千円
㈤ 信託の登録	商標権等の件数	一件につき三千円
㈥ 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十七条第二項（特許法の準用）において準用する特許法第八条第三項（在外者の特許管理人）の商標管理人の選任又はその代理権の登録	商標権等の件数	一件につき五百円
㈦ 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち㈠から㈥までの登録に該当するものを除く。）	商標権等の件数	一件につき五百円
㈧ 登録の抹消	商標権等の件数	一件につき五百円
十五　鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）		
㈠ 試掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき三万円
㈡ 鉱区の増減による試掘権の変更の登録		
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一万五千円
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
㈢ 試掘権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき一万五千円
㈣ 放棄による試掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
㈤ 採掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき六万円
㈥ 鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録		
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき三万円
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円
ハ　鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき一万五千円
ニ　鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき一万五千円
㈦ 採掘権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき六千円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三万円
㈧ 放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
㈨ 租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき六千円
㈩ 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録		
イ　租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき三千円
ロ　租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき六百円
(十一) 租鉱権の移転の登録		

イ　相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき六百円
ロ　その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき三千円
（十二）　存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
（十三）　抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（十四）　鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
（十五）　順位の変更による抵当権の変更の登録（（十四）の登録に該当するものを除く。）	鉱区の数	一個につき三千円
（十六）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
（十七）　信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき三千円
（十八）　共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千五百円
（十九）　附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（十八）までの登録に該当するものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円
（二十）　登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円

十六　砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。）

（一）　砂鉱権の設定の登録	鉱区の面積	十万平方メートルにつき千五百円
（二）　鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録		
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	増加した鉱区の面積	十万平方メートルにつき千五百円
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき五百円
ハ　鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき千円
ニ　鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき千円
（三）　砂鉱権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
（四）　放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき五百円
（五）　租鉱権の設定の登録	租鉱区の面積	十万平方メートルにつき百五十円
（六）　租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録		
イ　租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	増加した租鉱区の面積	十万平方メートルにつき百五十円

ロ　租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
（七）　租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
（八）　存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
（九）　抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（十）　鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
（十一）　順位の変更による抵当権の変更の登録（（十）の登録に該当するものを除く。）	鉱区の数	一個につき三千円
（十二）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
（十三）　信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千五百円
（十四）　共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千五百円
（十五）　附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（十四）までの登録に該当するものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円
（十六）　登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円

十七　鉱業法第百十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定による登録

（一）　新規登録	損害賠償の支払金額	千分の一
（二）　抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録	不動産の個数	一個につき五百円
（三）　登録の抹消	不動産の個数	一個につき五百円

十八　漁業権又は入漁権の登録（漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。）

（一）　漁業権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき六百円
ロ　その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき三千円
（二）　漁業権の持分の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千円
（三）　入漁権の設定の登録	入漁権の件数	一件につき二千円
（四）　入漁権の保存の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
（五）　入漁権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
（六）　入漁権の持分の移転の登録		

イ　相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千円
（七）　先取特権の保存、抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は工事費用の予算金額	千分の四
（八）　先取特権又は抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千円
（九）　信託の登録	漁業権又は入漁権の件数	一件につき千五百円
（十）　附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（九）までの登録に該当するものを除く。）	漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円
（十一）　登録の抹消	漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円
十九　会社又は外国会社の商業登記（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第七十九号（登記手続）の規定によつてする相互会社の登記及び外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三十条又は第三十三条（商法等の準用）の規定によつてする外国相互会社の登記を含む。）		
（一）　会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記		
イ　合名会社又は合資会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	申請件数	一件につき二万円
ロ　株式会社の設立の登記（ホの登記に該当するものを除く。）	資本の金額（これによつて計算した税額が五万円に満たないときは、申請件数一件につき五万円）	千分の七
ハ　有限会社の設立の登記（ホの登記に該当するものを除く。）	資本の金額（これによつて計算した税額が二万円に満たないときは、申請件数一件につき二万円）	千分の七
ニ　株式会社又は有限会社の資本の増加の登記（への登記に該当するものを除く。）	増加した資本の金額（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	千分の七
ホ　合併又は組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記	資本の金額（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	千分の一・五（合併により消滅した会社又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の七）
へ　合併による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	千分一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の七）
ト　相互会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	申請件数	一件につき十万円
チ　転換社債の登記又は第二回以後の転換社債の払込みによる変更の登記	申請件数	一件につき三万円
リ　支店の設置の登記	支店の数	一箇所につき二万円
ヌ　本店又は支店の移転の登記	本店又は支店の数	一箇所につき一万円
ル　社員又は取締役若しくは監査役に関する事項の変更（会社又は相互会社の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	申請件数	一件にきつ一万円（資本の金額が一億円以下の会社については、五千円）
ヲ　支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき一万円
ワ　社員の業務執行権の喪失、取締役若しくは監査役の職務執行の停止又は代表取締役、取締役若しくは監査役の職務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき一万円
カ　商号の仮登記	申請件数	一件につき一万円
ヨ　会社又は相互会社の解散の登記	申請件数	一件につき一万円
タ　会社の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社の回復の登記又は会社若しくは相互会社の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき一万円
レ　商法第百二十三条（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による清算人の登記	申請件数	一件につき三千円
ソ　清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数	一件につき三千円
ツ　清算の結了の登記	申請件数	一件につき千円
ネ　登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記又は登記の更正の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げる登記に該当するものを除く。）	申請件数	一件につき一万円
ナ　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
（二）　会社又は相互会社につきその支店の所在地においてする登記（登記の抹消を含む。）	申請件数	一件につき三千円
（三）　外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする登記		

イ　営業所の設置の登記	営業所の数	一箇所につき三万円
ロ　その他の登記	申請件数	一件につき三千円
ハ　登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
二十　個人の商業登記		
(一)　個人につきその本店の所在地においてする登記		
イ　商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき一万円
ロ　支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき一万円
ハ　商法第五条（未成年者の営業の登記）又は第七条第一項（被後見人のためにする後見人の営業の登記）の規定による登記	申請件数	一件につき六千円
ニ　商法第二十六条第二項（営業譲渡の際の免責の登記）の登記	申請件数	一件につき六千円
ホ　商号の廃止の登記又は登記の更生、変更若しくは消滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げる登記に該当するものを除く。）	申請件数	一件につき三千円
ヘ　登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
(二)　個人につきその支店の所在地においてする登記（登記の抹消を含む。）	申請件数	一件につき三千円
二十一　船舶管理人の登記		
(一)　船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき一万円
(二)　抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき三千円
二十二　夫婦財産契約の登記		
(一)　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条又は第七百五十七条（夫婦財産契約）の登記	申請件数	一件につき六千円
(二)　登記の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき三千円
(三)　登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
二十三　人の資格の登録若しくは認可又は技能証明		
(一)　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	登録件数	一件につき二万円
(二)　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四条第一項（認可）の司法書士の認可	認可件数	一件につき一万円
(三)　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六条（登録）の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき一万円
(四)　公認会計士又は会計士補の登録		
イ　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条第一項（登録の義務）の登録		

(1)　公認会計士の登録	登録件数	一件につき二万円
(2)　会計士補の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ　公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の登録	登録件数	一件につき二万円
(五)　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数	一件につき二万円
(六)　法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録		
イ　次に掲げる者の新規登録		
(1)　医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき二万円
(2)　薬剤師の登録	登録件数	一件につき一万円
(3)　保健婦、助産婦、看護婦、男子である看護人、理学療法士又は作業療法士の登録	登録件数	一件につき三千円
ロ　イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(七)　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の二（登録）の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき五千円
(八)　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師名簿にする登録		
イ　獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ　獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登録	登録件数	一件につき三千円
ハ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(9)　装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）による装蹄師名簿にする登録		
イ　装蹄師法第一条第一項（登録）の装蹄師の登録	登録件数	一件につき千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(十)　弁理士法（大正十年法律第百号）第六条第二項（弁理士の登録）の弁理士の登録	登録件数	一件につき二万円
(十一)　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技従事者免許原簿にする登録		
イ　船舶職員法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技従事者で次に掲げるものの新規登録		
(1)　甲種船長の登録	登録件数	一件につき五千円
(2)　甲種一等航海士の登録	登録件数	一件につき三千円
(3)　甲種二等航海士の登録	登録件数	一件につき二千円
(4)　乙種船長の登録	登録件数	一件につき三千円

(5) 乙種一等航海士の登録	登録件数	一件につき千五百円
(6) 乙種二等航海士の登録	登録件数	一件につき千円
(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録	登録件数	一件につき七百円
(8) 甲種機関長の登録	登録件数	一件につき五千円
(9) 甲種一等機関士の登録	登録件数	一件につき三千円
(10) 甲種二等機関士の登録	登録件数	一件につき二千円
(11) 乙種機関長の登録	登録件数	一件につき三千円
(12) 乙種一等機関士の登録	登録件数	一件につき千五百円
(13) 乙種二等機関士の登録	登録件数	一件につき千円
(14) 丙種機関長又は丙種機関士の登録	登録件数	一件につき七百円
(15) 甲種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき二千五百円
(16) 乙種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき二千円
(17) 丙種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき七百円
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(十二) 水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）による水先人名簿にする登録		
イ 水先法第七条第一項（登録及び水先免状）の水先人の登録	登録件数	一件につき二万円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(十三) 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項（登録）の海事代理士の登録	登録件数	一件につき一万円
(十四) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二条第一項（航空従事者技能証明）の航空従事者技能証明		
イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ロ 上級事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円
ハ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
ニ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ホ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円
ヘ 二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
ト 一等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円
チ 二等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
リ 三等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ヌ 一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ル 二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千円
ヲ 三等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ワ 航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
(十五) 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録		

イ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十五条第一項（登録）の登録		
(1) 不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき二万円
(2) 不動産鑑定士補の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ 不動産の鑑定評価に関する法律第十八条（変更の登録）の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(十六) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項（登録）の一級建築士の登録	登録件数	一件につき二万円
(十七) 技術士法（昭和三十二年法律第百二十四号）第十四条（登録）の技術士の登録	登録件数	一件につき一万円
二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許又はその支店その他の営業所に係る認可		
㈠ 銀行（貯蓄銀行、長期信用銀行、外国為替銀行及び相互銀行を含む。㈢において同じ。）の営業の免許（㈡に掲げる免許を除く。）	免許件数	一件につき五万円
㈡ 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の施行地外に本店を有する銀行の同法第二条（銀行業の免許）の銀行業の免許	営業所の数	一箇所につき五万円
㈢ 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可		
イ 銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき五万円
ロ 銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）	営業所の数	一箇所につき三万円
㈣ 信用金庫の事業の免許	免許件数	一件につき五万円
㈤ 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	事務所の数	一箇所につき三万円
㈥ 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第一条第一項（信託業の免許）の信託会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円
㈦ 保険業法第一条第一項（保険事業の免許）又は外国保険事業者に関する法律第三条第一項（免許等）の規定による保険事業の新規免許	免許件数	一件につき五万円
二十五 証券会社若しくは証券投資信託の委託会社の免許又は証券会社の支店その他の営業所に係る認可		
㈠ 証券会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円
㈡ 証券会社の証券取引法の規定による次に掲げる認可		
イ 証券会社の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき五万円
ロ 証券会社の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可	営業所の数	一箇所につき三万円
㈢ 証券投資信託の委託会社の免許	免許件数	一件につき五万円

二十六　外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可		
(一)　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十条第一項（外国為替業務の認可等）の外国為替業務の認可又は同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新設の許可	国内の営業所の数	一箇所につき三万円
(二)　外国為替及び外国貿易管理法第十四条第一項（両替商）の両替業務の認可又は同条第二項において準用する同法第十条第三項の両替業務を営む営業所の新設の許可	営業所の数	一箇所につき一万円
二十七　税関貨物取扱人の免許		
税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第二条第一項（税関貨物取扱人の免許）の税関貨物取扱人の免許	免許件数	一件につき三万円
二十八　酒類の製造又は販売に係る免許 （注）　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（免許の条件の緩和又は解除）の規定による酒類の販売業の免許に附された(二)のイに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。		
(一)　酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）	製造場の数	一箇所につき五万円
(二)　酒税法第九条第一項（酒類の販売業免許）の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（同条第二項の規定により期限を附して行なう免許を除く。）		
イ　酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の附されたもの	販売場の数	一箇所につき一万円
ロ　酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（イ又はハに該当する販売業の免許を除く。）	販売場の数	一箇所につき三万円
ハ　イに掲げる免許に附された小売に限る旨の条件の解除	販売場の数	一箇所につき二万円
二十九　製造たばこの小売人の指定		
たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第三十二条第一項（小売人の指定）の製造たばこの小売人の指定（当該指定の期間が満了した場合に引き続いて行なう指定及び一時的な需要のために期間を限定して行なう指定を除く。）	営業所の数	一箇所につき五千円
三十　中央卸売市場における卸売業務の許可		
中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）第十条（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき三万円
三十一　商品仲買人の登録		
商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第四十五条第一項（登録）の商品仲買人の登録	登録件数	一件につき三万円
三十二　百貨店業の許可又は百貨店の店舗の新設若しくは床面積の増加の許可		
(一)　百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第三条（営業の許可）の百貨店業の許可	許可件数	一件につき五万円
(二)　百貨店法第六条第一項（店舗の新設等の許可）の店舗の新設又はその床面積の増加（新設する店舗の床面積の合計面積又は増加する床面積の合計面積が政令で定める面積に満たないものを除く。）の許可	店舗の数	一箇所につき五万円
三十三　石油精製業の許可又は石油蒸留設備の新設、増設若しくは改良の許可		
(一)　石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第四条（石油精製業の許可）の石油精製業の許可	許可件数	一件につき五万円
(二)　石油業法第七条第一項（設備の新設等の許可）の石油蒸留設備の新設、増設又は改造の許可（当該改造により増加する同法第二条第三項（定義）に規定する処理能力が百五十キロリットル未満である改造の許可その他政令で定める新設、増設又は改造の許可を除く。）	石油蒸留設備の数	一個につき五万円
三十四　ガス事業の許可又はガスの供給区域の変更の許可		
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の許可）のガス事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域の変更）の供給区域の変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域を変更する許可その他政令で定める許可を除く。）	許可件数	一件につき三万円
三十五　地方鉄道業の免許又は軌道事業の特許		
地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十二条第一項（地方鉄道業の免許）の地方鉄道業の免許又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該免許又は特許を受けている者が当該路線に接続して路線を延長することの免許又は特許で政令で定めるものを除く。）	路線の数	一路線につき五万円（当該路線に係る鉄道が地方鉄道法第三条第二項（軌間の制限）に規定する特殊の地方鉄道であるもの又は当該路線が無軌条のものについては、三万円）
三十六　道路運送事業の免許及び登録		
(一)　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項（免許）の自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他		

政令で定める免許を除く。）		
イ　一般乗合自動車運送事業の免許、一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許	免許件数	一件につき三万円
ロ　一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物自動車運送事業の免許、特定旅客自動車運送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許	免許件数	一件につき一万円（個人の受ける一般乗用旅客自動車運送事業の免許で政令で定めるものについては、五千円）
㈡　道路運送法第八十条第一項（登録）の自動車運送取扱事業の登録	登録件数	一件につき一万円
三十七　通運事業の免許		
通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第四条第一項（免許）の通運事業の免許	取扱駅の数	一駅につき一万円
三十八　倉庫業の許可又は倉庫の位置の変更の認可		
㈠　倉庫業法第三条（営業の許可）の倉庫業の許可	許可件数	一件につき三万円
㈡　倉庫業法第十一条第一項（倉庫の位置等の変更）の倉庫の位置の変更の認可（倉庫の新設に係る認可で政令で定めるものに限る。）	倉庫の数	一個につき一万円
三十九　船舶運航事業の免許又は許可		

㈠　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（旅客定期航路事業の免許）の免許（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。）		
イ　一般旅客定期航路事業の免許	免許件数	一件につき三万円
ロ　特定旅客定期航路事業の免許	免許件数	一件につき三万円
㈡　海上運送法第二十一条第一項（自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可）の許可		
イ　自動車航送貨物定期航路事業の許可	許可件数	一件につき三万円
ロ　旅客不定期航路事業の許可	許可件数	一件につき三万円
四十　港湾運送事業の免許		
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許		
㈠　一般港湾運送事業の免許	港湾の数	一港湾につき三万円
㈡　船内荷役事業の免許、はしけ運送事業の免許、沿岸荷役事業の免許又はいかだ運送事業の免許	免許件数及び港湾の数	一件一港湾につき一万円

㈢　検数事業の免許、鑑定事業の免許又は検量事業の免許	免許件数	一件につき一万円
四十一　航空運送事業、利用航空運送事業又は航空機使用事業の免許又は許可		
㈠　航空法第百条第一項（免許）の定期航空運送事業の免許（当該免許を受けている者が当該免許に係る路線を変更すること又は当該路線に接続して路線を延長することの免許で政令で定めるものを除く。）	路線の数	一路線につき五万円
㈡　航空法第百二十一条第一項、第百二十二条の二第一項又は第百二十三条第一項（不定期航空事業等の免許）の不定期航空運送事業の免許、利用航空運送事業の免許又は航空機使用事業の免許	免許件数	一件につき三万円
㈢　航空法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可	許可件数	一件につき五万円
㈣　航空法第百三十一条の二第一項（外国人国際利用航空運送事業）の規定による利用航空運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
四十二　ホテル又は旅館の登録		
㈠　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条（登録）のホテルの登録	登録件数	一件につき五万円

㈡　国際観光ホテル整備法第二十八条（登録旅館業）において準用する同法第三条の旅館の登録	登録件数	一件につき三万円
四十三　旅行あつせん業者の登録		
㈠　旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の一般旅行あつせん業者の登録	登録件数	一件につき三万円
㈡　旅行あつ旋業法第三条の邦人旅行あつせん業者の登録	登録件数	一件につき一万円
四十四　建設業者の登録		
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第一項（登録の実施）の登録で建設大臣の備える建設業者登録簿にするもの（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき五万円
四十五　宅地建物取引業の免許		
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項（免許）の建設大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数	一件につき三万円
四十六　測量業者の登録		
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき三万円
四十七　馬主の登録		

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録	登録件数	一件につき三万円
四十八　無線局の免許		
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第一項（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数	一局につき一万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円）

別表第二　非課税法人の表

名称	根拠法
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）
海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第百二十号）
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
原子燃料公社	原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
国民金融公庫	国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立教育会館	国立教育会館法（昭和三十九年法律第八十九号）
国立競技場	国立競技場法（昭和三十三年法律第二十号）
国立劇場	国立劇場法（昭和四十一年法律八十八号）
こどもの国協会	こどもの国協会法（昭和四十一年法律第百三十一号）
雇用促進事業団	雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
私立学校振興会	私立学校振興会法（昭和二十七年法律十一号）
新技術開発事業団	新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
森林開発公団	森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）
船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
日本国有鉄道	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
日本住宅公団	日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
日本消防検定協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
日本専売公社	日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本中小企業指導センター	中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法（昭和三十四年法律第百八号）
日本電信電話公社	日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）
日本労働協会	日本労働協会法（昭和三十三年法律第百三十二号）
農地開発機械公団	農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）

阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）
水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）

別表第三　非課税の登記等の表

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一　海外経済協力基金	海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
二　学校法人（私立学校法第六十四条第四項（各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	一　校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二　校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
三　金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
四　健康保険組合及び健康保険組合連合会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	一　事務所用建物（もつぱら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　健康保険法第二十三条（福祉施設）（同法第四十二条ノ三第五項（準用規定）において準用する場合を含む。）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	
五　公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	公害防止事業団法第十八条第一号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録	
六　厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
七　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　国家公務員共済組合法第九十八条第一項（事業の範囲）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
八　国鉄共済組合、専売共済組合及び日本電信電話公社共済組合	公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　公共企業体職員等共済組合法第六十三条第一項（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
九　国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　国民健康保険法第八十二条第一項（福祉施設）（同法第八十六条（準用規定）において準用する場合を含む。）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	
十　社会福祉法人	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）	一　社会福祉事業法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二　自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

		二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	
十一　社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十二　宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）	一　もつぱら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二　自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
十三　小規模企業共済事業団	小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十四　消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十五　私立学校教職員共済組合	私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　私立学校教職員共済組合法第十八条第三号（業務）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
十六　石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
十七　地方議会議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十八　地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　地方公務員等共済組合法第百十二条第一項（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
十九　中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　中小企業退職金共済法第四十四条第一項第二号又は第七十五条第一項第二号（業務の範囲）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	
二十　日本育英会	日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　日本育英会法第十六条第一項第二号又は第三号（業務の範囲）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	
二十一　日本開発銀行	日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
二十二　日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法	住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項（業務の範囲）又は	第三欄の登記に該当するものであること

	律第百三十三号）	産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第二号、第三号若しくは第二項（資金貸付けの範囲）の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のため取得する土地の権利の取得登記	を証する大蔵省で定める書類の添附があるものに限る。
二十三　日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	日本赤十字社法第二十七条（業務）業務の用に供する建物若しくは船舶の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
二十四　日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	
二十五　年金福祉事業団	年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記	第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
二十六　農業協同組合及び農業協同組合連合会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	一　農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条（農業倉庫業者）に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項（連合農業倉庫業者）に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の農業倉庫若しくは連合農業倉庫の所有権の取得登記又はこれらの倉庫の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　医療法第三十一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
二十七　農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　農林漁業団体職員共済組合法第五十三条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
二十八　貿易研修センター	貿易研修センター法（昭和四十二年法律第百三十四号）	貿易研修センター法第十六条第一号（業務）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
二十九　民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立した法人	民法	一　自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第二条第二項（定義）に規定する更生保護事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 三　住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項（業務の範囲）又は産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号、第三号若しくは第二項（資金貸付けの範囲）の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のため取得する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号、第二号又は第三号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・
通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

法律第三十六号（昭四二・六・一二）

◎登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律

目次

第一章　国税に関する法律の一部改正（第一条―第五条）
第二章　登録手数料等の定めのある法律の一部改正（第六条―第十五条）
第三章　その他の法令の一部改正（第十六条―第四十二条）
附則

第一章　国税に関する法律の一部改正

（国税通則法の一部改正）

第一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十号まで」を「第十一号まで」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　登録免許税　登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の時

第十五条第三項第五号中「登録税」を「登録免許税」に改める。

第三十四条第二項に後段として次のように加える。

印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

第三十六条第一項第四号中「登録税」を「登録免許税」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第二条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第七号中「から第四号まで」を「、第三号及び第五号」に改める。

第百二十三条中「登録税」を「登録免許税」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録税法」を「登録免許税法」に改める。

第一条中「登録税」を「登録免許税」に、「登録税法（明治二十九年法律第二十七号）」を「登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）」に改める。

第五章の章名中「登録税法」を「登録免許税法」に改める。

第七十二条の見出し中「新築住宅」の下に「の所有権」を加え、同条第一項中「期間（以下この条において「適用期間」という。）内」を「間」に改め、「登記については、」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「登記については、」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十三条を削る。

第七十四条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「その所有権の取得の登記の登録税の額は、」を「当該家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより」に改め、「以下」を削り、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条を第七十三条とする。

第七十五条の見出し中「貸付」を「貸付け」に、「取得の」を「の設定」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額」を「を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額」を「を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率」に改め、「又は増築」を削り、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条を第七十四条とする。

第七十五条の二の見出し中「土地等の取得登記」を「土地の所有権の移転登記等」に改め、同条第一項中「取得の」を「移転の」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二項中「土地又は」を「土地の所有権又は」に、「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削り、同条を第七十五条とする。

第七十六条を次のように改める。

（国有農地等の所有権の移転登記等の免税）

第七十六条　農地法第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、当該登記については、登録免許税を課さない。

2　前項の規定は、農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が同項に規定する一般承継人である場合には、適用しない。この場合には、前項に規定する所有権の移転の登記を相続若しくは法人の合併又は遺贈による所有権の移転の登記とみなして、登録免許税法の規定を適用する。

第七十六条の二の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第二号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該農地又は採草放牧地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。

第七十七条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条第一項中「による所有権の取得の登記の登録税の額」を「により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、同条第二項中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十七条の二の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十七条の三の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率」に「取得後」を「出資を受けた日以後」に、「登録税法第二条

第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、当該土地の価格の」を削り、ただし書を削る。

　第七十七条の四中「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

　第七十七条の五中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条の次に次の一条を加える。

　（負債整理のための貸付けに係る抵当権の設定登記の免税）

第七十七条の六　農業、林業又は漁業を営む者（以下この条において「農林漁業者」という。）が疾病、負傷、災害その他これらに準ずる事実が生じたことにより、財産の状況が著しく不良となりその事業を継続することが困難となつた場合において、農林中央金庫又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号に掲げる事業を行なう農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、当該農林漁業者又はその者の加入する農業協同組合その他の政令で定める団体に対し、当該農林漁業者の事業の継続につき必要な債務の弁済に充てるための資金の貸付け（当該貸付けの期間、利率その他の事項が政令で定める条件に該当するものに限る。）をしたときは、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

　第七十八条の見出し中「取得又は保存の登記」を「移転登記等」に改め、同条中「よる所権有の取得」を「より取得した林野の所有権の移転の登記」に改め、「ためにする」の下に「林野の」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。

　第七十八条の二の見出し中「所有権等の取得登記」を「所有権の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。

　第七十八条の三の見出し中「取得登記」を「所有権の移転登記」に改め、同条中「取得の登記」を「移転の登記」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

　第七十九条第一項中「の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該船舶の価格の」を削り、同条第二項中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第三条第一項第七号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削る。

　第七十九条の二を削る。

　第八十条の見出し中「資本組入」を「資本組入れ」に改め、同条第一項中「組入」を「組入れ」に、「についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削り、同条第二項中「以下」を削り、「についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に、「次に掲げる金額の合計額」を「千分の一・五（増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、同項各号を削る。

　第八十条の二の見出しを「（増資の登記の税率の軽減）」に改め、同条中「又は登録税法第六条第一項第十号の規定の適用を受ける」を「の規定の適用を受けるもの及び合併による」に、「行つた」を「行なつた」に、「についての登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第六条第一項第四号」を「登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

　第八十一条中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法」を「登録免許税法第九条」に、「掲げる額による」を「掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「それぞれ資本の金額又は増加した資本の金額の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

　二　合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）

　三　法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の権利又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

　イ　不動産の権利の取得　千分の六

　ロ　船舶の所有権の取得　千分の四（海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条第一項又は第六条第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一）

　第八十一条第四号中「又は船舶の権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

　第八十一条の二の見出し中「取得の」を「移転」に改め、同条中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改める。

　第八十一条の三第一項中「の登録税の額は、登録税法第六条第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（」に、「千分の一に相当する金額」を「うち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「合併による不動産又は船舶の権利の取得」を「合併により取得した不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記」に、「の登記の登録税の額は、「当該取得」を「に係る登録免許税の税率は、当該合併」に、「登録税法第十六条第一項」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

　第八十二条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に、「取得又は所有権の保存」を「保存、設定又は移転」に改める。

　第八十三条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

　第八十四条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

　附則第二十条の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中の「登録税について」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課し

た又は課すべき登録税又は登録免許税について」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中「の登録税」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「再評価税」の下に「、登録免許税」を加える。

第十九条の二第二号中「第九百条」の下に「及び第九百一条」を加える。

第二章　登録手数料等の定めのある法律の一部改正

（建設業法の一部改正）

第六条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第四条第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同項の規定による登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「、登録手数料を」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（測量法の一部改正）

第七条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の四の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「、登録手数料を」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（電波法の一部改正）

第八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

（建築士法の一部改正）

第九条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「一級建築士又は」を「一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、」に改め、「、一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については」を削る。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第十条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

（商品取引所法の一部改正）

第十一条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「登録手数料」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「通知を受けた日から三十日」を「同条第一項の規定による登録を受けた日から一月」に、「政令で定めるところにより、登録手数料として三千円」を「登録免許税」に改め、同条第二項中「登録手数料」を「登録免許税」に改める。

（海事代理士法の一部改正）

第十二条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（登録免許税及び登録料）」に改め、同条中「千円」を「登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を」に、「、五百円」を「五百円の登録料を」に、「、二百円」を「二百円の登録料を、それぞれ」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十三条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一項の免許又は」を「第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び」に、「、手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

（旅行あつ旋業法の一部改正）

第十四条　旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（登録免許税及び登録の手数料）」に改め、同条中「規定による登録の申請」の下に「をする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を」を加え、「、政令で定める額の手数料を」を「政令で定める額の手数料を、それぞれ」に改める。

（技術士法の一部改正）

第十五条　技術士法（昭和三十二年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同条中「登録を受けようとする者」の下に「は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を」を加え、「、手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

第三章　その他の法律の一部改正

（健康保険法の一部改正）

第十六条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ二を削る。

第四十二条ノ三第五項中「、第六条ノ二」を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十七条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

（農村負債整理組合法の一部改正）

第十八条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第十九条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（保険業法の一部改正）

第二十条　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条及び第八十一条　削除

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

第二十一条　罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず」に、「を以て、登録税法第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす」を「とする」に改める。

（農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の一部改正）

第二十二条　農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「に関する権利」を「の権利」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

（農業災害補償法の一部改正）

第二十三条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条　削除

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二十四条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律の一部改正）

第二十五条　畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

（水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正）

第二十六条　水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第二十七条　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項を削る。

（中小企業等協同組合法施行法の一部改正）

第二十八条　中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条　削除

（農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正）

第二十九条　農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、同条第四項中「に関する権利」を「の権利」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の算定」を「登録免許税の課税標準」に改める。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第三十条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「登記」の下に「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。

（漁船損害補償法の一部改正）

第三十一条　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第百三十八条第一項中「及び第八条から第十二条まで」を「、第八条から第十条まで及び第十二条」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第三十二条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第五項中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第六項中「についての登録税の額は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第六条（営利法人の登記の税率）」を「に係る当該新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条（課税標準及び税率）」に改め、「その金額の」を削り、「その登録税の額は、同法第二条（不動産の登記の税率）及び第三条（船舶の登記の税率）」を「当該不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率は、同条」に改め、「不動産又は船舶の価格の」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額をこえるときは、この限りでない。

（農地法施行法の一部改正）

第三十三条　農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

2　第三条又は第四条の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、昭和四十七年十二月三十一日までに受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正）

第三十四条　連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百二号）の一部を

次のように改正する。

第七条中「登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第十条（著作権の登録）」を「登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）」に改める。

（塩業組合法の一部改正）

第三十五条　塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に、「登記」を「昭和四十二年十二月三十一日までに登記」に、その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の」を「その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、」に改め、ただし書を削る。

（消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正）

第三十六条　消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

附則第五条第二項を削る。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第三十七条　接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず」に、「をもつて、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす」を「とする」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第三十八条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「取得の登記」を「移転の登記で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」に、「登録税」を「登録免許税」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第三十九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第六号中「登録税額」を「登録免許税の額」に改める。

第二十四条第十七号中「登録税」を「登録免許税」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第四十条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「を受ける場合における登録税は、」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税を」に改める。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

第四十一条　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「登録税」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受ける登記又は登録に限り、登録免許税」に改める。

（不動産登記法等の一部改正）

第四十二条　次に掲げる法令の規定中「登録税」を「登録免許税」に改める。

一　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第四十九条第九号

二　破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十二条第二項

三　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十三条及び第七十七条第四項

四　機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）第十二条の二第五項

五　税理士法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百六十五号）附則第十一項

六　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）第二十五条

七　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第八条第三項

八　海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第百十八号）第十六条（見出しを含む。）

九　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）附則第六項及び第七項

十　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第二十四条の二

十一　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第三十二条第一項

附　則

1　この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2　登録免許税法別表第一の第二十三号の㈢、㈤、㈥及び㈦、第三十一号、第四十三号から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許（以下「登録等」という。）の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署（以下「登録官署等」という。）に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

3　登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

法律第三十七号（昭四二・六・一三）

◎沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に規定する受給資格者若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業保険金の受給資格者が沖縄地域において失業し、又は沖縄地域に施行されている法令の規定による失業保険金の受給資格者が本邦において失業している場合に、これらの者が当該受給資格に基づく保険給付に相当する給付を受けることができるようにするための措置を講じ、もつてこれらの者の生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　本邦　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第一号に規定する本邦をいう。

二　沖縄地域　硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二

十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域をいう。

三　失業保険法相当給付　失業保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

四　船員保険法相当給付　船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

五　沖縄失業保険法　沖縄地域に施行されている失業保険法（千九百五十八年立法第五号）をいう。

六　沖縄法受給資格者　沖縄失業保険法に規定する受給資格者をいう。

七　沖縄法相当給付　沖縄法受給資格者が当該受給資格に基づいて沖縄失業保険法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

（失業保険法相当給付の費用の負担等）

第三条　政府は、琉球政府が、沖縄地域に居住する失業保険法に規定する受給資格者（沖縄法受給資格者である者を除く。）に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法相当給付に要する費用及び失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

2　失業保険法相当給付の受給につき琉球政府の当局において失業の認定又は疾病若しくは負傷のため職業につくことができないことの認定を受けた者が本邦に居住するに至つたときは、その者に対する失業保険法第十九条（同法第二十六条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの認定に係る日数は、その者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込みをした日以後における失業の日数とみなす。

3　失業保険法相当給付の支給を受けた者が本邦に居住するに至つたときは、その者に対する失業保険法の規定の適用については、その者が支給を受けた失業保険法相当給付は、これに相当する同法の規定による保険給付とみなす。

4　失業保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第二十八条第一項の規定の適用については、同法第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業についての保険給付に要する費用とみなす。

5　毎会計年度において交付した前項の交付金は、失業保険法第二十八条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した同法第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業についての保険給付費とみなす。

6　失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第二十八条第四項の規定の適用については、失業保険事業の事務の執行に要する経費とみなす。

7　次の各号に掲げる失業保険法の規定は、それぞれ当該各号に規定する事項について準用する。

一　第四十七条の三及び第四十八条の二　失業保険法相当給付に係る公課の禁止及び戸籍事項の無料証明

二　第四十九条第二項並びに第五十三条、第五十三条の二及び第五十五条　失業保険金に相当する失業保険法相当給付の支給を受けるために必要な証明書の交付及びこれを拒んだ者がある場合における処罰

8　前項の場合において、失業保険法第四十八条の二中「行政庁」とあるのは、「琉球政府の当局」と読み替えるものとする。

（船員保険法相当給付の費用の負担等）

第四条　政府は、琉球政府が、沖縄地域に居住する船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者（沖縄法受給資格者である者を除く。）に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、船員保険法相当給付に要する費用及び船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を交付する。

2　船員保険法相当給付の受給につき琉球政府の当局において失業の認定又は疾病若しくは負傷のため職業につくことができないことの認定を受けた者が本邦に居住するに至つたときは、その者に対する船員保険法第三十三条ノ十一（同法第三十三条ノ十六第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの認定に係る日数は、その者が海運局又は公共職業安定所に求職の申込みをした日以後における失業の日数とみなす。

3　船員保険法相当給付の支給を受けた者が本邦に居住するに至つたときは、その者に対する船員保険法の規定の適用については、その者が支給を受けた船員保険法相当給付は、これに相当する同法の規定による保険給付とみなす。

4　船員保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、船員保険法第五十八条第一項の規定の適用については、同法の規定による保険給付に要する費用とみなす。

5　毎会計年度において交付した前項の交付金は、船員保険法第五十八条第二項の規定の適用については、当該会計年度において同法の規定により支給した失業保険金に要した費用とみなす。

6　船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係る琉球政府への交付金は、船員保険法第五十八条第四項の規定の適用については、船員保険事業の事務の執行に要する費用とみなす。

7　次の各号に掲げる船員保険法の規定は、それぞれ当該各号に規定する事項について準用する。

一　第八条及び第二十六条　船員保険法相当給付に係る戸籍事項の無料証明及び公課の禁止

二　第九条第二項並びに第六十八条及び第七十条　船員保険法相当給付の支給を受けるために必要な証明書の交付及びこれを拒んだ者がある場合における処罰

8　前項の場合において、船員保険法第八条第一項中「行政庁」とあるのは、「琉球政府ノ当局」と読み替えるものとする。

（沖縄法相当給付の支給）

第五条　政府は、本邦に居住する沖縄法受給資格者（失業保険法に規定する受給資格者又は船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者である者を除く。以下同じ。）に対し、沖縄法相当給付を支給する。

2　沖縄法相当給付の支給は、次項及び第四項の規定に基づく政令において定めるもののほか、沖縄失業保険法の定めるところに準じて行なうものとする。

3　次の各号に掲げる失業保険法の規定は、それぞれ当該各号に規定する事項について準用する。

一　第十六条及び第二十六条第二項　沖縄法相当給付の支給に係る失業の認定及び疾病又は負傷のために職業につくことができないことの認定

二　第二十三条の二　詐欺その他不正の行為によつて沖縄法相当給付を受けた者又はその者を雇用し、若しくは雇用していた事業主に対する返還命令及び当該返還命令に係る金額の納付を怠つた場合における督促その他の措置

三　第二十四条、第二十六条第七項及び第九項並びに第二十七条第二項　沖縄法相当給付の支給の手続

四　第二十六条第八項　沖縄失業保険法の規定によ

る傷病給付金に相当する沖縄法相当給付と他の法令による給付との支給の調整

五　第三十八条の七　沖縄失業保険法の規定による失業保険金に相当する沖縄法相当給付と失業保険法の規定による日雇労働被保険者に係る失業保険金との支給の調整

六　第四十条から第四十二条まで　沖縄法相当給付に関する処分又は第二号において準用する失業保険法第二十三条の二第一項の規定による処分についての不服申立て及び訴訟

七　第四十七条から第四十七条の三まで及び第四十八条の二　沖縄法相当給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明

八　第五十条及び第五十四条　沖縄法相当給付の支給に関する必要な報告若しくは文書の提出又は出頭の命令及び当該命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた者がある場合における処罰

九　第五十条の二　沖縄法相当給付に係る診断の命令

十　第五十一条及び第五十三条から第五十五条まで　沖縄法相当給付の支給に関する沖縄法受給資格者に係る質問及び検査並びに当該質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は当該検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者がある場合における処罰

十一　第五十二条　沖縄法相当給付に係る権限の委任

4　沖縄失業保険法の改正により沖縄法受給資格者が同法の規定により受けることができる保険給付の種類、内容、支給の手続その他の事項が改められた場合において、当該保険給付に相当する沖縄法相当給付の適切な支給を行なうために必要があるときは、政令で所要の定めをすることができる。

5　沖縄法相当給付に要する費用及び沖縄法相当給付に係る事務の執行に要する費用は、琉球政府からの受入金をもつて充てる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、政令で定める日から施行する。

（失業保険特別会計法の一部改正）

2　失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条　第一条に規定する失業保険法による失業保険事業には、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号。以下「特別措置法」という。）による失業保険法相当給付及び沖縄法相当給付に関する事業を含むものとする。

第三条に規定する保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金（失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る。）及び沖縄法相当給付費を、同条に規定する業務取扱費には、特別措置法による琉球政府への交付金（失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る。）を、それぞれ含むものとする。

第四条に規定する保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金（失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る。）を、含むものとする。

第十三条の二に規定する失業保険給付には、特別措置法による琉球政府への交付金（失業保険法相当給付に要する費用に係るものに限る。）を含む

ものとする。

（船員保険特別会計法の一部改正）

3　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十七条　第一条に規定する船員保険法による船員保険事業には、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号。以下「特別措置法」という。）による船員保険法相当給付に関する事業を含むものとする。

第三条及び第六条に規定する保険給付費には、特別措置法による琉球政府への交付金（船員保険法相当給付に要する費用に係るものに限る。）を、第三条に規定する業務取扱費には、特別措置法による琉球政府への交付金（船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る。）を含むものとする。

（労働省設置法の一部改正）

4　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）の規定に基づいて行なう沖縄法相当給付の支給に関すること。

第十八条第一項中「及び港湾労働法（これに基づく命令を含む。）」を「、港湾労働法（これに基づく命令を含む。）及び沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

5　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

6　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十条第一項」の下に「（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

7　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

7　第一項及び第四項の規定は、手帳の発給を受けた者が沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）に規定する沖縄法受給資格者である場合における手当と同法の規定による沖縄法相当給付との支給の調整について準用する。

（港湾労働法の一部改正）

8　港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条に次の一項を加える。

4　第二項の規定は、雇用調整手当の支給を受けることができる者が沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）の規定による沖縄法相当給付であつて、同法に規定する沖縄失業保険法の規定による失業保険金に相当するものの支給を受けることができる場合

における雇用調整手当と当該沖縄法相当給付との支給の調整について準用する。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・労働・自治大臣署名）

法律第三十八号（昭四二・六・一九）

◎日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律

日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（債務保証）

第二十九条の二　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭四二・六・二〇）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「統計調査部を」の下に「環境衛生局に公害部を」を加える。

第九条の二中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、同条第七号中「水道及び」を削り、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三　清掃（ねずみ、こん虫等の駆除を含む。）に関すること。

第九条の二中第三号の三を第十二号とし、第三号の二を第十一号とし、同条第四号中「清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第七号の二を同条第七号とする。

六　水道に関すること。

第九条の二に次の一項を加える。

2　公害部は、前項第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十八条の表中「四九、九五四人」を「五〇、三四八人」に、「六二五人」を「六九五人」に、「五〇、五七九人」を「五一、〇四三人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭四二・六・二一）

◎下水道法の一部を改正する法律

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「主務大臣」を「建設大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2　建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならない。

第五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「主務省令」を「建設省令」に改める。

第六条中「主務大臣」を「建設大臣」に、「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第九条第一項中「主務省令」を「建設省令」に改め、同条第二項中「読み替える」を「、「建設省令」とあるのは「厚生省令、建設省令」と読み替える」に改める。

第二十三条第二項中「主務省令」を「厚生省令、建設省令」に改める。

第三十一条中「読み替える」を「、同条第二項中「厚生省令、建設省令」とあるのは「建設省令」と読み替える」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「主務大臣」を「建設大臣」に改め、同条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（厚生大臣の終末処理場の維持管理に関する勧告）

第三十七条の二　厚生大臣は、終末処理場の維持管理が第二十一条第二項の規定に違反している場合又は終末処理場の放流水の水質が第八条の技術上の基準に適合していない場合においては、当該公共下水道管理者に対し、その是正のために終末処理場の維持管理上必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2　厚生大臣は、終末処理場の構造、能力及び使用状況と当該地域におけるくみ取屎尿の処理状況とを勘案して適当であると認める場合においては、公共下水道管理者に対し、当該終末処理場によるくみ取屎尿の処理について勧告することができる。

第三十九条中「主務大臣は」を「建設大臣は、終末処理場の維持管理以外の事項に関し」に改め、同条に次の一項を加える。

２　厚生大臣は、終末処理場の維持管理に関し、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者から必要な報告を徴することができる。

第四十条中「主務大臣」を「厚生大臣又は建設大臣」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「終末処理場」を「終末処理場の維持管理」に改める。

３　厚生省設置法（昭和二十四法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十六号及び第九条の二第十四号中「終末処理場」を「終末処理場の維持管理」に改める。

（厚生・建設・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭四二・六・二一）

◎下水道整備緊急措置法

（目的）

第一条　この法律は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図り、もつて都市の建全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「下水道」とは、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路をいう。

２　この法律において「下水道整備事業」とは、下水道の設置又は改築に関する事業で、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

（下水道整備五箇年計画）

第三条　建設大臣は、昭和四十二年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画（以下「下水道整備五箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

２　下水道整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　五箇年間に行なうべき事業の実施の目標

二　五箇年間に行なうべき事業の量

３　建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法（昭和四十二年法律第　　号）第三条第一項に規定する屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならない。

４　建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、下水道整備五箇年計画を公表しなければならない。

５　第一項及び前二項の規定は、下水道整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

（下水道整備五箇年計画の実施）

第四条　政府は、下水道整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

２　地方公共団体は、下水道整備五箇年計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

附　則

この法律は、下水道法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十号）の施行の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・厚生・建設・自治大臣署名）

法律第四十二号（昭四二・六・二六）

◎農業共済基金法の一部を改正する法律

農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第五条に次の二項を加える。

３　基金は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

４　政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

第十二条中「政府の出資の」を「前条第二項の規定によるに改める。

第十五条第一項中「会員が」の下に「基金の設立に当たつて」を加え、同条第三項中「出資」を「第一項の配分に係る出資金」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

５　会員は、第五条第三項の規定により基金がその資本金を増加するときは、定款の定めるところにより、基金に追加して出資することができる。

第十六条の次に次の一条を加える。

（持分の払いもどし等の禁止）

第十六条の二　基金は、会員に対し、その持分を払いもどすことができない。

２　基金は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第十七条の見出し中「譲渡禁止」を「譲渡制限」に改め、同条に次の一項を加える。

２　会員の持分のうち第十五条第五項の規定による出資により取得されたものに応ずる部分は、前項の規定にかかわらず、基金の承認を得て、他の会員に譲渡することができる。

第十八条第五号を次のように改める。

五　資本金に関する規定

第四十五条第一項中「出資金の額」の下に「（第十五条第一項の配分に係るものに限る。）」を加える。

第五十条を次のように改める。

（基金の解散）

第五十条　基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資

者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

第八章中第五十条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣との協議）

第五十条の二　農林大臣は、左に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第三項、第三十条第三項又は第三十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十四条第二項、第三十五条第一項又は第三十七条の規定により省令を定めようとするとき。

三　第三十五条第一項又は第四十条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四　第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭四二・六・二六）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号を次のように改める。

六　中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号。以下「助成法」という。）第三条第一項第一号から第二号まで、第三号の二又は第三号の三の規定に基づく資金の貸付けを受けた者（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第三項に次の二号を加える。

七　助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの（中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）による改正前の中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの及び中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十七号）による改正前の中小企業近代化資金助成法第三条第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む。）及び助成法第三条第一項第五号の計画組合であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの並びにその直接又は間接の構成員（前各号に掲げるものを除く。）

八　助成法第三条第二項の規定に基づく施設の譲渡し又は貸付けを受けた事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びにその直接又は間接の構成員（第一号から第六号までに掲げるものを除く。）

第二条に次の一項を加える。

4　この法律において「倒産関連中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

一　破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他通商産業大臣が定める事由が生じた会社又は個人であつて、通商産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二　取引の相手方たる事業者が事業活動の制限であつて通商産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該事業者との取引について取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条の三第一項中「若しくは商工組合連合会」を「、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合若しくは環境衛生同業組合連合会」に、「保険について」を「保険（以下「近代化保険」という。）について」に改め、同条第二項中「又は」の下に「事業の共同化、」を、「集団化」の下に「その他中小企業構造の高度化」を加え、同条を第三条の四とする。

第三条の二第一項中「前条第一項又は次条第一項」を「普通保険、無担保保険又は次条第一項に規定する近代化保険」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険又は無担保保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円（当該債務者たる小企業者についてすでに特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）をこえないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

第三条の二第三項を削り、同条第四項中「前条第一項」を「第三条第一項又は前条第一項」に、「第一種保険」を「無担保保険」に、「第二種保険」を「普通保険」に、「同条第一項」を「無担保保険又は普通保険」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第三項及び第四項」を「第三条第三項及び第四項並びに前条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三条の三とする。

第三条第一項中「百万円をこえることができない保険（以下「第一種保険」という。）及びその合計額が一千万円」を「一千五百万円」に、「二千万円」を「三千万円」に、「「第二種保険」という。）ごとに」を「「普通保険」という。）について」に、「及び第六項並びに次条第一項」を「、次条第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項」に改め、「それぞれ」を削り、同条第四項中「第三条の三第二項」を「第三条の四第二項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が三百万円をこえることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が三百万円（当該債務者たる中小企業者についてすでに無担保保険の保険関係が成立し

ている場合にあつては、三百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）をこえないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項」を「普通保険、無担保保険、特別小口保険又は近代化保険」に、「特別小口保険に」を「無担保保険及び特別小口保険に」に改める。

第七条、第九条及び第十条中「第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項」を「普通保険、無担保保険、特別小口保険又は近代化保険」に改める。

第十一条中「第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項」を「普通保険、無担保保険、特別小口保険若しくは近代化保険」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（倒産関連保証の特例）

第十二条　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、倒産関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、倒産関連中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた倒産関連中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項及び第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項中「当該保証をした」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第十三条　普通保険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、第五条中「百分の七十（無担保保険及び特別小口保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十四条　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する第一種保険及び第二種保険の保険関係については、なお従前の例による。

第三条　中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）と改正後の中小企業信用保険法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する普通保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる中小企業者について旧法第三条第一項に規定する第一種保険又は第二種保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条第一項の規定の適用については、同項中「一千五百万円」とあるのは「一千五百万円から当該中小企業者につきすでに成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する第一種保険及び第二種保険の保険価額の合計額を控除した残額」と、「三千万円」とあるのは「三千万円から当該組合又は連合会につきすでに成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する第一種保険及び第二種保険の保険価額の合計額を控除した残額」とする。

第四条　公庫と新法第三条の二第一項に規定する無担保保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる中小企業者について旧中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第百五十三号）第五条第一項に規定する無担保保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「三百万円」とあるのは、「三百万円から当該中小企業者につきすでに成立している旧中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第百五十三号）第五条第一項に規定する無担保保険の保険価額の合計額を控除した残額」とする。

第五条　公庫と新法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者について旧法第三条第一項に規定する第一種保険若しくは第二種保険又は旧中小企業信用保険臨時措置法第五条第一項に規定する無担保保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の三第一項の規定の適用については、同項中「又は次条第一項に規定する近代化保険」とあるのは、「、次条第一項に規定する近代化保険、中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する第一種保険若しくは第二種保険又は旧中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第百五十三号）第五条第一項に規定する無担保保険」とする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は第三条の二第一項の」を「に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の」に、「又は第三条の二第一項に」を「、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に」に改め、「第五項及び第六項並びに」を削り、「第三項の」を「第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の」に、「及び次条」を「、次条及び第三条の三」に、「「その合計額が」」を「同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」」に、「同条第五項中」を「同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、」に、「同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同法第三条の二第一項」を「同法第三条の三第一項」に、「同条第三項中「当該債務者」」を「同条第

第二項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をし「当該債務者」」に改め、同条第二項中「中小企業信用保険法第三条第一項」を「普通保険」に、「同条第二項」を「中小企業信用保険法第三条第二項」に、「特別小口保険」を「無担保保険及び特別小口保険」に改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第七条　産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は第三条の二第一項」を「、第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改める。

第三条中「又は第三条の二第一項」を「に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）」に改め、「第五項及び第六項並びに」を削り、「第三項の」を「第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の」に、「及び次条」を「、次条及び第三条の三」に、「「その合計額が」」を「法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」」に、「同条第五項中」を「同条第三項中「当該保証をした」」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と」に、「同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、法第三条の二第一項」に、「同条第三項中「当該債務者」」を「同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」」に改める。

第四条中「法第三条第一項」を「普通保険」に、「同条第二項」を「法第三条第二項」に、「特別小口保険」を「無担保保険及び特別小口保険」に改める。

第五条中「法第三条第一項又は第三条の二第一項」を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十四号（昭四二・六・三〇）

◎宮内庁法の一部を改正する法律

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「次のとおり」を「千二百十六人」に改め、同条の表を削る。

附　則

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭四二・六・三〇）

◎地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の道府県の項中

「

1　道路費	道路の面積 道路の延長
2　橋りよう費	橋りようの面積 木橋の延長

」を

「

1　道路橋りよう費	道路の面積 道路の延長

」に、「3　河川費」を「2　河川費」に、「4　港湾費」を「3　港湾費」に、

「

5　その他の土木費	人口 面積 海岸保全施設の延長

」を

「

4　その他の土木費	人口 海岸保全施設の延長

」に改め、同表の市町村の項中

「

1　道路費	道路の面積 道路の延長
2　橋りよう費	橋りようの面積 木橋の延長

」を

「

1　道路橋りよう費	道路の面積 道路の延長

」に、「3　港湾費」を「2　港湾費」に、

「

4　都市計画費	都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積

」を

「

3　都市計画費	都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積
4　下水道費	人口集中地区人口

」に改める。

第十二条第二項の表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を第十一号とし、同号の次に次のように加え、第十四号を第十三号とし、第十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

「

十二　人口集中地区人口	最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口集中地区人口	人

」

第十三条第四項第三号ハを次のように改める。

ハ　投資的経費で自治省令で定めるものに係るものにあつては、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該投資的経費を必要とする度合について、自治省令で定める指標により測定した自治省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

「

1　道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2　橋りよう費	橋りようの面積	密度補正及び寒冷補正
	木橋の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正

第十三条第五項の表の道府県の項中

3　河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正及び密度補正
5　その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	海岸保全施設の延長	密度補正

」を

「

1　道路橋りよう費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	態容補正及び寒冷補正
2　河川費	河川の延長	態容補正及び寒冷補正
3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正及び態容補正
4　その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	海岸保全施設の延長	態容補正

」に、

「

1　農業行政費	耕地の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	農家数	段階補正、態容補正及び寒冷補正
2　林野行政費	林野の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正

」を

「

1　農業行政費	耕地の面積	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	農家数	段階補正、態容補正及び寒冷補正
2　林野行政費	林野の面積	態容補正及び寒冷補正

」に

改め、同表の市町村の項中

「

1　道路費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
2　橋りよう費	橋りようの面積	寒冷補正
	木橋の延長	態容補正及び寒冷補正
3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正及び密度補正
4　都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正
	土地区画整理事業の施行地区の面積	種別補正

」を

「

1　道路橋りよう費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
2　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正及び態容補正

に、

3　都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正
	土地区画整理事業の施行地区の面積	種別補正
4　下水道費	人口集中地区人口	態容補正

」

「

1　徴税費	市町村税の税額	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

」を

「

1　徴税費	市町村税の税額	種別補正、段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

」に

改める。

第十四条第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条第三項の表の道府県の項第八号中「附則第四十六項」を「附則第六十八項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用 円	銭
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき	一、〇三三、〇〇〇	〇〇
	二　土木費 1　道路橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき	四二	六〇
		道路の延長	一メートルにつき	六六三	〇〇
	2　河川費	河川の延長	一メートルにつき	一二七	三〇
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	四、一九〇	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	一、二五〇	〇〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき	四七七	〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三六四	〇〇
	三　教育費 1　小学校費	教職員数	一人につき	四八九、六〇〇	〇〇
		学校数	一校につき	九四、〇〇〇	〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき	四六六、一〇〇	〇〇
		学校数	一校につき	九四、〇〇〇	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき	八〇五、一〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき	七、八〇〇	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	一六八	〇〇
		盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一五六、〇〇〇	〇〇
	四　厚生労働費 1　生活保護費	町村部人口	一人につき	五三〇	〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき	二〇三	〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき	四五八	〇〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	五三二	〇〇
		失業者数	一人につき	九七、六〇〇	〇〇
	五　産業経済費 1　農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	六、〇八〇	〇〇
		農家数	一戸につき	六、六二〇	〇〇
	2　林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、二〇九	〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき	二、一〇〇	〇〇

4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、一九〇〇〇
六 その他の行政費 1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	一三三〇〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	五〇、三〇〇〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	六五三〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
一 消防費	人口	一人につき	六五七〇〇
二 土木費 1 道路りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき	一七九〇
	道路の延長	一メートルにつき	二六二〇
2 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	三、九二〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	一、二五〇〇〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	二一六〇〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一平方メートルにつき	三六〇

市町村			
4 下水道費	人口集中地区人口	一人につき	一七二〇〇
5 その他の土木費	人口	一人につき	一七三〇〇
三 教育費 1 小学校費	児童数	一人につき	二、三七〇〇
	学級数	一学級につき	一六三、三〇〇〇〇
	学校数	一校につき	八八六、〇〇〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	二、四九〇〇
	学級数	一学級につき	一七一、五〇〇〇〇
	学校数	一校につき	九三八、〇〇〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七二二、五〇〇〇〇
	生徒数	一人につき	七、六八〇〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	四一二〇〇
四 厚生労働費 1 生活保護費	市部人口	一人につき	四四四〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一五五〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	一七一〇〇
4 清掃費	人口	一人につき	五三二〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	九七、六〇〇〇〇
五 産業経済費 1 農業行政費	農家数	一戸につき	五、四五〇〇〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	四三〇〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、六三〇〇〇

六 その他の行政費 1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二九〇〇
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	六七〇〇
	世帯数	一世帯につき	二八六〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	一、四〇〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	三五三、〇〇〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の地方交付税から適用する。

2　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「造林」の下に「及び牧野の改良、造成又は復旧」を加える。

3　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十二年度」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度」に、「「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度に係るもの」とする」を「昭和四十二年度にあつては「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度に係るもの」とし、昭和四十三年度にあつては「昭和三十九年度、昭和四十年度及び昭和四十二年度に係るもの」とする」に改める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十六号（昭四二・六・三〇）

◎昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十二年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（臨時地方財政交付金）

第二条　昭和四十二年度に限り、地方公共団体に対して、臨時地方財政交付金を交付する。

2　臨時地方財政交付金の総額は、百二十億円とする。

3　臨時地方財政交付金の種類は、第一種交付金及び第二種交付金とし、第一種交付金及び第二種交付金の総額は、それぞれ九十五億円及び二十五億円とする。

4　第一種交付金は、昭和四十二年度分の普通交付税とあわせて算定るものとし、同年度分について地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第二条第四号の基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が同条第五号の基準財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）をこえる都道府県に対して、次条に定めるところにより交付する。

5　第二種交付金は、市町村及び特別区に対して、第四条に定めるところにより交付する。

（第一種交付金の算定方法等）

第三条　各都道府県に対して交付すべき第一種交付金の額は、第一種交付金の総額を各都道府県に係る法第十条第二項の財源不足額（同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額）であん分した額とする。

2　第一種交付金は、昭和四十二年十一月に交付する。

（第二種交付金の算定方法等）

第四条　各市町村又は特別区に対して交付すべき第二種交付金の額は、第二種交付金の総額を昭和四十二年四月一日現在における各市町村又は特別区が管理する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号の市町村道（当該市町村又は特別区がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く。）の自治省令で定めるところにより算定した延長であん分した額とする。

2　第二種交付金は、昭和四十二年十二月に交付する。

（昭和四十二年度分の地方交付税の特例）

第五条　昭和四十二年度分の普通交付税を算定する場合における法第十条第二項の規定の適用については、同項中「「財源不足額」という。）」とあるのは「「財源不足額」という。）から当該地方団体に対して交付すべき第一種交付金（昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十二年法律第四十六号）第二条第三項の第一種交付金をいう。以下同じ。）の額を控除した額」とし、「総額を」とあるのは「総額及び第一種交付金の総額の合算額を」とし、「算定した額」とあるのは「算定した額から当該地方団体に対して交付すべき第一種交付金の額を控除した額」とし、同項の式中「普通交付税の総額」とあるのは、「（普通交付税の総額＋第一種交付金の総額）」とする。

2　昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項の規定の適用については、同項の表の道府県の項中

「八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」

とあるのは、

「八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
九　特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

とし、同表の市町村の項中

「九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」

とあるのは

「九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
十　特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

とする。

3　昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第二項の規定の適用については、同項の表中

「四十一　辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金	千円」

とあるのは、

「四十一　辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金	千円
四十二　公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円」

とする。

4　昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第三項の規定の適用については、法の別表の道府県の項中

「八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき二五〇〇〇」

とあるのは、

「八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還	千円につき二五〇〇〇
九　特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき　七一〇〇」

とし、同表の市町村の項中

「１　道路橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき	一七九〇
	道路の延長	一メートルにつき	二六二〇」

とあ

るのは

「1　道路橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき一七九〇
	道路の延長	一メートルにつき　二九〇〇」

とし、

「九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五七〇〇」

とあるのは

「九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五七〇〇
十　特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき　六五〇〇」

とする。

5　昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「特別とん譲与税の収入見込額、当該市町村に対して交付すべき第二種交付金（昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律第二条第三項の第二種交付金をいう。以下同じ。）の額」とし、「並びに基準率をもつて算定した当該指定市」とあるのは「、当該指定市に対して交付すべき第二種交付金の額並びに基準率をもつて算定した当該指定市」とする。

6　昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表の市町村の項中

「十二　石油ガス譲与税	石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額」

とあるのは、

「十二　石油ガス譲与税	石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額
十二の二　第二種交付金	昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律第四条第一項の規定によつて算定した額」

とする。

7　昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

（端数計算等）

第六条　各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき第一種交付金又は第二種交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2　第一種交付金の総額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合又は第二種交付金の総額が第四条第一項及び前項の規定によつて各市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に対して交付するものとする。

3　法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方財政交付金の額の算定及び交付について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替えるものとする。

4　この法律に定めるもののほか、臨時地方財政交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、自治省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　昭和四十二年度において第十一条第三項の規定を適用する場合には、同項中「収入見込額を」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額を」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「、当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

3　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5　昭和四十二年度において第四条第二項の規定を適用する場合には、同項中「収入見込額を」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額を」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「、当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

4　首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4　昭和四十二年度において第五条第二項の規定を適用する場合には、同項中「収入見込額を」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額を」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「、当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭四二・六・三〇）

◎船舶整備公団法の一部を改正する法律

船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「長期借入金」の下に「又は船舶整備債券」を加え、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第二十八条第一号中「国債」の下に「その他運輸大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

四　第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭四二・六・三〇）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「第十九項」の下に「、第二十項」を、「臨時地方特例交付金、」の下に「昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方財政交付金若しくは」を加え、附則中同項以下を一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

21　昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十二年法律第四十六号）第二条の規定により交付する臨時地方財政交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第四十九号（昭四二・七・五）

◎石炭鉱業再建整備臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、急激かつ大規模な合理化が行なわれたことにより生じた石炭鉱業の過重な負担を軽減するための措置を講ずることにより、石炭鉱業の再建整備を図り、もつて将来にわたり国民経済における石炭鉱業の使命を遂行させることを目的とする。

（再建整備計画）

第二条　石炭鉱業を営む会社であつて、その財務の状況及び掘採可能鉱量が通商産業省で定める基準に該当するものは、この法律の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、次の各号に掲げる事項について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

一　石炭の生産及び販売並びに財務に関する計画

二　鉱区の調整、石炭坑の近代化その他の生産の合理化のための措置

三　不要資産の処分、経費の節約その他の経営の合理化のための措置

四　資本金の増加、固定した債務の整理その他の資本構成の是正のための措置

2　前項の財務の状況及び掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条　通商産業大臣は、前条第一項の規定により認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理的基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照して確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

一　前条第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なものであること。

二　前条第一項第二号から第四号までに掲げる措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化又は資本構成の是正のため適切なものであること。

2　通商産業大臣は、前項の認定をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

（元利補給契約）

第四条　政府は、前条第一項の認定を受けた会社が、日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱業合理化事業団その他通商産業省令で定める金融機関（以下「金融機関」と総称する。）から昭和四十一年三月三十一日以前において借り入れ、昭和四十二年四月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間を含む。）が一年未満のものとして借り入れたもの及び石炭鉱業合理化事業団から借り入れた石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十六条第二項第九号に規定する近代化資金として借り入れたものを除く。）のそれぞれの借入契約ごとに、同日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る部分の内容を次の各号に適合するものとしたときは、第一号に規定する償還期間における変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払のための補給金を交付する旨の契約（以下「元利補給契約」という。）を当該認定を受けた会社と結ぶことができ

る。

一　変更に係る部分の借入金の償還期間が、昭和四十二年四月一日から起算して、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては十二年、その他の金融機関からの借入金にあつては十年となつていること。

二　変更に係る部分の借入金の利率が、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては年六分五厘、その他の金融機関からの借入金にあつては年五分となつていること。

三　変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつていること。

2　政府が元利補給契約を結ぶ場合における元利補給契約に係る借入金の元本の額の総額は、千億円を限度とする。

（再建整備計画の変更）

第五条　政府と元利補給契約を結んでいる会社（以下「再建整備会社」という。）は、第三条第一項の認定に係る再建整備計画を変更しようとするときは、その変更の内容につき通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2　第三条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（利益を計上した場合の納付金）

第六条　再建整備会社は、元利補給契約により政府が交付する補給金（以下「元利補給金」という。）の交付を受けた日の属する営業年度に係る決算について、その財務の状況を第二条第二項の通商産業省令で定める計算の方法により計算した場合において、その財務の状況が同条第一項の基準に該当しないこととなつたときは、当該計算の方法により計算された利益の額を国庫に納付しなければならない。ただし、交付を受けた元利補給金の合計額に相当する金額を限度とする。

2　元利補給金の交付を受けた会社は、最後に元利補給金の交付を受けた日の属する営業年度の直後の営業年度から、その日から起算して五年を経過した日の属する営業年度までの各営業年度に係る決算について通商産業省令で定めるところにより計算した利益の額が当該会社の出資の総額又は資本（発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額をいう。）の金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、交付を受けた元利補給金の合計額から前項及びこの項の規定により当該決算以前の決算に計上した利益に関して国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額を控除した金額を限度とする。

（強制徴収）

第七条　通商産業大臣は、前条の規定による納付金を納付しない会社があるときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた会社がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（延滞金）

第八条　通商産業大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

（元利補給契約の解除）

第九条　政府は、再建整備会社が石炭の生産の事業を廃止したときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

2　政府は、再建整備会社の財務の状況が第二条第一項の基準に該当しないこととなつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

3　政府は、再建整備会社が第十五条の規定による勧告に従わなかつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除することができる。

4　第三条第二項の規定は、前項の規定による元利補給契約の解除について準用する。

（損失の補償）

第十条　政府は、前条第一項の規定により元利補給契約を解除した場合において、当該元利補給契約に係る借入金に係る金融機関が当該借入金の元本の償還に関し損失を受けたときは、当該金融機関に対し、予算の範囲内で、当該損失の一部を補償することができる。

2　前項の規定により補償する損失は、金融機関が当該借入金に係るすべての担保権を実行し、かつ、当該借入金について保証人があるときは、すべての保証人に対し債務の履行を請求し、当該担保権に基づく競売の申立て若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行なわれたものが行なわれた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかつた元本の額の二分の一に相当する金額とする。ただし、金融機関が当該借入金に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使してもこれに要する費用を償うことができない場合その他当該借入金に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使することが著しく不利である場合において、当該借入金の元本の額のうち償還されるべきものから政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取立見込額を控除した金額の二分の一に相当する金額をもつて同項の規定により補償する損失とすることについて政府と当該金融機関との協議が成立したときは、その額とする。

（債権の保全及び取立て）

第十一条　前条第一項の規定により損失の補償を受けた金融機関は、当該借入金については、善良な管理者の注意をもつて、当該借入金に係る債権を保全し、かつ、その取立てに努めなければならない。

2　金融機関が、前条第一項の規定により損失の補償を受けた場合において、当該借入金に係る債権を取り立てたときは、取り立てた金額を債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに充当し、なお残額があるときは、その残額の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、同項の規定による補償金の額に相当する金額を限度とする。

（利益金の処分）

第十二条　再建整備会社の利益金の処分に関する決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　その申請に係る営業年度において、政令で定め

るところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後に行なうものであること。

二　再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（投資等の計画の届出）

第十三条　再建整備会社は。毎営業年度開始前に。その営業年度に行なおうとする投資（融資を含む。）及び重要な財産の処分（通商産業省令で定める範囲のものに限る。）について、通商産業省令で定める事項を記載した計画を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2　再建整備会社は、前項の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

（実施状況の報告）

第十四条　再建整備会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その再建整備計画の当該営業年度に係る実施状況について、通商産業大臣に報告しなければならない。

（勧告）

第十五条　通商産業大臣は、再建整備会社がその再建整備計画を実施していないと認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を確実に実施すべき旨の勧告をすることができる。

2　通商産業大臣は、石炭鉱業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

3　通商産業大臣は、第十三条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

（監査等）

第十六条　通商産業大臣は、毎年、再建整備会社の業務及び経理の監査をしなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による監査を行なうため、必要があると認めるときは、再建整備会社からその業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に再建整備会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（大蔵大臣との協議）

第十七条　通商産業大臣は、第二条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第六条第二項の通商産業省令の制定又は改廃を行なおうとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

（罰則）

第十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条　再建整備会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その再建整備会社の業務又は経理に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その再建整備会社に対して同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（廃止）

2　この法律は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

3　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第七十条中「この法律」の下に「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）」を加える。

（石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正）

4　石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　通商産業大臣は、石炭鉱業を営む会社が石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第五条第一項に規定する再建整備会社であるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による指定をしないものとし、指定会社が同法第五条第一項に規定する両建整備会社となつたときは、前二項の規定による指定を取り消さなければならない。

（法務・大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭四二・七・六）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表三旭川地方法務局の項中「深川市」を「深川市　富良野市」に、「富良野町　山部町　南富良野町」を「南富良野村」に改める。

別表五中

「

茨城農芸学院	茨城県稲敷郡牛久町

」を

「

茨城農芸学院	茨城県稲敷郡牛久町
喜連川少年院	栃木県塩谷郡喜連川町

」に改め、同表河内少年院の項中「枚岡市」を「東大阪市」に改め、同表神戸再度山学院の項を削り、同表人吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡錦村」を「熊本県球磨郡錦町」に改める。

別表十二中「

仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市

」を「

仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市
仙台入国管理事務所小名浜港出張所	いわき市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市

」に、「

名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所	高岡市

」を「

名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所	高岡市
名古屋入国管理事務所七尾港出張所	七尾市

」に、「

高松入国管理事務所坂出港出張所	坂出市

」を「

高松入国管理事務所坂出港出張所	坂出市
高松入国管理事務所小松島港出張所	小松島市

」に、「

福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市

」を「

福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所大分港出張所	大分市

」に、「

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所	鹿児島県大島郡和泊町

」を「

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所	鹿児島県大島郡和泊町
鹿児島入国管理事務所細島港出張所	日向市

」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭四二・七・六）

◎宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律

政府は、琉球政府に対し、宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備であつて、昭和四十一年度及び昭和四十二年度の一般会計予算に基づきこれらの地域に設置するものを譲与することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・郵政大臣署名）

法律第五十二号（昭四二・七・六）

◎道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

（道路整備緊急措置法の一部改正）

第一条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条第一項及び第四条中「昭和三十九年度」を「昭和四十二年度」に改める。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二条　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「昭和三十九年度」を「昭和四十二年度」に改める。

（奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正）

第三条　奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十二号）第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和四十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十二年度以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第五十三号（昭四二・七・一〇）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条―第五十五条の四」を「第三十九条―第五十五条の八」に、「航空保安事務所（第五十五条の二）」を「地方航空局（第五十五条の二―第五十五条の六）」に、「第五十五条の三・第五十五条の四」を「第五十五条の七・第五十五条の八」に改める。

第十九条第五項中「監理部」を「、監理部、飛行場部」に改める。

第二十八条の二第一項第三号中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二項中「、第十号から第十一号まで」を削り、「第十七号に掲げる事務を」の下に「、飛行場部においては、同項第十号から第十一号の三までに掲げる事務及び同項第十一号の四に掲げる事務のうち燈光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するものを」を加え、「、第十一号の二から第十二号まで」を「に掲げる事務、同項第十一号の四に掲げる事務のうち電波により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するもの並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条中「船舶技術研究所」を「船舶技術研究所　電子航法研究所」に、「航空大学校」を「航空大学校　航空保安職員研修所」に改める。

第三十条第一項中「第二号」を「第三号」に、「第三号から第六号まで」を「第二号及び第四号」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第二項中「第二号」を「第三号」に、「同項第三号から第六号まで」を「同項第二号及び第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（電子航法研究所）

第三十条の二　電子航法研究所は、次に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

一　電子航法に関すること。

二　人口衛星による航法に関すること。

2　電子航法研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究を行なうことができる。

3　電子航法研究所は、東京都に置く。

4　電子航法研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十七条第二項の表児島海員学校の項中「児島市」を「倉敷市」に改める。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

（航空保安職員研修所）

第三十七条の三　航空保安職員研修所は、航空保安業務に従事する職員に対し、その業務を行なうのに必要な研修を行なう機関とする。

2　航空保安職員研修所は、東京都に置く。

3　航空保安職員研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十九条中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

第二章第四節第五款中第五十五条の四を第五十五条の八とし、第五十五条の三第二項中「航空保安事務所」を「地方航空局の空港事務所」に改め、同条を第五十五条の七とし、同節第四款を次のように改める。

第四款　地方航空局

（所掌事務）

第五十五条の二　地方航空局は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一　航空機の安全性に関すること。

二　航空機及びその装備品の修理及び改造に関すること。

三　航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

四　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

五　航空機の操縦の練習の許可に関すること。

六　飛行場及び航空保安施設に関すること（港湾建設局の所掌に属するものを除く。）。

七　航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導管制及びターミナル・レーダー管制に関すること。

八　前号に掲げるもののほか、航空交通の安全に関すること（航空交通管制部の所掌に属するものを除く。）。

九　航空運送事業その他の航空に関する事業に関すること。

十　外国航空機の航行に関すること。

十一　航空機に関する事故の調査に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第五十五条の三　地方航空局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
東京航空局	東京都	東京都　神奈川県　埼玉県　群馬県　千葉県　茨城県　栃木県 山梨県　静岡県　長野県　新潟県　山形県　秋田県　福島県 宮城県　岩手県　青森県　北海道
大阪航空局	池田市	大阪府　京都府　兵庫県　奈良県　滋賀県　和歌山県　三重県 愛知県　岐阜県　福井県　石川県　富山県　鳥取県　島根県 岡山県　広島県　山口県　香川県　徳島県　愛媛県　高知県 福岡県　長崎県　大分県　佐賀県　熊本県　宮崎県　鹿児島県

（特別な職）

第五十五条の四　地方航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2　次長は、地方航空局の長を助けて局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

（内部部局）

第五十五条の五　地方航空局の内部組織は、運輸省令で定める。

（空港事務所等）

第五十五条の六　運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、空港事務所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第八十三条の表中「一五、〇五六人」を「一五、二五二人」に、「一一、一三六人」を「一一、一三四人」に、「二四〇人」を「二四二人」に、「六、一二二人」を「六、一五三人」に、「三三、七〇八人」を「三三、八三五人」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

2　改正後の第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

（経過規定）

3　運輸省本省の定員は、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は、一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和

四十三年二月二十九日までの間は一万五千二百六十二人とする。

（地方自治法の一部改正）

4　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「鉄道現業官署」の下に「、空港事務所その他の航空現業官署」を加え、「、航空保安事務所、航空標識所」を削る。

（航空法の一部改正）

5　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第一項中「航空保安事務所長」を「地方航空局長」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地方航空局長又は航空交通管制部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の空港事務所その他の地方機関の長に行なわせることができる。

（自衛隊法の一部改正）

6　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

（内閣総理・運輸・自治大臣署名）

法律第五十四号（昭四二・七・一〇）

◎日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律

日本蚕糸事業団法（昭和四十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（生糸の輸出を確保するための生糸の買入れ等に係る特例）

第十四条の二　事業団は、当分の間、第二十八条の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の輸出を確保するための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務（その生糸に係る買換えのための生糸の買入れ及び売渡しの業務を含む。）並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

2　前項の認可は、事業団が繭及び生糸の価格の適正な水準における安定を図るために必要な数量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため特に必要があると認められる場合に、するものとする。

3　事業団は、第一項に規定する業務として生糸の売渡し（買換えのための売渡しを除く。）を行なうに当たつては、その生糸を輸出すべきこととその他の必要な条件を附さなければならない。

4　第三十五条の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

5　第一項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第二十八条第三項中「前二項の規定により行なう業務」とあるのは「前二項の規定により行なう業務及び附則第十四条の二第一項の規定により行なう業務」と、第四十八条第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（附則第十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項（附則第十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」と、第五十一条第六号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第十四条の二第一項に規定する業務以外」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭四二・七・一一）

◎石油ガス税法の一部を改正する法律

石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「同年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭四二・七・一三）

◎中小企業振興事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員等（第九条―第十九条）
第三章　業務（第二十条―第二十二条）
第四章　財務及び会計（第二十三条―第三十二条）
第五章　監督（第三十三条・第三十四条）
第六章　雑則（第三十五条―第三十七条）
第七章　罰則（第三十八条―第四十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　中小企業振興事業団は、中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業をあわせて行なうことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

五　特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号の一に該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

（法人格）

第三条　中小企業振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　事業団は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　事業団の資本金は、百四億一千二百五十万円並びに附則第七条第二項及び附則第八条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　事業団でない者は、中小企業振興事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第九条　事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、

理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十一条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十二条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十三条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十四条　通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十五条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十六条　事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（評議員会）

第十七条　事業団に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

5　評議員は、都道府県知事、中小企業団体中央会の長その他中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6　評議員の任期は、二年とする。

7　評議員は、再任されることができる。

（職員の任命）

第十八条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十九条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　都道府県（政令で指定する市を含む。）が行なう中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力を行ない、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化（以下単に「中小企業構造の高度化」という。）に関し必要な指導を行なうこと。

二　次の事業を行なう都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行なうこと。

イ　中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置するのに必要な資金の貸付けを行なうこと。

ロ　中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置してこれらを譲り渡すこと。

三　都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イ及びロに掲げる業務を行なうこと。

四　中小企業指導担当者（中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者をいう。）の養成及び研修並びに都道府県が行なうことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行なうこと。

五　前各号の業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行ない、並びにその成果を普及すること。

六　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2　次に掲げる者は、中小企業構造の高度化を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。

一　第二条第一号から第三号までの各号の一に該当する者（以下「中小事業者」という。）が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であつて、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの

二　中小事業者から出資を受けた会社（当該出資を受ける際に中小事業者であつたものに限る。）であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

3　第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業並びに同項第三号の業務の範囲は、政令で定める。

4　事業団は、第一項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第二十一条　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号イに掲げるものの一部を委託することができる。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

3　第一項の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十二条　事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十三条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十五条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十六条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び中小企業振興債券）

第二十七条　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。